

関 東

食料・農業・農村をめぐる事情



令 和 2 年 9 月

農林水産省
関東農政局

【表紙の写真】

「第4回農のいとなみと鉄道フォトコンテスト」 関東農政局長賞

「次代の担い手」 小澤 宏 氏の作品 小田急電鉄小田原線（神奈川県小田原市）

※ 農のいとなみと鉄道フォトコンテストの詳細内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/photocontest.html>（関東農政局）



【利用上の注意点】

「関東」とは、関東農政局が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県である。

目 次

トピックス

1	令和元（2019）年台風15号、19号等の被害、支援	2
（1）	台風第15号	2
ア	農産物等被害の状況	2
イ	農地・農業用施設等被害の状況	3
ウ	復旧への支援等	3
（2）	台風第19号等	4
ア	農産物等被害の状況	5
イ	農地・農業用施設等被害の状況	6
ウ	復旧への支援等	6
2	CSFへの対応	9
（1）	CSF感染予防の取組	9
ア	説明会の開催	9
イ	チラシの作成・配布	10
ウ	消毒マットの設置	10
（2）	CSF拡散抑制の対応	11
ア	体制整備	11
イ	都県との連携等	11
ウ	経口ワクチン散布作業の支援	11
エ	飼養豚等へのワクチン接種	11
オ	野生イノシシ捕獲の支援	12
3	新型コロナウイルスへの対応	15
（1）	感染拡大防止に伴う食料・農業への影響	15
（2）	関東農政局における対応	15
ア	体制整備	15
イ	支援策の周知・相談対応	15
ウ	事業継続ガイドラインの周知等	16
エ	需要拡大に向けた取組	16

I 主要課題に係る関東管内の取組

1	農産物・食品の輸出力強化と高付加価値化	20
（1）	農産物・食品の輸出力強化	20
（2）	規格・認証の国際化対応	22

ア	GAPの認証取得への支援	22
イ	地理的表示（GI）制度の普及	23
(3)	農産物・食品の高付加価値化、再生可能エネルギーの利用推進	25
ア	6次産業化の取組支援	25
イ	食品ロスの削減	26
ウ	食品リサイクルの推進	27
エ	再生可能エネルギーの取組推進に係る支援	28
オ	食育の推進	28
2	「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり	31
(1)	「スマート農業」の推進	31
(2)	農業農村基盤整備と保全管理	33
ア	農業生産基盤の整備	33
イ	農業水利施設の長寿命化	35
ウ	災害リスクから農業・農村を守る防災・減災対策	36
①	大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化	36
②	防災重点ため池の再選定	37
エ	土地改良区の財政基盤強化の促進	39
(3)	生産資材価格の引き下げ、流通・加工の構造改革	41
3	担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進	44
(1)	農地集積・集約化の推進	44
(2)	多様な担い手の育成・確保	47
ア	担い手の育成	47
イ	農業経営相談所、農業経営塾	48
ウ	農業経営収入保険の普及・推進	49
エ	女性の活躍を促進する取組	50
オ	外国人材をめぐる動き	51
カ	農業への関心を高めるための取組	51
4	水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施	53
5	食の安全、消費者の信頼確保	55
6	地域の活性化	58
(1)	日本型直接支払の実施	58

ア	農業・農村の多面的機能維持・発揮に向けた取組の推進	58
イ	中山間地域農業等の振興	60
ウ	環境保全型農業等の推進	62
エ	荒廃農地の解消	63
(2)	農村の活性化	65
ア	棚田地域振興法の推進	65
イ	農泊の推進	66
ウ	農福連携の推進	68
エ	都市農業の多様な機能の発揮	71
オ	鳥獣被害の現状と対策の推進	72

II 関東管内の食料・農業・農村をめぐる状況

	関東農業に係る指標	76
1	気候等の自然条件	77
2	主要農畜産物の生産等の状況	79
(1)	米麦	81
(2)	野菜	83
(3)	果樹	85
(4)	花き	87
(5)	工芸農産物（茶・こんにゃくいも）	88
(6)	畜産	89
3	食料の販売環境、物流等の状況	92
4	担い手の状況	94
5	農地の状況	96

【巻末参考】

1	令和元（2019）年度表彰受賞者等のリスト（関東管内）	100
2	農業遺産の認定地域等のリスト（関東管内）	106
3	地理的表示（GI）の登録状況（関東管内）	108
4	指定棚田地域（関東管内）	108

	索引	109
--	----	-----

【事例一覧】

茨城県

- スマート農業を活用して、経営改善を進める取組（結城郡八千代町）・・・32
- 農業生産基盤整備を契機とした農地集積の状況（筑西市）・・・34
- 農福連携を売り上げ増、業務の効率化につなげる取組（つくば市）・・・69

栃木県

- 低コスト肥料の普及推進に係る取組（宇都宮市）・・・41
- 自治体と連携したグリーンツーリズムの取組（大田原市）・・・67

群馬県

- 農地バンクを活用した参入企業等への農地集積と高付加価値農産物への転換（明和町）・・・45
- 環境保全型農業の取組（太田市）・・・62

千葉県

- GAP取得を経営の効率化・拡大につなげる取組（富里市）・・・22
- 高品質のミード開発と体験型観光施設の整備（君津市）・・・25
- 営農型太陽光発電のメリットを営農面でフルに活用する取組（千葉市）・・・28
- 地元銀行と地域企業の共同出資による農業参入（市原市）・・・46
- 作業分散と労力削減を進めながら水田フル活用を実施（香取郡神崎町）・・・53
- 地域ぐるみの鳥獣害対策を実現（市原市）・・・73

東京都

- 食品流通の多様化に対応するための卸売市場の機能強化に向けた取組（大田区）42

山梨県

- 有機鶏卵を使用した有機加工品の開発（甲斐市）・・・25

長野県

- 市田柿の輸出力強化のためのブランド力の維持・向上に向けた取組（飯田市）・21
- 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業：湛水防除事業）の取組状況（須坂市）・・・36
- 中山間地域農業の振興に関する取組事例（長野市）・・・61

静岡県

- 野菜の共同配送により流通価格を抑制する取組（牧之原市）・・・41
- 農地バンクの活用による茶園の集積（川根本町）・・・45
- 異業種からの新規参入者が国、県の支援事業を有効活用（浜松市）・・・47
- 農業経営相談所による茶経営体の労働生産性及び収益性の向上支援（牧之原市）48
- 荒廃農地を活用して経営規模を拡大する取組（松崎町）・・・64

【コラム一覧】

陸上自衛隊第12旅団に対する感謝状授与	14
中国からのチャーター機で帰国した者等への対応	18
東京都農業科高校におけるGAPの取組を関東農政局東京都拠点が応援	23
江戸の名物料理「軍鶏鍋」として愛されてきた伝統的な鶏肉の味わいを再現	24
フードバンク活動推進のための情報共有プラットフォームを設置	27
関東農政局静岡県拠点の職員がYouTubeで国産農林水産物等の魅力を発信	30
サービスエリアでの農産物販売・PRを関東農政局茨城県拠点が後押し	43
農福連携推進関東ブロックセミナー・スタディツアーの開催	70
捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取組	74
統計データを活用して山梨県の農業を紹介した記事（関東農政局山梨県拠点作成）が地方新聞に連載	91

【表彰紹介】

長野堰土地改良区（群馬県高崎市）	39
企業組合らんどまあむ（栃木県下野市）	50
三舟の里保全会（千葉県君津市）	59

トピックス

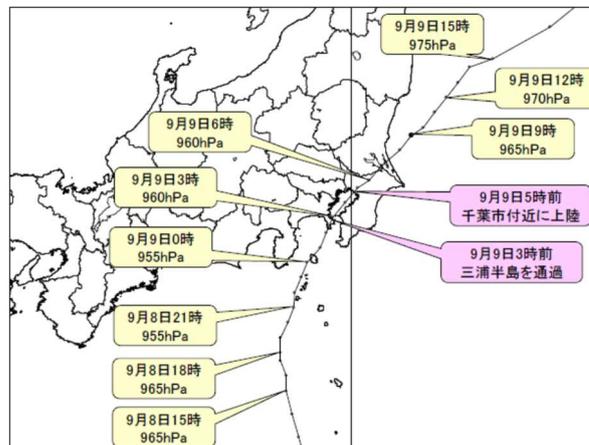
1 令和元（2019）年台風第15号、第19号等の被害、支援

（1）台風第15号

台風第15号は、9月9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉県付近に上陸し、9日朝には茨城県沖に抜けた。千葉県で観測史上1位の最大瞬間風速57.5mを観測するなど東海地方や関東地方で記録的な暴風雨をもたらした。

本災害は激甚災害に指定され、併せて本災害に適用すべき措置を指定する政令が10月11日に閣議決定され、10月17日に公布・施行された。

台風第15号経路図

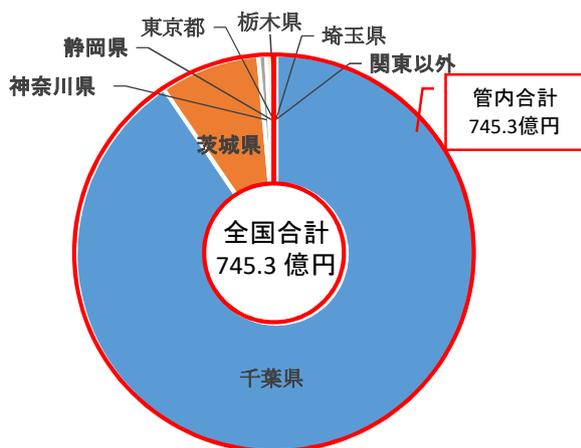


資料：東京管区气象台 HP

ア 農作物等被害の状況

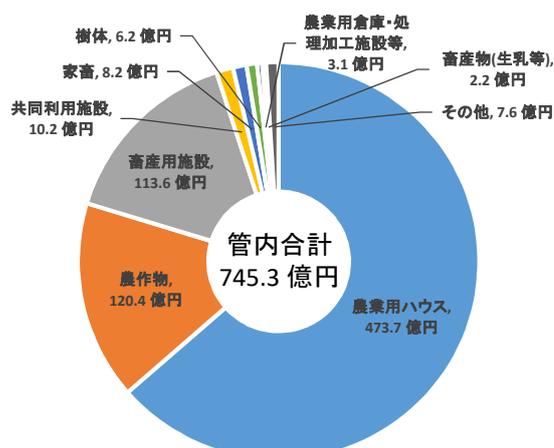
台風第15号による関東農政局管内の被害額は745.3億円となり、特に、千葉県、茨城県を中心に、暴風雨による農業用ハウスの倒壊等の被害が473.7億円と管内全体の被害額の3分の2を占めた。この他、鉄塔や電柱の倒壊、倒木等による停電により、乳業工場への生乳の配送停止やクーラーステーションの停止による生乳廃棄が発生した。

台風第15号農作物等被害（都県別）



資料：農林水産省調べ、関東農政局調べ
注：令和元（2019）年12月5日現在

台風第15号農作物被害（種別）

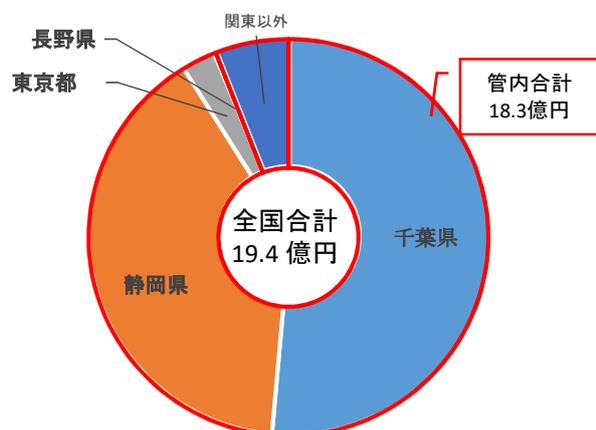


資料：関東農政局調べ
注：令和元（2019）年12月5日現在

イ 農地・農業用施設等被害の状況

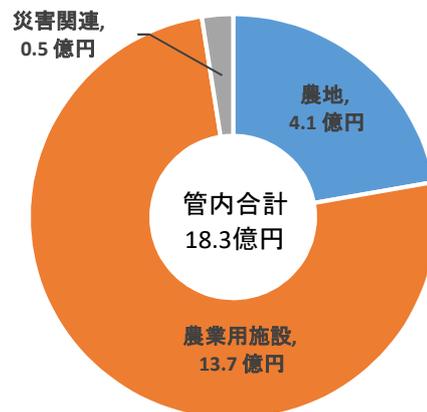
台風第15号による関東農政局管内の農地・農業用施設の被害は、千葉県を中心に650か所、被害額は17.8億円となっており、生活環境施設の被害が35か所、被害額は4,500万円となった。

台風第15号農地・農業用施設等被害額
(都県別)



資料：農林水産省調べ、関東農政局調べ
注：令和2(2020)年1月16日現在

台風第15号農地・農業用施設等被害額
(種別)



資料：関東農政局調べ
注：令和2(2020)年1月16日現在



ガラスハウスの損壊被害 (千葉県南房総市)



水稻の倒伏被害 (千葉県市原市)

ウ 復旧への支援等

○農政局災害対策本部の設置

関東農政局では、被害状況の把握と状況に応じた対策を講ずるため、9月13日、災害対策本部を設置するとともに、相談窓口を設置した。

○農政局職員の現地への派遣 (MAFF-SAT)

9月10日以降、延べ12人の職員を、千葉県、静岡県の被災地に派遣し、情報収集、技術支援(災害査定への助言や査定設計書作成支援等)を実施した。また、被害のあった地方自治体や関係土地改良区等に査定前着工制度の啓発を行った。

○災害応急ポンプの貸出し

停電による排水機場の停止に伴う機場周辺の湛水被害を解消するため、千葉県印旛農業事業所から災害応急ポンプの貸出し要請があったため、9月10日～13日の間、関東農政局土地改良技術事務所から貸出しを行った。



災害応急ポンプによる排水状況
(印旛沼二期 宗吾北機場)

○支援対策の周知・執行

台風第15号では、令和元(2019)年10月1日に農林水産関係被害への支援対策が公表され、関東農政局では、10月7日以降、管内6か所(茨城県2か所、千葉県3か所、東京都)で国主催の支援対策説明会を開催したほか、県主催の支援対策説明会に出席し説明を行うなど、支援対策の周知に務めた。

関東農政局管内では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)について、主に強風により倒壊したパイプハウスの復旧・撤去を中心に、農機具格納庫、畜舎の復旧に対する要望があり、交付申請のあった経営体に対し、交付金を交付、各地で復旧作業が行われている。

災害復旧事業に関して、災害査定を、農地・農業用施設等については11月18日から12月20日まで、共同利用施設については令和2(2020)年1月20日から24日まで実施し、その後、順次復旧工事に着手している。

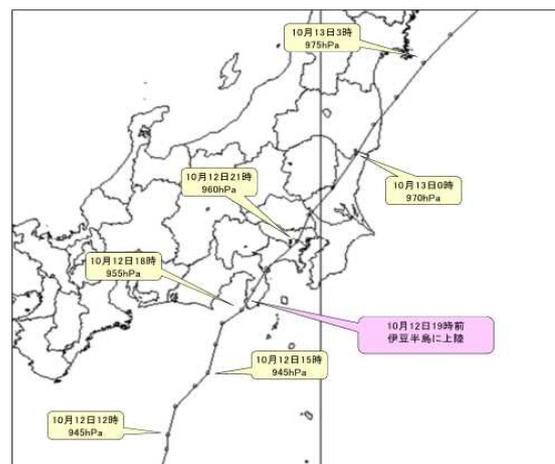
(2) 台風第19号等

台風第19号は、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。記録的な大雨により、千葉県を除く関東農政局管内1都8県に大雨特別警報が発表された。

また、10月25日から26日にかけて、低気圧が太平洋沿岸を進み、この低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、台風第21号の湿った空気が流れ込み、特に、千葉県では総降水量が200ミリを超える記録的な大雨となった。

本災害(台風第20号、第21号を含む)は激甚災害に指定され、併せて本災害に適用すべき措置を指定する政令が10月29日(台風第20号、第21号追加11月29日)に閣議決定されるとともに、11月1日(台風第20号、第21号追加12月4日)に公布・施行された。

台風第19号経路図



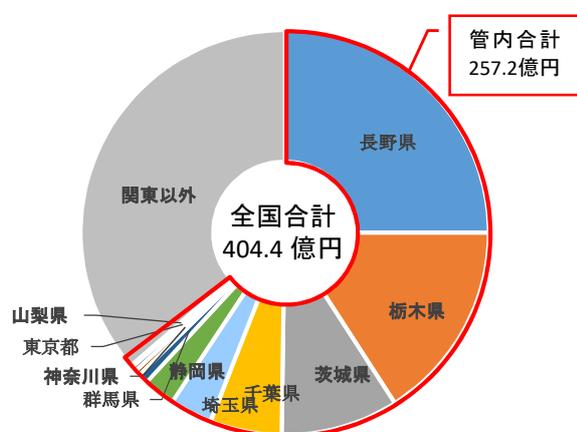
資料：東京管区気象台 HP

ア 農作物等被害の状況

台風第19号等（台風第19号及び10月25日から26日の大雨）による関東農政局管内の被害額は257.2億円となり、全国の被害額のおよそ6割を占めた。また、農作物、農業・畜産用機械の被害額が194.7億円にのぼり、管内全体の約8割を占めた。

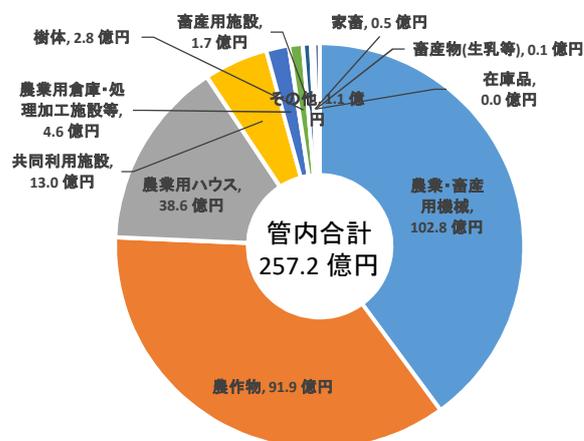
那珂川（茨城県）、秋山川（栃木県）、越辺川（埼玉県）、千曲川（長野県）などで堤防の決壊や溢水による河川の氾濫が発生し、リンゴ、米、ハウスイチゴなどの農作物等、ライスセンター等の共同利用施設に被害が発生した。10月25日から26日の大雨では、浸水害や河川の氾濫により、茨城県や千葉県では水田の冠水、イチゴ、大豆等に浸水の被害が発生した。また、農業用機械や収穫後の保管米、果樹の浸水・流出被害が発生した。

台風第19号等農作物等被害（都県別）



資料：農林水産省調べ、関東農政局調べ
注：令和2（2020）年4月10日現在

台風第19号等農作物等被害（種別）



資料：関東農政局調べ
注：令和2（2020）年4月10日現在



河川決壊による冠水被害（長野県長野市）

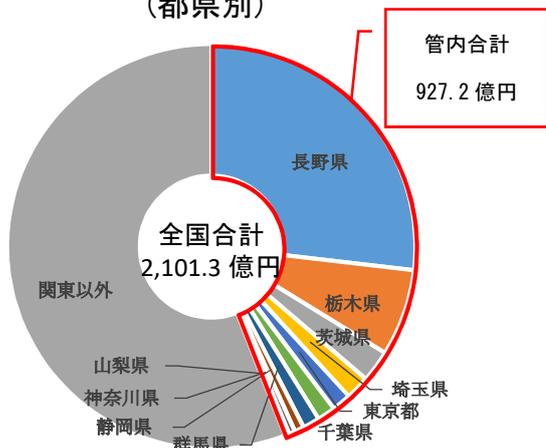


河川決壊による冠水被害（栃木県佐野市）

イ 農地・農業用施設等被害の状況

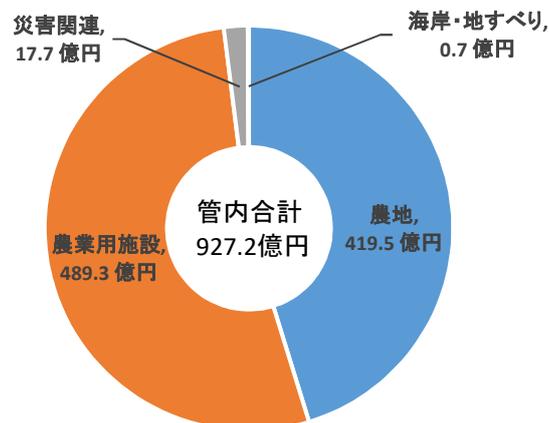
台風第19号等による関東農政局管内の農地・農業用施設の被害は、栃木県、長野県を中心に19,295か所、被害額は908.8億円となっており、生活環境施設等の被害が42か所、被害額は18.4億円となった。河川の氾濫等により、樹園地への土砂堆積や水田等に稲わらが堆積するなどの被害が発生した。

台風第19号等農地・農業用施設等被害額
(都県別)



資料：農林水産省、関東農政局調べ
注：令和2年4月10日現在

台風第19号等農地・農業用施設等被害額
(種別)



資料：関東農政局調べ
注：令和2年4月10日現在



稲わら堆積状況 (埼玉県東松山市)



ため池堤体一部崩落被害 (千葉県大多喜町)

ウ 復旧への支援等

○農政局災害対策本部の設置

関東農政局では、被害状況の把握と状況に応じた対策を講ずるため、10月11日、災害対策本部を設置した。

○農政局職員の現地への派遣 (MAFF-SAT)

関東農政局では、10月18日以降、延べ346人(令和2(2020)年1月31日時点)の職員を被災地に派遣し、初期情報収集、技術支援(災害査定への助言や査定設計書作成支援等)を実施した。また、被害のあった地方自治体や関係土地改良区等に査定前着工制度の啓発を行った。

○災害応急ポンプの貸出し

湛水被害の解消等のため、災害応急ポンプの貸出し要請があったため、栃木県下都賀農業振興事務所（貸出期間10月13日～23日）、千葉県大多喜町（同10月28日～11月7日）に、関東農政局土地改良技術事務所から貸出しを行った。



災害応急ポンプによる排水状況
(栃木県栃木市)

○支援対策の周知・執行

台風第19号等では、令和元（2019）年10月25日に農林水産関係被害への支援対策が公表され、11月7日に支援パッケージが公表された。関東農政局では、10月28日以降、管内9か所（茨城県2か所、埼玉県2か所、千葉県2か所）で国主催の支援対策説明会を開催したほか、県等主催の支援対策説明会や意見交換会に出席し説明を行うなど、支援対策の周知に努めた。

関東農政局管内では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）について、主に大雨による洪水に係る農業用機械の復旧を中心に、農業用ハウスの復旧、撤去に対する要望があり、交付申請のあった経営体に対し交付金を交付、各地で復旧作業が行われている。

また、持続的生産強化対策事業により被災した果樹農家・稲作農家の営農再開に向けた支援や被災農家等営農再開緊急対策事業により保管米被災農家向けの支援を行うなど、被災農業者等が継続して営農できるよう、国、都県、市町村が連携して支援対策を講じた。

災害復旧事業に関して、災害査定を、農地・農業用施設等については11月25日から令和2（2020）年1月30日まで、共同利用施設については令和2（2020）年1月8日から1月28日まで実施し、その後、順次復旧工事に着手している。なお、水田に堆積した稲わらの撤去については、持続的生産強化対策事業の活用等により令和2年3月までに撤去を完了した。

【復旧状況】



樹園地堆積土砂撤去前（長野県須坂市）



樹園地堆積土砂撤去後（長野県須坂市）



稲わら撤去前（埼玉県坂戸市）



稲わら撤去後（埼玉県坂戸市）

2 CSFへの対応

平成 30 (2018) 年 9 月、岐阜県において国内で 26 年ぶりとなる CSF の発生が確認された。その後、令和 2 (2020) 年 3 月までに、飼養豚で岐阜県、愛知県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、三重県及び沖縄県の 8 県で発生が確認されている。一方、野生イノシシの CSF 感染事例についても、平成 30 (2018) 年 9 月から令和 2 (2020) 年 3 月までに、飼養豚の発生県（沖縄県を除く。）のほか、富山県、石川県、滋賀県、群馬県及び静岡県 の 12 県で確認されている。

こうした状況の中、関東農政局では、管内における CSF の発生予防及びまん延防止のため、以下の対応を行った。

(1) CSF 感染予防の取組

ア 説明会の開催

令和元 (2019) 年 7 月 8 日、管内（長野県）で初めて CSF に感染した野生イノシシが確認されたため、同年 8 月 5 日、埼玉県さいたま市、8 月 8 日、長野県塩尻市及び飯田市において、家畜衛生担当者、畜産協会、養豚協会等の関係者を対象に「関東農政局 CSF 対策説明会」を開催し、養豚農家における飼養衛生管理基準の遵守等、防疫対策の推進・強化を図った。

また、同説明会（埼玉県さいたま市）では、農林水産省拡大 CSF 疫学調査チーム長の津田知幸氏による「2018 年に日本で発生した CSF の性状と防疫対策」と題した講演を行った。



関東農政局 CSF 説明会（さいたま市）



長野県拠点 CSF 説明会（塩尻市）

用語の解説

CSF とは

CSF（豚熱）は、CSF ウイルスの感染による豚とイノシシの病気である。強い伝播力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に殺処分等の防疫措置を行うこととしている。

なお、CSF は豚とイノシシの病気であり、人には感染しない。

イ チラシの作成・配布

CSFの発生予防及びまん延防止のため、イノシシ等の野生動物のエサとなる肉や肉製品等のゴミの放置を禁止するためのチラシを環境省と連携して作成し、ビジターセンター、公園、キャンプ場、道の駅などの施設に掲示し、公園等施設来園者等への注意喚起を行った。また、外国人への注意喚起を促すため、英語表記のポスターも作成した。



CSFポスター掲示（道の駅）



英語表記CSFポスター

ウ 消毒マットの設置

CSFがまん延する原因として、ウィルスが野生イノシシやネズミ等の野生動物の出入りを介して侵入する可能性のほか、人と人との交差によるまん延も原因の一つといわれている。

関東農政局では、CSFまん延防止のため、さいたま新都心合同庁舎のほか、関東農政局管内各都県拠点及び管内国営事業（務）所に消毒マットを設置した。



さいたま新都心合同庁舎 2号館



関東農政局長野県拠点庁舎

(2) CSF 拡散抑制の対応

ア 体制整備

令和元（2019）年9月5日に農林水産本省で開催された「農林水産省CSF対策本部」において、野生イノシシ対策など5つの柱を決定したことを受けて、関東農政局では、9月11日に「関東農政局CSF対策本部」を設置し、経口ワクチンの散布及び野生イノシシの捕獲作業を支援していくことを決定した。

また、管内（埼玉県）で初めて養豚農場でCSFの発生が確認された、令和元年（2019年）9月13日に「CSFに関する相談窓口」を設置した。

イ 都県との連携等

令和元（2019）年9月から11月までに、埼玉県、長野県及び山梨県の養豚農場においてCSFの発生が確認（3県8例）された。その都度、「関東農政局CSF対策本部」を開催し、①発生県との連絡調整及び情報収集、②発生県からの派遣要請に備えた防疫作業従事者の派遣準備、③生産者、消費者、流通業者等への正確な情報提供を実施した。

ウ 経口ワクチン散布作業の支援

農林水産省では、野生イノシシによるCSFウィルスの拡散が全国に及ばないように、重点的に経口ワクチンを散布するエリアを帯状（ワクチンベルト）に設定した。

令和元（2019）年10月から11月、ワクチンベルト構築のため、長野県が実施した経口ワクチンの散布に本局及び長野県拠点の職員を派遣し、長野県及び関係機関と連携して、経口ワクチンの散布作業を行った。

また、ワクチンベルト構築に当たっては、エリアが広範にわたり、かつ散布が困難な箇所もあることから、自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる効果的な経口ワクチンの散布を行っている。

令和元（2019）年11月28日、群馬県畜産試験場で行われた自衛隊ヘリコプターを活用した経口ワクチンの空中散布実証実験及び同年12月20日、栃木県日光市で行われた空中散布について、本局、群馬県拠点及び栃木県拠点の職員を派遣し、補助作業を行った。



経口ワクチン散布作業



経口ワクチン空中散布（栃木県日光市）

エ 飼養豚等へのワクチン接種

野生イノシシにおいて、CSFの感染が拡大していることから、令和元（2019）年10月、養豚農場の衛生管理の向上等を図っても豚等への感染リスクが高い地域において、飼養豚等を対象にワクチンを接種することとした。（令和2（2020）年3月時点で管内10都県を含

む 21 都府県がワクチン接種推奨地域に指定されている)

管内都県では、令和元（2019）年 10 月以降、順次ワクチン接種を行い、令和 2（2020）年 3 月までに、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県及び静岡県 の 7 都県でワクチン接種を終了している。

オ 野生イノシシ捕獲の支援

養豚場への C S F の侵入リスクの低減を図るためには、野生イノシシの捕獲の強化が喫緊の課題となっている。農林水産省では、更なる捕獲強化のため、C S F まん延防止に効果的な地域において捕獲重点エリア（21 都県）を定めるとともに、捕獲頭数の目標を設定している。

令和元（2019）年 12 月 2 日から 26 日までの間、C S F に感染した野生イノシシが確認されている静岡県に、本局及び静岡県拠点の職員を派遣し、静岡県及び関係機関と連携して、捕獲等にかかる消毒や検査用の採材その他の補助作業を行った。

※ C S F に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/tonkorera_hassei.html（関東農政局）



C S F に関する主な動き

年	月	管 内	そ の 他
平成 30 (2018) 年	9 月		・ 岐阜県の飼養豚で国内 26 年ぶりに C S F 発生 ・ 岐阜県で野生イノシシの C S F 感染を確認
	12 月		・ 愛知県で野生イノシシの C S F 感染を確認
平成 31 (2019) 年	2 月		・ 愛知県の養豚農場で C S F 発生
	3 月		・ 岐阜県及び愛知県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始
令和元 (2019) 年	6 月		・ 三重県で野生イノシシの C S F 感染を確認
	7 月	・ 長野県で野生イノシシの C S F 感染を確認 ・ 長野県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始	・ C S F ・ A S F 対策を公表（早期出荷促進対策、野生イノシシ対策、水際検疫強化等） ・ 三重県及び福井県の養豚農場で C S F 発生 ・ 富山県及び福井県で野生イノシシの C S F 感染を確認 ・ 三重県及び福井県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始
	8 月	・ 関東農政局 C S F 対策説明会を開催	・ 石川県で野生イノシシの C S F 感染を確認 ・ 富山県及び石川県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始

令和元 (2019) 年	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県及び長野県の養豚農場でCSF発生 ・関東農政局CSF対策本部を設置・開催（以降発生の都度開催） ・埼玉県で野生イノシシのCSF感染を確認 ・静岡県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県で野生イノシシのCSF感染を確認 ・滋賀県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県及び長野県で飼養豚等へのワクチン接種開始 ・群馬県、山梨県及び静岡県で野生イノシシのCSF感染を確認 ・群馬県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県及び滋賀県で飼養豚等へのワクチン接種開始
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種豚出荷開始 ・山梨県の養豚農場でCSF発生 ・埼玉県、静岡県及び山梨県で飼養豚等へのワクチン接種開始 ・埼玉県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種豚出荷開始
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県及び東京都で飼養豚等へのワクチン接種開始 	
令和2 (2020) 年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県、栃木県、神奈川県及び山梨県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の養豚農場でCSF発生 ・新潟県、京都府及び奈良県で飼養豚等へのワクチン接種開始
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県、栃木県及び千葉県で飼養豚等へのワクチン接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法改正の公布・施行（議員立法） ・京都府で野生イノシシ経口ワクチン散布開始
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都で野生イノシシ経口ワクチン散布開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の改正（豚等） ・沖縄県で飼養豚等へのワクチン接種開始 ・新潟県で野生イノシシ経口ワクチン散布開始
	4月		<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法改正の公布
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県で野生イノシシのCSF感染を確認 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県で野生イノシシのCSF感染を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、兵庫県及び和歌山県でワクチン接種開始
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・10都県全てでワクチン接種終了 ・東京都で野生イノシシのCSF感染を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法の施行 ・飼養衛生管理基準の施行 ・14府県全てでワクチン接種終了

コラム

陸上自衛隊第12旅団に対する感謝状授与

平成31(2019)年2月6日から8日の間、長野県宮田村の養豚場における豚の追い込み作業、殺処分した豚の運搬・埋却処理などの防疫対応への支援、長野県、群馬県及び栃木県での自衛隊ヘリコプターによる空中散布など、陸上自衛隊第12旅団の功績をたたえるため、令和元(2019)年12月26日、幸田関東農政局長から田尻第12旅団長に対し、農林水産大臣感謝状を手交した。



大臣感謝状手交時の様子（陸上自衛隊第12旅団（相馬原駐屯地）応接室）

3 新型コロナウイルスへの対応

(1) 感染拡大防止に伴う食料・農業への影響

令和元(2019)年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、世界各地に拡大した。感染拡大に伴い、政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「多くの方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等を延期、又は規模縮小」(2月26日)、「全国の小中高校、特別支援学校の3月2日から春休みまでの臨時休業」(2月27日)が要請された。

これらの要請等に伴い、食料・農業等に次のような影響もたらされた。

- ① 小中学校等の臨時休業により、給食向け食材注文のキャンセルが発生するとともに、保護者が出勤できなくなるにより農業法人等の雇用に影響
- ② 卒業式やイベント等の中止・規模縮小により、花きの需要が減退し、価格が下落
- ③ インバウンドを含めた外食・観光需要の減少により、牛肉、高級果実等の販売が減少
- ④ 外国からの渡航者に対する入国制限等により、外国人技能実習生等の受入れの見通しが立たなくなる等により労働力の確保に影響

(2) 関東農政局における対応

ア 体制整備

「新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部」を2月18日に設置するとともに、関東農政局企画調整室に相談窓口を設置した(3月6日)。

その後、緊急事態宣言が管内各都県に出されたことを受け、各都県との間の情報収集・提供を担う組織として、各都県拠点に農林水産省現地対策本部を設置した(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県は4月7日、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県及び静岡県は4月16日)。

イ 支援策の周知・相談対応

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第1弾2月13日、第2弾3月10日取りまとめ)において、資金繰り支援策や未利用農産物等の代替販路確保等の支援が措置された。

また、令和2年度補正予算(1次4月30日、2次6月12日成立)において、感染拡大防止対策を行いつつ経営継続に向けた取組を行う農林漁業者を支援する経営継続補助金、市場価格が下落するなどの影響を受けた高収益作物について次期作に前向きに取り組む生産者を支援する高収益作物次期作支援交付金等が盛り込まれた。

関東農政局においては、これらの補助事業等に加え、中小企業庁が措置した持続化給付金や、厚生労働省の雇用調整助成金等について農林漁業者や食品関係事業者等に広く周知した。

ウ 事業継続ガイドラインの周知等

国民への食料供給を継続的に行うため、農林水産省は農業者等において新型コロナウイルス感染者が発生した際の事業継続に関するガイドラインを3月13日に策定した。

また、緊急事態宣言の解除（5月14日）と同時に、農林水産省所管の関係団体等が自主的な感染防止の取組を進めてもらうために、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づいて業種別ガイドラインを策定した。

関東農政局では、これらを農業者や関係業界に周知し、業務継続のための支援体制の構築や業務マニュアルの作成等の呼びかけを行った。

エ 需要拡大に向けた取組

関東農政局においては、農産物の需要拡大に向けた次の取組を実施した。

- ① 花の消費拡大として、さいたま新都心駅前電光掲示板を活用した広報を実施し、関東農政局「消費者の部屋」の展示スペース、各フロアー、各都県拠点では花を飾る「花いっぱいプロジェクト」に取り組んだ。さらに、退職者、異動者に花束を贈ることを促し、販売斡旋を局内で実施した。
- ② 野菜の消費拡大を推進するため、「野菜を食べよう」プロジェクトに取り組み、新規就農者が生産した野菜の即売会を実施した。



さいたま新都心駅前電光掲示板



退職者、異動に花束を贈る取組

新型コロナウイルスに関する動き

令和2 (2020)年 1月	15日	国内において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
	29日	中国からのチャーター機第1便が東京に到着
	30日	・政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 ・「新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部」設置
2月	13日	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」第1弾取りまとめ
	18日	新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部設置
	25日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
	26日	政府対策本部「多くの方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等は今後2週間中止、延期、規模縮小等」を要請
	27日	政府対策本部「全国の小中高校、特別支援学校の2日から春休みまでの臨時休業」を要請
3月	6日	関東農政局に相談窓口を設置
	10日	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」第2弾取りまとめ
4月	7日	・政府の緊急事態宣言を7都府県に発令 ・農林水産省現地対策本部設置（管内では、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県各拠点）
	16日	・政府の緊急事態宣言を全国に拡大 ・農林水産省現地対策本部設置（管内では、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県各拠点）
	27日	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者・食品関連事業者への支援策周知を実施
	30日	令和2年補正予算1次成立
5月	14日	・新型コロナウイルス感染症緊急事態解除（39県） ・業種別ガイドライン策定
	25日	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除（8都道府県）
6月	12日	令和2年補正予算2次成立

コラム

中国からのチャーター機で帰国した者等への対応

中国武漢からチャーター機で帰国した者、感染が広がったクルーズ船からの下船者が一時的に宿泊する施設として、埼玉県和光市にある税務大学校等が使われることとなった。

これら宿泊者への食事や食料の支援等について農林水産省が担うことになり、関東農政局職員も対応した。



税務大学校（埼玉県和光市）

I 主要課題に係る関東管内の取組

1 農産物・食品の輸出力強化と高付加価値化

(1) 農産物・食品の輸出力強化

- ◎ 農林水産物の輸出は、国内出荷と異なり、輸出先国における様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商習慣等があるため、小規模な農林漁業者・食品メーカー・流通業者が個々に継続的な成果を出すことは困難な状況にある。
このため、個々の事業者がビジネスパートナーを見つけ、商談などの橋渡しを行うためのコミュニティサイトを立ち上げ、当該コミュニティでの取組に対して、行政・JETRO 等によるワンストップでの支援を行う「**農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)**」を展開している。
- ◎ 関東農政局では、GFP において輸出診断を希望する農林漁業者・事業者に対して、輸出に関する専門家チームを編成・訪問し、輸出を成功させるためのアドバイスや事業者ごとに有用な情報提供を実施している。
- ◎ 関東農政局は、輸出促進の取組を一層強化するため、北陸農政局、関東経済産業局と連携し、農林漁業者や中小企業の事業ステージや課題に応じて、両省が所管する海外展開支援策や現に輸出におけるスキルを有する貿易商社（＝サポートビジネス商社）を活用した支援を組み合わせた伴走型支援を実施している。

※ 農林水産物・食品輸出プロジェクトの詳細内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html> (農林水産省)



用語の解説

農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)

GFP(ジー・エフ・ピー)とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトである。

【サポートビジネス商社を活用したマーケティング事業の取組(関東農政局、北陸農政局、関東経済産業局)】

- ◎ 輸出に関するサポートスキルを有する貿易商社を活用して、輸出先国に関する予備知識の習得、現地小売業者との商談等をサポート

令和元(2019)年7月31日、輸出を目指す農林漁業者や飲食料品分野の中小企業を対象に、サポートビジネス商社が継続した輸出に繋げるためのノウハウ、必要な心構え等を講演する「サポートビジネス商社活用海外展開セミナー」を開催。併せて、各支援機関による支援施策説明や個別相談会を実施。

また、10月2日には、輸出を目指す農林漁業者や飲食料品分野の中小企業を対象に、サポートビジネス商社との「海外展開 ONE to ONE 商談会」を開催。

さらに、12月4日に輸出を目指す事業者の課題に対して、民間専門家が課題解決に向けたアドバイスを行う「民間専門家と農林漁業者・中小企業とのマッチング会」を実施した。



セミナー風景



個別相談会風景

事例 ★市田柿の輸出力強化のためのブランド力の維持・向上に向けた取組【みなみ信州農業協同組合（長野県飯田市）】

- ◎ 市田柿のアジア圏への輸出を拡大するため、クッキングスタジオとの協働、G I 取得等に取り組みブランド力を強化。



市田柿

市田柿は国内出荷の最盛期を終えた年明けに市場価格が低迷することから、青果市場経由で中華系春節需要を見据えたアジア圏への輸出を強化。海外で展開するクッキングスタジオと協働してイベントに取り組み、食材としての市田柿の可能性を高め、新たな顧客層の拡大に力を入れている。また、**地理的表示（G I）**を取得するなど、改めて総合的なブランド力の向上や維持に力を入れている。
主な輸出先国・地域：台湾、香港、タイ、シンガポール等

※ 農林水産物・食品の輸出促進対策の詳細な内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>（農林水産省）



制度

農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）

令和元（2019）年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が制定（令和2（2020）年4月1日施行）された。

本法に基づき、農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出先国との協議や手続きの迅速化を図る。

※農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）の詳細な内容、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>（農林水産省）



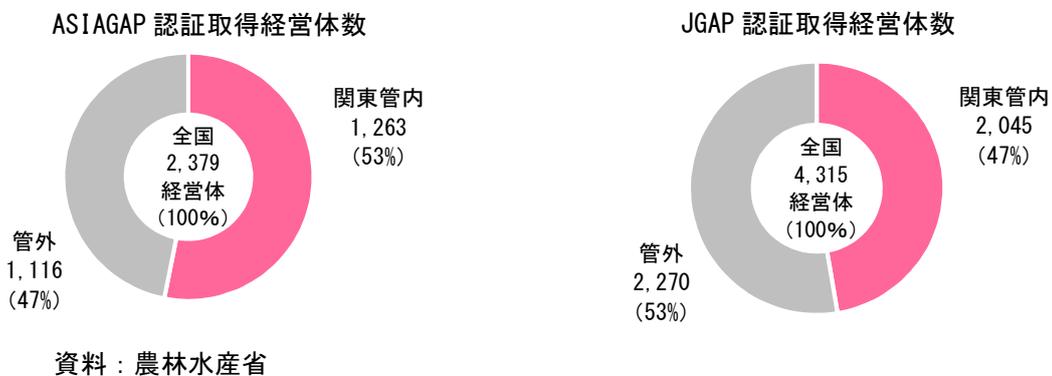
(2) 規格・認証の国際化対応

ア GAPの認証取得への支援

◎ 我が国の農畜産業の競争力の強化、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会^{*}への国産農畜産物の供給、農業経営の改善、輸出拡大、農業の人材育成等の観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援している。

※ 令和2(2020)年3月に大会開催を令和3(2021)年に延期することが決定。

管内における令和2(2020)年3月末時点のGAPの認証取得経営体数についてみると、ASIAGAPは1,263経営体(全国の53%)、JGAPは2,045経営体(全国の47%)となっており、他の道府県と比較して相対的に多くなっている。



事例 ★GAP取得を経営の効率化・拡大につなげる取組【斉藤農場（千葉県富里市）】

◎ GAP取得を作業の効率化や経営規模の拡大、コスト削減につなげるとともに、地域での普及活動に取り組む。

取引先の薦め等をきっかけに、こまつなで平成25(2013)年にJGAPを、平成28(2016)年にASIAGAPの認証を取得した。

栽培計画の策定や作業記録の実施により作業を効率化させるとともに、予冷庫を導入すること等により経営面積や収穫量を拡大した。

また、土壌診断結果を活用し、肥料費を低減するとともに、農薬散布を減らして農薬費を削減。包装資材等の見直し等により資材費を削減。

さらに、斉藤農場の統一規格で取引を行うことにより、安定した出荷体制を確立している。

GAP取組を契機に、外国人技能実習生の受入に際し、労働環境の改善や事故の未然防止に資するよう、母国語表記の指示書の作成等を実施している。



こまつなの調整作業

	平成25 (2013)年	平成29 (2017)年
経営面積	160a	440a
収穫量	100kg/日	1t/日
肥料費	100%	25%減
農薬費	100%	60%減
資材費	100%	30%減

県内で行われるGAP研修の講師を務めるほか、視察の受入等を通じてGAPを普及することにより、GAP取得農家の増加に取り組んでいる。

※ GAPに関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/GAP.html> (関東農政局)



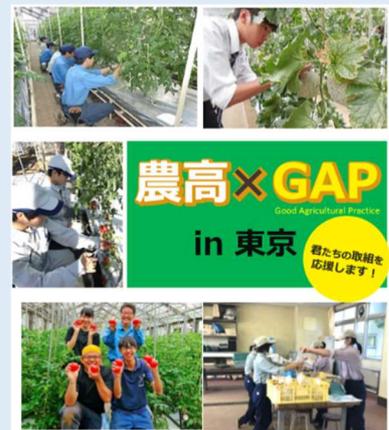
コラム

東京都立農業科高校におけるGAPの取組を関東農政局東京都拠点が応援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、東京都は、「持続可能な東京農業の実現」と「東京2020大会における都内産農産物の活用」に向けて、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した独自のGAP認証制度を2018年に創設した。

この東京都GAP認証制度の創設をきっかけに東京都立の農業科高校（都立農業高等学校、同瑞穂農芸高等学校、同園芸高等学校、同農芸高等学校、同農産高等学校）がGAPに取り組み、2019年3月までに全校（5校）で東京都GAP認証を取得した。そのうちの4校ではJGAPの認証も取得している。

関東農政局東京都拠点は、これら都立の農業科高校の取組を応援するとともにGAPを定着させることを目的に、「農高×GAP in 東京 ～君たちの取組を応援します～」を作成し、GAPの取組を推進した。



※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tokyo/nouko_gap/index.html (関東農政局)



用語の解説

GAPとは、食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、農業者自らの生産工程をチェックし、改善する取り組みである。

イ 地理的表示（GI）制度の普及

- ◎ 関東農政局では、地理的表示（GI）保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口（GIサポートデスク）と協力し、地理的表示保護制度について、生産者団体や実需者を対象としたセミナー等を実施することにより、制度の周知及び普及等を推進している。

GI産品は、令和2（2020）年3月30日現在、39都道府県の93産品、1カ国の1産

品（イタリア共和国）の合計 94 産品が国に登録され、うち、関東農政局管内では、10 産品が登録されている。（管内の登録一覧は、巻末参考 108 ページ参照）

[管内で新たに追加された G I 産品]

東京しゃも（東京都）

登録日： 令和元（2019）年 5 月 8 日（登録番号 第 77 号）

登録生産者団体：東京しゃも生産組合

コラム

・江戸の名物料理「軍鶏鍋」として愛されてきた伝統的な鶏肉の味わいを再現



「東京しゃも」は、江戸の名物料理「軍鶏鍋」として愛されてきた伝統的な鶏肉の味わいを再現するため、品種改良した軍鶏とロードアイランドレッド種を交配した交雑種に、さらに軍鶏を戻し交配する三元交雑の方式により、軍鶏の系統を 75%引き継いでいる。このため、「東京しゃも」の肉質は、軍鶏の特徴を多く引き継いでおり、赤身の色合い

が濃く、身はよく引き締まり歯ごたえがある。

飼育方法は、概ね 60 日齢以降の飼育密度は 1 平方メートル当たり 10 羽以下とし、この密度に調整したケージ飼育もしくは平飼い飼育とする。飼育期間は 120 日齢以上とする。

また、飼料に油脂を添加せず、焦げ臭さの少ない魚粉を使用している。

これらの特徴等から、「東京しゃも」は、軍鶏本来の味がとても強く現れている鶏肉であると評価され、江戸時代から続く鳥料理店が開発当初から長年に渡り使い続けているほか、東京産の地元食材にこだわった店が看板メニューとして「東京しゃも」を使用している。

※ 地理的表示（G I）保護制度の詳細内容は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act（農林水産省）



用語の解説

地理的表示（G I）保護制度

地域には、伝統的な生産方法や生産地等の特性（気候・風土・土壌等）が品質等の特性に結びついている産品が存在する。「地理的表示（G I）保護制度」は、これらの産品の名称を知的財産として登録・保護し、生産業者の利益を保護するとともに、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益保護を図ることを目的とした制度である。

(3) 農産物・食品の高付加価値化、再生可能エネルギーの利用推進

ア 6次産業化の取組支援

- ◎ 農山漁村には、農林水産物をはじめ、景観、文化など様々な地域資源が存在しており、これらを組み合わせることによりブランド化を推進することが効果的であり、関東農政局では6次産業化の取組事例や関連事業の紹介等を通じてこれらの取組を支援している。
- ◎ 関東管内では、令和2（2020）年3月現在、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画438件、研究開発・成果利用事業計画を11件認定しており、このうち令和元（2019）年度には総合化事業計画23件（ファンド活用事業者5件含む）の認定を行った。

事例 ★高品質のミード開発と体験型観光施設の整備【株式会社蜂蜜工房（千葉県君津市）】

- ◎ 自社で生産する蜂蜜を活用した蜂蜜酒（ミード）を開発するとともに、蜂蜜を商材とした体験型観光施設「はちみつ工房」を運営。



蜂蜜酒（ミード）



同社製品（蜂蜜）

日本では初めてとなる、養蜂家が自分の蜂蜜でミードを作るミード専門ワイナリーの開設を目指している。

自社生産の国産蜂蜜と、環境省選定「平成の名水百選」で関東地方で唯一選ばれた君津の名水を使用し、高品質のミードを醸造。蜂蜜が好きな方、色々な種類のお酒を楽しみたい方、新しいものや珍しいものが好きな方に向けて、ミードのこだわりポイントをアピールする。

蜂蜜の魅力を伝えるため、観光客に実際に蜂蜜採取の作業体験等をとおして、養蜂をより身近に感じてもらえるよう、今後ミード醸造所、自社直売所、蜂蜜採取の見学所を一体的に整備して、年間来場者数の増加を目指している。

事例 ★有機鶏卵を使用した有機加工品の開発【有限会社黒富士農場（山梨県甲斐市）】

- ◎ 鶏を放し飼いにする平飼い放牧にこだわった鶏卵生産で有機 JAS 認証を取得し、その鶏卵を原材料として製造した加工品も有機 JAS 認証を取得。



「有機 JAS 認証baumクーヘン」



平飼い放牧の様子

アニマルウェルフェア(家畜が飼育過程においてストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態)畜産を先駆的に行い、鶏を放し飼いにする平飼い放牧により有機鶏卵を生産し、有機 JAS 認証を取得。この有機鶏卵のうち小さいものやひび割れなどの販売に適さないものを活用し、オーガニック原材料のみを使用した「有機 JAS 認証baumクーヘン」を開発。

販売はふるさと納税サイトを活用するほか、今後は世界の有機食品マーケットの拡大に合わせ、中華圏を中心に海外にも販売拡大を図っていく。

※ 6次産業化制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/6jisangyo/6jisangyo.html> (関東農政局)



イ 食品ロスの削減

- ◎ 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられたSDGsの達成に向け国際的な機運の高まりの中、令和元(2019)年7月に食品リサイクル法の基本方針が見直され、事業系食品ロスの削減目標として2000年度比で、2030年度までに半減させる目標が定められた。
- ◎ 国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が令和元(2019)年10月に施行された。
令和2(2020)年3月に基本方針が定められ、食品関連事業者や消費者等に「求められる役割と行動」が示された。
- ◎ 関東農政局では、食品ロスの削減に向け、管内のフードバンク活動促進のため情報交換会を開催しているほか、食品リサイクル、容器・包装リサイクルなど環境施策を推進している。

【フードバンク活動促進情報交換会】

食品関連事業者などから食品の寄付を受け、必要としている施設などへ提供するフードバンク活動を行っている団体は管内では47団体ある。この活動を促進するため、令和元(2019)年11月19日、フードバンク2団体、生協2団体、社会福祉協議会、子ども食堂、物流業者の7団体により取組事例発表や意見交換、参加者の交流を実施した。

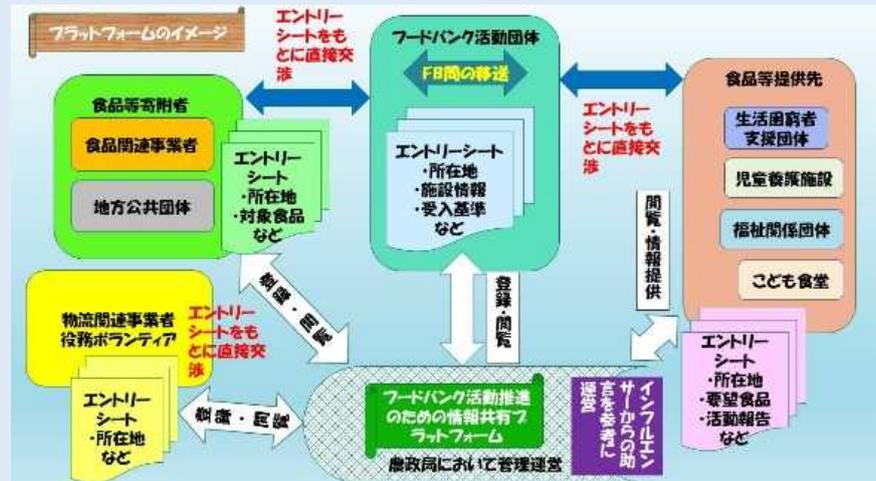


コラム

フードバンク活動推進のための情報共有プラットフォームを設置

フードバンク活動に関わる事業者等の連携を推進するため関東農政局のホームページ上に情報共有の場となるプラットフォームを立ち上げた。フードバンク活動団体、食品関連事業者等、食品を提供される団体、物流、役務提供者ごとのエントリーシートに必要事項を記入し農政局へ提出すると、プラットフォームに掲載される。

プラットフォームに掲載されることにより、これまで各地で個々に行われてきたフードバンク活動について、互いに交流促進を図りやすくする。



※フードバンク活動推進のための情報共有プラットフォームの詳細内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/syokuhin/foodbank_platform.html



ウ 食品リサイクルの推進

◎ 関東農政局では、食品産業における環境負荷の低減や資源の有効利用を図る観点から、①食品循環資源の再生利用の促進、②容器包装リサイクルの促進、③食品産業から発生するCO₂排出の削減対策等を支援している。

◎ 食品リサイクル堆肥の品質向上と付加価値向上を目的として、堆肥の専門家、食品関連事業者、リサイクル事業者、農業者が、それぞれの立場から事例を発表し、出席者とも活発な意見交換を実施。

特に農業生産は、有機物資源を活用する資源循環型社会に回帰していくことの重要性を共有した。

【関東農林水産関連企業環境対策協議会と連携した取組】

関東農政局では、食品関連事業者等で組織する「関東農林水産関連企業環境対策協議会」と連携し、環境施策の情報提供として環境セミナーや現地研修会を開催するほか、行政情報を中心とした環境関連情報をメールマガジンで送付するなど、食品産業に係る環境対策を促進し



自然エネルギーの活用や省エネ機器の導入の説明を受けている様子

ている。

令和元（2019）年度も協議会の活動の一環として、環境に配慮した先進的な施設や容器包装の高機能化に取り組む施設の現地視察を実施した。



※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/kankyoubiomass/index.html>（関東農政局）

エ 再生可能エネルギーの取組推進に係る支援

- ◎ 関東農政局においては、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー総合対策事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続等の支援を実施している。

事例 ★営農型太陽光発電のメリットを営農面でフルに活用する取組【千葉エコ・エネルギー（株）（千葉県千葉市）】

- ◎ 千葉市大木戸地区の地域農家から借り受けた農地（約1 ha）において、農業と発電事業の連携により、持続可能な地域づくりの実現を目指す。



電動農機具

千葉エコ・エネルギー（株）は、平成30（2018）年4月に過疎化が進んでいる千葉県千葉市大木戸地区に「千葉市大木戸アグリ・エナジー1号機」を竣工するとともに農業に新規参入。営農型太陽光発電事業を通して、再生可能エネルギーや地域農業と身近に触れ合うきっかけを作ることを目的とし、発電事業者や需要者を招待した農作業体験ツアーの開催や、作物をオフィス街で販売するなど、都市部と地方をつなぐ新たな関係性を創出することにより、循環型共生を目指した持続可能な地域づくりの活動を行っている。太陽光

発電設備のパネル下部の農地において国内自給率向上のため、にんにくを主体に栽培。最近ではキャベツ等の葉物野菜も加えるなどパネル下部といった条件下にある農地での栽培試験にも取り組んでいる。

また、令和2（2020）年度補助事業の「営農型太陽光発電システムフル活用事業」に採択され、蓄電池を併設した営農型太陽光発電設備により発電した電気を電動農機具等に活用する農業のエネルギーシフトを実践するなど、営農型太陽光発電のメリットを営農面でフル活用するモデル構築のための実証に取り組んでいる。

※ 再生可能エネルギーの詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/kankyoubiomass/index.html>（関東農政局）



オ 食育の推進

◎ 関東農政局では、地方自治体、企業、教育機関、学生団体、生産者等の食育実践者と連携し、食育や国産農産物消費拡大の推進に係る取組を行っている。

【令和元（2019）年度食育セミナー及びエプロンシアター等ミニ講座】



講演の様子

関東農政局では、令和元（2019）年6月30日に第14回食育推進全国大会（山梨県^{こうふし}甲府市）の会場において、食育セミナーを開催した。

第3次食育推進基本計画の重点課題の一つである「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に沿い、キッコーマン

総合病院院長・医学博士^{くぼたよしろう}久保田芳郎氏から「健康寿命の延伸と食育の重要性」をテーマに講演が行われた。

講演では、①日本一美味しい病院食に挑戦するキッコーマン総合病院の紹介、②健康寿命の延伸のためにはバランスの良い食事が重要であること、③高血圧予防の観点からおいしい減塩食には出汁をうまく活用すること、④高齢化によりシニアの食育が重要になっていること、⑤いつまでも若く元気で過ごせる幸せな加齢のための条件についてお話しいただいた。

参加者からは、「医療の知見と食育の知識がマッチし大変わかりやすく面白い内容だった。」「自分の生活を見直しながらこれからの生活で何が出来るのか考えることができた。」等の意見が寄せられた。

また、同大会の出展ブースでは、関東食育推進ネットワークと連携して、ネットワーク会員7名が講師となったエプロンシアター等ミニ講座を計13回開催した。参加者には楽しみながら望ましい食生活や食文化の継承等について理解を深めていただいた。



「味噌玉」作り体験講座



※ 食育セミナーの詳細内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/ibento/20200221.html（関東農政局）

【令和元（2019）年度食育活動の実践に関する交流会】

関東農政局では、令和2（2020）年2月21日に東京家政大学（東京都板橋区^{いたばしく}）において「令和の時代における食育 ～身近なところからはじめよう SDGs～」をテーマに、食育活動の実践に関する交流会を開催した。



参加者との意見交換

基調講演では、三菱食品株式会社マーケティング本部戦略研究所担当部長 きたはまとしひろ 北濱利弘氏から「生活者調査に見る 令和の時代の“食育テーマ”」をテーマに講演が行われ、その後、2つの企業から SDGs を取り入れた先進・実践事例の紹介が行われた。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、グループディスカッションを中止し、参加者との意見交換を行った。参加者からは、「グループディスカッションができなかったことは残念だが、我が国の社会環境や食に関する状況、企業の SDGs を取り入れた取組を知ることができ、大変有意義であった。」等の意見が寄せられた。

※ 食育活動の詳細な内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/ (関東農政局)



コラム

・ 関東農政局静岡県拠点の職員が YouTube で国産農林水産物等の魅力を発信

農林水産省の職員が、省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となり、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクト「BUZZ MAFF」が、令和2（2020）年1月から始まった。

関東農政局からは、静岡県拠点が「しぞ〜か食堂」として静岡県の意外な特産物の紹介や、レシピなどを発信している。

これまでに、メキャベツ、プチヴェール、えだまめ、セルリー、スルガエレガント、ナス、野ぶき、パクチー、お茶、わさび、三方原馬鈴薯、温室メロン、特選和牛「静岡そだち」、冷茶、しいたけ、にじます「紅富士（あかふじ）」と様々な食材を紹介している。



※ 「しぞ〜か食堂」は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/buzz_maff/index.html (関東農政局)



2 「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり

(1) 「スマート農業」の推進

◎ 我が国農業が抱える高齢化、人手不足の課題等を解決する大きなカギとなるのが「スマート農業」である。近年、最先端技術を応用したロボット農機やほ場マッピング技術等が開発され、農業生産現場におけるイノベーションが起こりつつある。

関東管内におけるスマート農業に係る情報を周知し、スマート農業に関心のある農業者に具体的事例等を紹介することにより、社会実装を推進することとしている。

【関東地域スマート農業サミット及びマッチングミーティングを開催】

スマート農業の社会実装の加速化に向け、ロボット、AI、IoT等の先端技術を生産現場に導入・実証するスマート農業実証プロジェクトについて、関東ブロックにおける12の実証コンソーシアムからの実証課題の概要発表や農業新技術を提供する農機メーカー、ICTベンダー等の情報交換等を行う場として、「関東地域スマート農業サミット及びマッチングミーティング」を令和元（2019）年8月23日に開催し、農業者、民間企業等約300名が参加した。

全体会議では、①情勢報告「スマート農業実証プロジェクトについて」 ②基調講演「スマート農業 研究開発状況と今後の展望」 ③情報提供「農業新技術の現場実装プログラムについて」の講演が行われた。

実証コンソーシアムからの発表および意見交換は、2つの会場（定員：A会場130名、B会場105名）に分かれて関東地域でスマート農業実証プロジェクトに取り組む12の実証コンソーシアムから実証課題の概要等について発表と意見交換が行われた。

マッチングミーティングには、農業新技術を提供する農機メーカー、ICTベンダー等16社が参加し、企業によるショートプレゼンテーション及び農業者等への個別相談を通じて、農業者等と企業との情報交換が行われた。



全体会議



実証コンソーシアムと意見交換



マッチングミーティング

用語の解説

スマート農業とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産等を実現する新たな農業のことである。日本の農業の現場では、課題の一つとして、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっている。

そこで、スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進める事が出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等の面での効果が期待される。

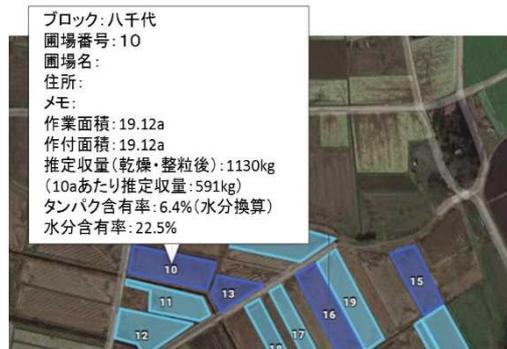
事例 ★スマート農業を活用して、経営改善を進める取組【平塚ライスセンター（茨城県
結城郡八千代町）】

◎ ほ場管理システムと食味・収量センサー付きコンバインの導入により、水稻の収量・品質の向上と作業の効率化を実現

経営規模が年々拡大し、紙図面によるほ場管理が困難になってきたため、品種別に色分けされたマップや作業履歴を確認できるシステム（K S A S(株)クボタ製）を平成 24（2012）年に導入し、作業の効率化を実現。

さらに、食味・収量センサー付きコンバインの導入により、ほ場ごとのタンパク質含有量の把握をできるようになったため、ほ場ごとに品質の差別化が可能となった。

蓄積された過去のデータをもとに、ほ場ごとの施肥設計を見直し、収量の増加と食味の改善の両立に取り組んでいる。



マップ・データ

関東地域のスマート農業の取組事例

部門	地域	取組内容	
水田作	茨城県八千代町	ほ場管理システムと食味・収量コンバインの導入による作業の効率化と水稻の収量・品質の向上	
	埼玉県熊谷市	ほ場管理システムの導入による効率的なほ場管理の実現	
	千葉県山武市	ほ場水管理システムの導入による水田の水管理作業の省力化	
	長野県大町市	水田センサーシステムの導入による省力的な酒造好適米の高品質化	
	長野県安曇野市堀金烏川	農薬散布用ドローンの導入による水田防除の省力化の実現	
施設園芸	いちご	栃木県芳賀郡益子町	自動・局所炭酸ガス施用システムの導入によるいちごの単収及び品質の向上
		埼玉県秩父市	環境制御装置の導入によるいちごの品質・収量向上実現
	トマト	茨城県笠間市	環境制御技術導入による長期越冬どりトマトの収量・品質の向上
		千葉県長生郡	環境制御技術の導入による越冬長期どりトマトの単収増加と規模拡大
神奈川県寒川町	既存施設におけるICTの活用によるトマトの安定生産		
花き	長野県諏訪郡原村	環境モニタリングセンサー導入による適正な花きハウス管理の実現	
	静岡県静岡市	環境制御技術の導入によるバラの収量向上	
畜産	栃木県那須塩原市	自動搾乳システム・発情発見システムの導入による効率的な飼養管理	
	長野県上伊那郡南箕輪村	分娩監視システムと牛舎内監視カメラの導入による家畜管理作業の省力化	

※ 関東農政局管内の「スマート農業実証プロジェクト」採択地区の情報ははじめとするスマート農業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/smart/index.html>（関東農政局）



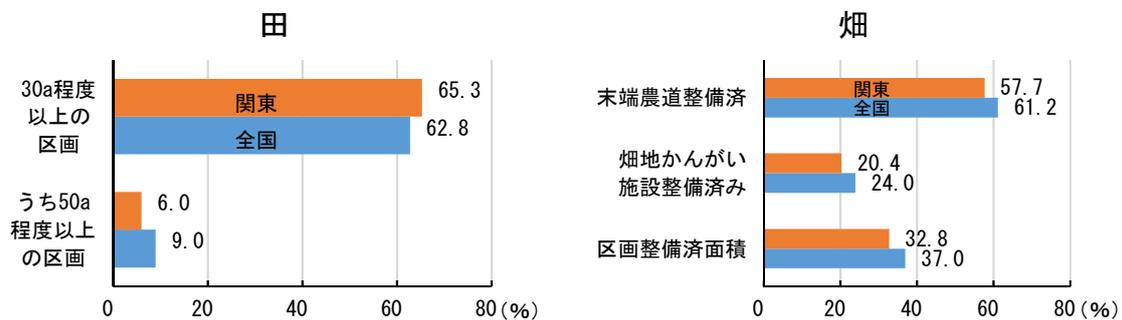
(2) 農業生産基盤の整備と保全管理

ア 農業生産基盤の整備

◎ 我が国の農業の競争力を強化するためには、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進する必要があり、そのために農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の農業生産基盤整備を実施している。

平成 30 (2018) 年における関東農政局管内の区画整備の状況をみると、区画整備済みの水田は 65%、畑地かんがい施設が整備済みの畑は 20%となっている。

全国（北海道を除く）及び関東農政局管内の田及び畑の整備状況

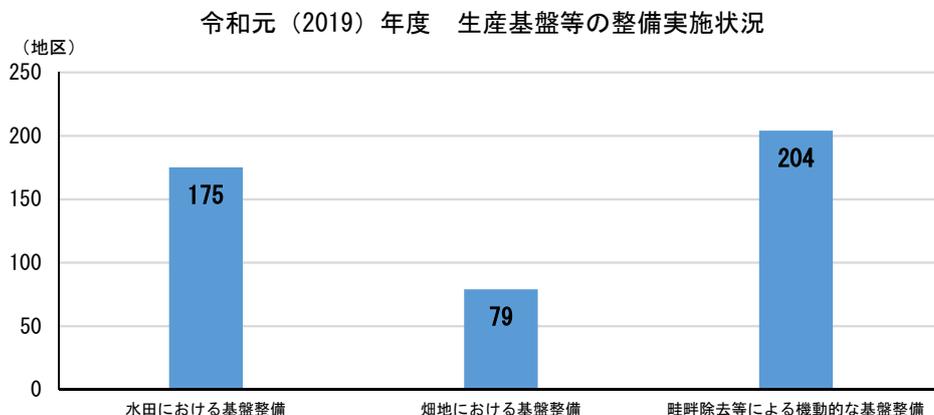


資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」。(平成 30(2018)年 3月 31日又は 7月 15日時点)

※ 農業生産基盤の整備状況（平成 30年 3月）の詳細な内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/h28_choukei-23.pdf
 (農林水産省)



令和元 (2019) 年度、関東農政局管内では、458 地区において水田・畑の生産基盤等の整備を実施しており、これらの整備を通じて担い手への農地利用集積を促進している。



事例 ★農業生産基盤整備を契機とした農地集積の状況【茨城県筑西市「黒子地区」】

ちくせいし くろご

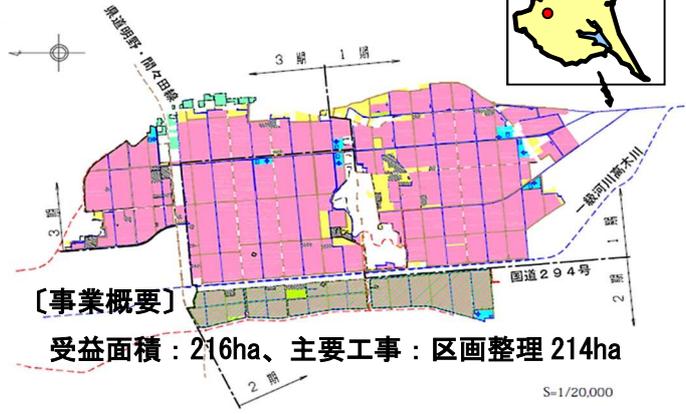
◎ 区画整理、農作業道及び用排水路等の整備を実施し、農地の大区画化、用水施設の更新等を図り、担い手への農地集積を実現



本地区の農地は小区画・不整形で、狭小な農道と用水施設の老朽化に伴う慢性的な水不足が、生産効率の向上と農地利用集積の障害となっていた。

そのため、区画整理、農道及び用排水路等の整備を実施し、農地の大区画化、用水施設の更新を図り、担い手へ農地を集積させ、大型機械導入による労働時間の削減、

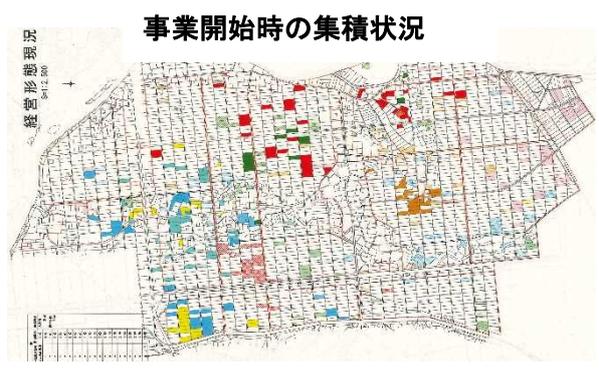
水稻直播栽培の実施等により米の生産コスト低減を図るとともに、水田の汎用化により高収益作物の導入を推進し、作物生産額の増加を図るため事業を実施した。



【事業概要】
受益面積：216ha、主要工事：区画整理 214ha



これら事業実施により、担い手への農地集積率は、事業開始時（平成 19（2007）年度）は 12.2%であったものが、平成 30（2018）年度には 76.4%となり、農業生産基盤整備を契機とした農地の利用集積が大幅に進んだ。



イ 農業水利施設の長寿命化

◎ 全国の農業水利施設のうち、ダムや取水堰等の点的な基幹的施設は約 7,600 か所、農業用排水路のうち基幹的水路の延長は約 5 万 km（うち関東農政局管内では、点的な基幹的施設は約 1,700 か所、基幹的水路の延長は約 1 万 km）となっている。

これらの基幹的農業水利施設は施設の老朽化が進行しており、施設更新の遅れや維持管理能力の低下が進むと、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に支障が生じるおそれがある。このため、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図っている。

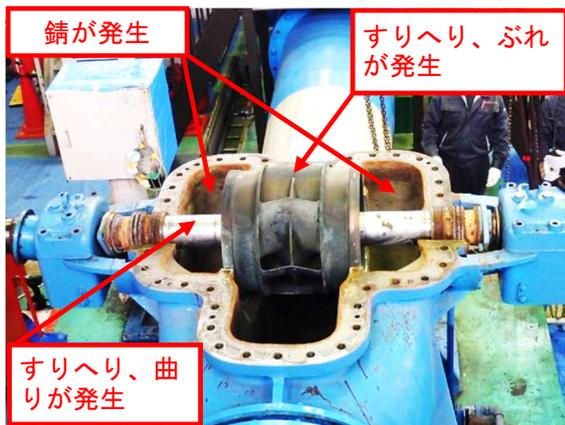
【国営造成施設の長寿命化に向けた取組】

○国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）^{おとおねようすい}（大和根用水地区）

【整備前】

○地区内の揚水機場（ポンプ設備）は造成後 40 年余が経過しており、老朽化のため腐食、摩耗、油漏れ等によりポンプの能力低下及び故障が発生し、農業用水の安定供給が図られない恐れ。

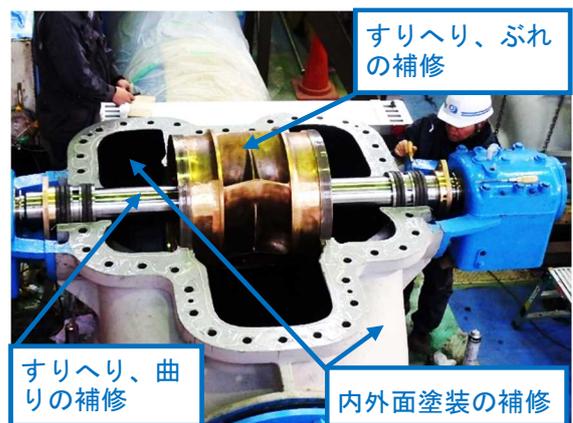
ポンプ（上蓋を開いた状態）



【整備後】

○早期にポンプ設備の整備を実施。⇒早期に整備することにより、従来よりも施設を長持ちさせ、維持管理費の低減や安定的な用水供給を確保。

ポンプ（上蓋を開いた状態）



○国営かんがい排水事業（国営施設応急対策事業）^{あかぎせいろく}（赤城西麓地区）

【整備前】

○施設共用後 20 年以上を経過し、機器・部品の劣化や消耗が進み、故障発生頻度の高まり、交換部品の確保の困難、修理不可の装置も増加している。

老朽化した水管理システム



【整備後】

○クラウドセンター方式を用いることにより、これまで管理者の負担となっていた部品交換、バージョンアップにかかる経費が節減。

更新した水管理システム



ウ 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災対策

① 大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化

◎ 近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけではなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発している。

こうした地域において農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、農業水利施設やため池等の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の防災・減災対策を実施している。

令和元年度に管内で実施中の農村地域防災減災事業の実施地区数は 249 地区である。

主な事業内容は、ため池の整備、用排水施設等の整備、農地保全整備及び地すべり対策などである。

事例 ★農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業：湛水防除事業）の取組状況【長野県須坂市「千曲川沿岸相之島地区」】

◎ 排水施設を整備し、湛水被害の防止を図り、りんごやぶどうなどの高付加価値作物の作付拡大を推進することで農業競争力の強化を図る

【地域の現状】

○土地利用及び気象状況の変化に伴う流出量の増加や排水機場の老朽化により、機能が低下し受益地が湛水。

○令和元（2019）年東日本台風による豪雨では、排水機場が浸水し、排水機能が停止。



受益地湛水状況（平成 16 年 台風第 23 号）



受益地湛水状況（令和元年 東日本台風）

【事業による効果】

○早期に排水機場を改修し、梅雨期や台風期における農地・集落等の湛水被害を防止することにより、果樹作物の作付拡大を促進し、農業経営の安定を図る。改修に当たっては、浸水により排水機能が停止する事態を繰り返さないよう、排水機場建屋の扉を防水扉へ改修するなど耐水化を図る。



② 防災重点ため池の再選定

- ◎ 平成 30 (2018) 年 7 月豪雨により多くのため池が決壊し、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じた。そこで、防災重点ため池の選定の考え方を見直し、新たな基準を 11 月に公表し、これを踏まえ、都道府県において防災重点ため池の再選定を実施した。
- ◎ 再選定により関東管内の防災重点ため池は、425 か所から 2,102 か所増加し、2,527 か所 (令和 2 (2020) 年 3 月 31 日時点) となった。

※ 「防災重点ため池」

・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池 (①100m 未満の浸水区域に家屋や公共施設等があるもの、②100m～500m の浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が 1,000m³ 以上のもの、③500m 以上の浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が 5,000m³ 以上のものなど)

※ 都県別防災重点ため池数：関東計 2,527 か所 (全国 63,522 か所)

茨城県 36、栃木県 218、群馬県 199、埼玉県 245、千葉県 583
東京都 6、神奈川県 10、山梨県 89、長野県 654、静岡県 487

ため池の保全・改修の実施状況

【樋の詰池（長野県）】



耐震性の不足するため池の改修前



ため池の耐震補強後

※ ため池に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/（農林水産省）



制度

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっている。

このため、施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元（2019）年7月1日施行）」が制定された。



※ ため池の法律に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

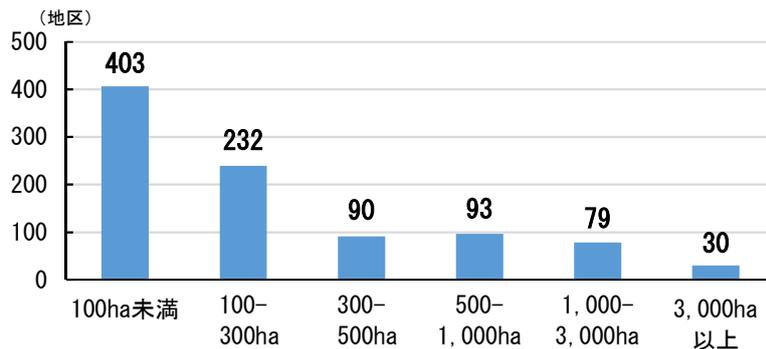
http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/index.html#houritu
（農林水産省）

エ 土地改良区の財政基盤強化の促進

- ◎ 土地改良区は、ほ場整備やかんがい排水事業等の土地改良事業を実施するほか、農業用排水施設等の土地改良施設の維持・管理等の業務を実施している。
- ◎ 農業者の高齢化等により組合員数が減少していく中、合併による組織運営基盤の強化等を推進している。
- ◎ 組織体制が弱体化する中で、市町村や土地改良事業団体連合会、民間事業者等への維持管理・運営事務の委託の拡大、小水力発電の導入などにより財政基盤の強化を促進している。
- ◎ 平成 31（2019）年 4 月に改正された土地改良法により、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置に係る要件の緩和、貸借対照表を活用した施設更新のための積立の促進等、土地改良区の業務運営の適正化を図る取組を推進している。

令和 2（2020）年 3 月末現在での土地改良区数は、927 地区（全国 4,403 地区）となっている。面積規模別でみると、100ha 未満の土地改良区が 403 地区（43%）で、依然として小規模な土地改良区が多数存立している。

土地改良区面積規模別地区数（令和 2（2020）年 3 月末現在）



資料：農林水産省

表彰

^{ながのせき}長野堰土地改良区～農林水産大臣賞受賞地区～（所在：^{たかさきし}群馬県高崎市）

○ 土地改良区の概要

長野堰土地改良区は、群馬県の中央よりやや南に位置し、利根川水系一級河川烏川を主水源とし、烏川左岸、井野川右岸一帯の南北 6km、東西 18km を区域とする受益面積 377ha、組合員数 1,280 名の土地改良区である。



長野堰頭首工

○ 取組の内容

本土地改良区は、長い歴史を有する長野堰をはじめとする農村地域資源を将来へ引き継ぐために、公平な分水を実現する円筒分水堰の設置、用水汚濁防止のための用排水の分離、電動遠隔操作化による中央集中制御方式の導入など、時代の変化に的確に対応した計画的な整備・改修を着実にやっている。

複式簿記への取り組みについては、群馬県内で最も早く移行しただけでなく、全国土地改良事業団体連合会、各県土地改良事業団体連合会が主催する研修での講師、研修視察の受け入れを延べ39回行い、電話による相談等にも対応するなど、全国の土地改良区の複式簿記移行に貢献している。

また、農林水産大臣による「疏水百選」の認定、全国土地改良事業団体連合会長から「21世紀土地改良区創造運動大賞」を受賞、平成28(2016)年度には、「世界かんがい施設遺産」に登録されるとともに、長野堰の理解を深めるDVDを作成し、関係機関と協力して盛大な上映会を開催するなど、施設の有する歴史的価値等を積極的に発信している。

その他、学校教育への協力として、小学生による施設見学に長年にわたり協力するとともに、関係団体等と連携した歴史・文化展等を継続して開催し多数の者が来場するなど、地域に密着した啓発活動を展開している。また、**多面的機能維持支払交付金活動**にも取り組み、多数の関係団体が参画した広域協定を締結するなど、他の土地改良区の参考となっている。これらの活動・取組が評価され、長年にわたり特に運営が良好な土地改良区として、全国土地改良功労者等表彰(全国土地改良事業団体連合会主催)の農林水産大臣賞を平成30(2018)年度に受賞した。



円筒分水堰



小学生の施設見学

(3) 生産資材価格の引き下げ、流通・加工の構造改革

◎ 農産物の物流について、容器の大容量化や共同配送等の効率化によるコスト削減の取組を推進している。

事例 ★低コスト肥料の普及推進に係る取組【全国農業協同組合連合会 栃木県本部（栃木県宇都宮市）】

◎ 肥料を小袋からフレキシブルコンテナ（フレコン）に大容量化し、生産者に配送する仕組みを構築することにより、資材費の抑制と作業時間を縮減

フレコン詰め肥料の値引き販売を実施し、担い手・大型農家等へ低コストなフレコン詰め BB 肥料（粒状配合肥料）の普及拡大を推進している。フレコンの容量により異なるが1フレコン当たり1千円から7千円（約10%）のコスト削減を実現した。

BB 肥料を、慣行の 20kg 袋から大容量（100kg、200kg 等）のフレコンに切替えることで、フォークリフトを使用して施肥機への肥料投入が可能となり、作業の負担を軽減した。

BB 肥料工場から生産者宅まで直接配送することで、節減できた運賃分を価格メリットとして生産者に還元する取組を実施（10 トン以上購入の場合）した。



工場から大型トラックで直接配送

※ 農業生産資材・肥料情報についての詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/sizai/index.html>（関東農政局）



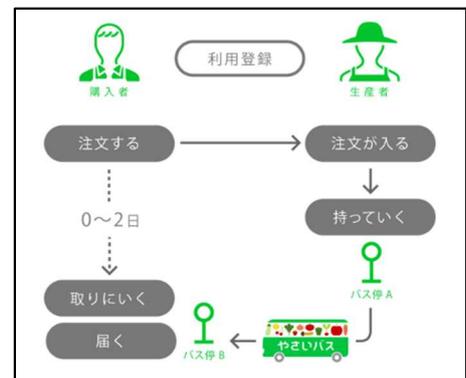
事例 ★野菜の共同配送により流通価格を抑制する取組【やさいバス（株）（静岡県まきのほらし 牧之原市）】

◎ 売り手・買い手双方にとって利便性の高い野菜集出荷拠点を設け、輸送費を低減化するとともに鮮度の高さを売りにした共同配送システムの運営。

市場や商業施設、JA など集出荷の拠点をバス停に見立て、「やさいバス」と名付け冷蔵トラックが静岡県中西部を巡回し、複数の売り手が最寄りのバス停（集出荷拠点）で野菜を出荷し、買い手が最寄りのバス停まで野菜を取りに行く共同配送システムに取り組んでいる。

こだわり野菜の流通は小口が多く、配送にコストが掛かる宅配業者の利用が一般的だが、やさいバスでは共同配送のメリットを活かし、生産者の物流コストを低減するとともに出荷梱包作業も省力化している。

消費者は、朝出荷したばかりの新鮮野菜をその日に



「やさいバス」の仕組み

手に入れることが可能となった。

令和元（2019）年9月からは、漁協と連携して野菜以外の水産物も取扱い、巡回地域を静岡県内から長野県松本市内まで拡大した。

神奈川県内及び茨城県内でも地元スーパーと連携してやさいバスの共同配送システムを導入している。さらに、令和2（2020）年には千葉県でも同システムの運営を始める計画である。

事例 ★食品流通の多様化に対応するための卸売市場の機能強化に向けた取組【東京都中央卸市場大田市場（東京都）】

◎ HACCP に基づく衛生管理が可能な加工・荷捌棟の整備による多様な実需者ニーズへ対応

東京都大田市場は、青果の旧神田市場・荏原市場、水産の大森市場を統合して平成元年の開場以来、総合市場として生鮮食料品等流通を支えてきた。

近年の人手不足、品質・衛生管理の高度化など、食品流通の環境が大きく変化しているなかで、量販店等から品質管理の徹底のほか、青果物の袋詰め（パッキング）等の加工処理機能を卸売市場に求めるニーズが高くなっている。

このため、東京都が運営する青果卸売市場で初めて密閉型の加工・荷捌施設を整備し、適切な温度管理下での作業を可能とすることで鮮度を維持し、さらに青果物の仕分けや袋詰め等を衛生的に行うことを可能とした。

このことにより、取引先への対応力が強化され、顧客開拓にも繋がっている。

<施設の概要>

建物完成：平成31（2019）年3月

延床面積：13,411㎡

構造：鉄骨造3階建

[1階] 荷捌場・冷蔵庫、ごみ処理場

[2階・3階] 加工場・冷蔵倉庫



加工・荷捌棟外観



加工・荷捌等2階内観
（加工場・冷蔵倉庫）



加工・荷捌等2階バース
（ドックシェルター）

・サービスエリアでの農産物販売・PRを関東農政局茨城県拠点が後押し

農産物の販路拡大やPRをどう行っていくかという茨城県内共通の課題を解決するため、異業種であるNEXC O東日本と連携し、サービスエリアでの農産物販売を企画・調整、販路拡大を後方支援

茨城県内の市町村・JA等と意見交換を行う中で、農産物のPRや販路拡大といった茨城県内共通の課題に対し、サービスエリア（SA）での販売を提案したが、「テナントに対する手数料が高いから難しい。」との意見を受けた。

意見を受けて、東日本高速道路（株）（NEXC O東日本）水戸管理事務所と意見交換を実施し、地方公共団体からのSAでの農産物販売やイベントの単発出展について個々に相談に応じる等の情報を得た。

得られた情報を基に、茨城県内の市町村やJA等に情報提供を行い、SAでの農産物販売についてNEXC O東日本との話合いの場を企画・調整した。

この結果、令和元（2019）年11月に石岡市が市の特産品である「富有柿」や有機野菜、れんこん、いちごの販売・PRを常磐道友部SA上り線で行った。

今後は、農産物販売に加えて観光エリア等の新たなPR方法やネット販売を企画・提案し、関係者へ実現に向けて引き続き働きかけを行っていく。



常磐道友部SAでの農産物販売の様子

3 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地集積・集約化の推進

◎ 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するためには、新たに地域の話合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進めることが重要であることに鑑み、令和元年に農地中間管理事業の推進に関する法律等が改正され、令和元（2019）年11月1日及び令和2（2020）年4月1日に施行された。

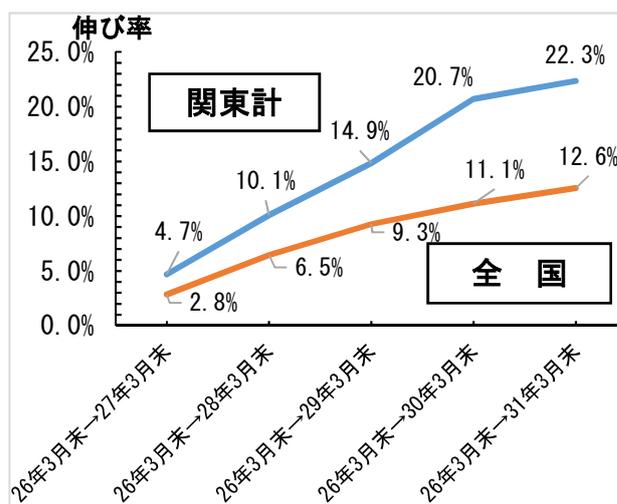
【主な改正内容】

- ・ 地域の話合いの再活性化（人・農地プランの実質化）
- ・ 農地中間管理機構（農地バンク）の手續の簡素化（集積計画一括処理）
- ・ 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化
- ・ 担い手の確保等その他の措置

◎ 関東管内においても、農地バンクを活用し、参入企業等へ農地を集積した事例、茶園を集積することで茶の維持・発展に貢献した事例、地元銀行と地域企業の共同出資による農業参入事例が出てきている。

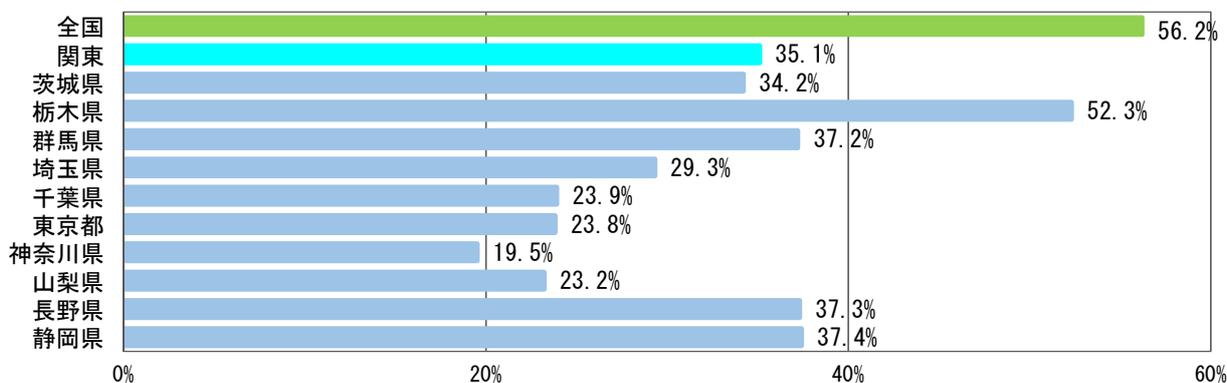
関東管内の平成31（2019）年3月末時点の担い手への集積面積は約27万ha、集積率は35.1%で、集積率で比べると全国（集積率56.2%）より21.1ポイント低くなっているが、農地バンクが発足した平成26（2014）年からの伸び率をみると、関東管内は22.3%と全国と比べ9.7ポイント高くなっている。

担い手への農地集積の伸び率
(平成26(2014)年~31(2019)年)



資料：農林水産省、関東農政局調べ

担い手への農地集積の状況（平成31（2019）年3月末時点集積率）



資料：農林水産省、関東農政局調べ

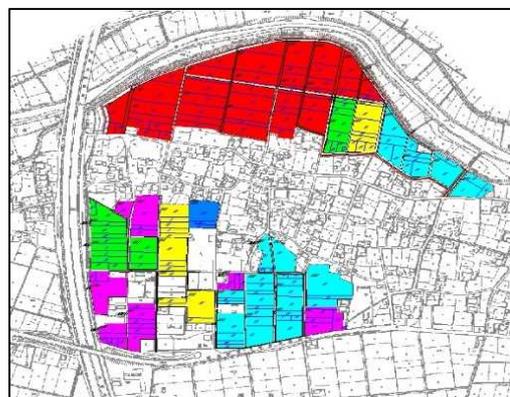
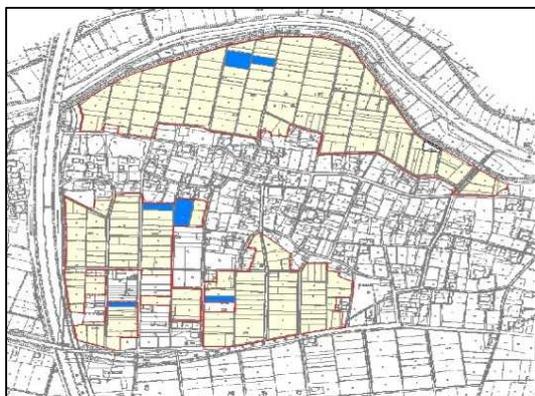
事例 ★農地バンクを活用した参入企業等への農地集積と高付加価値農産物への転換
【群馬県明和町下江黒地区】

◎ 基盤整備を契機に参入した企業と地元農家で構成される農事組合法人が、農地バンクを活用して農地集積を進め、水稻から高付加価値農産物に転換

明和町では、各地区の区長をリーダーとして、農家・非農家に関わらず多面的機能支払いの活動をしてきたため、地域の農地は自分達で守ることへの意識が高く、人・農地プランでの話し合いや自主性をもって活動できる土台づくりがすでに確立していた。

平成 29(2017)年 4 月頃、新しい園芸産地づくり支援事業における大規模企業参入と土地改良法の改正による地元負担のない機構関連農地整備事業の創設が重なったことで、地元地権者の気運が高まり、事業の実施に向けた合意形成が進められた。

基盤整備を契機に新たに参入した企業と地元農家で構成される農事組合法人の設立により、農地バンクを活用した農地集積を進め、水稻からキャベツ、レタスなどの高付加価値農産物への転換が図られる予定となっている。



● 認定農業者A(個人)

● 認定農業者A(個人) ● 認定農業者D(農事組合法人)

● 認定農業者B(個人) ● 認定農業者E(参入企業)

● 認定農業者C(個人) ● 認定農業者F(参入企業)

- ・ 地区内農地面積：24.4ha
- ・ 地区内担い手の農地集積率：4.5%（事業実施前）→100.0%（事業実施後）
- ・ 地区内担い手の平均経営面積：1.1ha/経営体（事業実施前）→4.0 ha/経営体（事業実施後）

事例 ★農地バンクの活用による茶園の集積【静岡県川根本町下泉原地区】

◎ 農地の出し手を中心となって、地域内で茶業の経営改善や基盤整備についての検討を進め、茶園の集積を実施

平成 28(2016)年 7 月頃から、担い手ではないが、茶農協の元組合長で地域のリーダーであった者が、自分も引退するので法人に農地を預けて本地区の茶業を守ろうではないかと地区の農家を説得。平成 30(2018)年に入り、発起人を募り、本地区の茶業経営や基盤整備について検討した。

不在地主についての情報についても聞き取り等を行い、現在の住所等の情報を町に提供することで中間管理権の設定に寄与している。



不定形かつ小区画の茶園が整備され、大型機械の導入が可能になり、作業効率が向上する

ことで、地域の特産である川根茶の維持・発展が図られる予定となっている。

□ 担い手A（個人）、■ 担い手B（法人）、■ 非担い手



- ・ 地区内農地面積：7.1ha
- ・ 地区内担い手の農地集積率：29.6%（事業実施前）→84.5%（事業実施後）
- ・ 地区内担い手の平均経営面積：1.1ha/経営体（事業実施前）→3.1ha/経営体（事業実施後）

事例 ★地元銀行と地域企業の共同出資による農業参入【株式会社フレッシュファームちば（千葉県市原市）】

◎ 地域農業の発展と競争力向上に向け、金融機関が資金面だけでなく労働力としても農業経営に参画。

大手地方銀行である株式会社千葉銀行では、「農業」を成長分野と捉え、各種商談会の開催や生産者の6次産業化支援等に取り組んできた。

一方で、農業における担い手の減少や従事者の高齢化を背景とした耕作放棄地の増加が問題となるなか、地域農業の発展と競争力向上に向けた新たな取組として、地域の中核企業等15社との共同出資による農業法人（株式会社フレッシュファームちば）を平成30年3月に設立し、水稻栽培を開始した。

銀行からの出向者が同社の従業員となり、実際に耕作地域に移住して、地元農家の技術指導を受けながら農業に従事するほか、地域共同作業（草刈等）へも積極的に参加している。一方、県農業事務所から疎植の提案を受け、耕作面積当たりを使用する苗を約30%削減するなどして、法人経営ならではのコスト意識を持った安定した利益を生み出すことができる農業を目指しており、3年目となる本法人の経営面積は、4.4ha（令和2（2020）年4月末現在）となっている。



<参考> 関東管内における一般法人の農業参入

- 平成21（2009）年の農地法改正により、リース方式による一般参入を全面自由化した。関東管内では、改正前は77法人、102ha（平成21（2009）年9月末時点）であったものが大幅に増加し、986法人、1,800ha（平成30（2018）年12月末時点）の規模となっている。

(2) 多様な担い手の育成・確保

ア 担い手の育成

- ◎ 将来の我が国の農業を支える人材を確保するため、農業人材力強化総合支援事業により就農前、就農開始後の所得確保、技術・経営力の習得等を支援し新規就農者の確保・定着を推進している。
- ◎ 担い手が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、農地の集積・集約化のほか、収入保険、出資や融資、税制等、経営段階や経営態様に応じた支援を実施している。

事例 ★異業種からの新規参加者が国、県の支援事業を有効活用【西久保武揚氏（静岡県浜松市）】

- ◎ 静岡県が実施する「がんばる新農業人支援事業」を利用し、研修後就農。青年就農給付金を活用し、経営を軌道に乗せる。



静岡県浜松市の西久保武揚^{にしくほたけあき}さんは、東京で会社勤めをし、店舗設計や商品プロデュースなどの仕事を手がけていた。しかし、子供の頃から農業に携わりたいという夢を持ち続け、東京都の池袋で開催された「新・農業人フェア」という就農に関するイベントに参加したことがきっかけで平成24（2012）年就農。

他産業から農業を志す青年等の新規就農希望者が、栽培技術や農業経営を実践的に学ぶ静岡県の「がんばる新農業人支援事業」を利用し、研修後、就農した。研修受入農家と農協の斡旋により農地、ハウスを確保し、営農を開始。就農支援資金^{※1}により育苗ハウスを建設、自己資金により既設ハウスの修繕とトラクタ等を購入した。

平成24（2012）年から29（2017）年まで青年就農給付金^{※2}を活用し、経営を軌道に乗せた。また、地域の生産者、部会、農協、県などが栽培技術をサポートしている。現在は経営の規模拡大を目指している。

※1 就農支援資金：新たに農業経営を開始する者や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金の面からサポートするための国の無利子の融資制度。平成26年度からは日本政策金融公庫が「青年等就農資金」として実施。

※2 青年就農給付金：青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る観点から国が交付。平成29年度からは「農業次世代人材投資資金」として実施。

※ 就農するための支援情報は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shuunou/shiensaku.html>（関東農政局）



イ 農業経営相談所、農業経営塾

- ◎ 農業経営の法人化、規模拡大等をはじめとした農業経営者が抱える諸課題に対して、**農業経営相談所**が適切にアドバイスする取組を支援している。
- ◎ 優れた経営感覚を備えた担い手の育成のため、県農業大学校等における**農業経営塾**の開講の準備を支援している。

事例 ★農業経営相談所による茶経営体の労働生産性及び収益性の向上支援【有限会社ヤマセン（静岡県牧之原市）】

- ◎ 経営拡大に伴い経営管理が難しくなった経営者に対し、品目別労働時間の把握、収益性分析を行うとともに、生産性の向上改善策、直売所の運営戦略等のアドバイスを実施

○相談内容

有限会社ヤマセン（静岡県牧之原市）は、茶価が低迷する中、所得向上のための茶園拡大や複合作物の導入に取り組んでいる。野菜などの品目を増やしたため従業員が増加し、各品目の労働時間や収益性の把握が難しくなってきた。このため、作業管理ツールを活用した労働時間の把握、収益性分析、作業の生産性向上についての支援を静岡県農業経営相談所へ要請。また、直売所の販売額が伸び悩んでいるため、対策方法も相談した。

○支援内容・成果

・ 労働時間の把握

県事業を活用して、トヨタ自動車の作業管理ツール「豊作計画」で品目別労働時間を集計。

・ 品目別収益性の分析・経営方針の検討

集計した品目別労働時間に経費を加え、各品目の売上額と比較し、品目別収益性を算出。この結果をもとに、伸ばしていく品目、売上や経費に改善の余地がある品目を明らかにし、品目別の経営方針を策定した。

・ 生産性向上改善策の実施

作業時間を集計する中で、時間を費やしている作業が判明。この作業について、作業手順等を検証し、改善策を実践。従業員自身が生産性向上策を検討し実践した結果、10a 当たり作業時間を防除 3.9%、摘採 17.3%削減となった。

・ 直売所の運営戦略策定

経営コンサルタントを派遣し、顧客管理や集客方法を検討し、直売所の運営戦略を検討。具体的には、SNS の利用や看板を増設することで、客が立ち寄りやすい環境づくりを行った。また、顧客管理方法や品目別再生産価格を整理し、利益の出る経営を目指していく。



生産性向上策検討会

※ 農業経営相談所の情報は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>（農林水産省）



営農しながら体系的に経営を学べる「農業経営塾」を開講

〈農業経営塾のコンセプト〉

運営主体	道府県農業大学校等が運営主体となり、関係機関と連携して運営
受講生	すでに就農している農業者等 ※都道府県の判断により、農協職員を含む農業サポート人材を対象に含めることも可能
カリキュラム	マーケティング、組織運営、資金計画等の経営ノウハウ
研修の方式	夜間、農閑期等における集合研修 (必要に応じ、ICTを活用した研修を組み合わせる)
講師	他産業経営者、税理士、コンサルタント、大学教員等の外部講師を積極的に活用

農業経営塾の開講県（令和元年度）

開講県	名称	開講時期	開催回数	受講者数
茨城県	いばらきリーダー農業経営者育成講座	7月	14回	19名
栃木県	とちぎ農業ビジネススクール	6月	17回	13名
千葉県	ちばアグリトップランナー経営塾	9月	17回	10名
神奈川県	かながわ農業版MBA研修	7月	12回	16名
長野県	信州農業MBA研修	11月	8回	9名
静岡県	ふじのくにアグリカレッジ	7月	12回	18名

※ 農業経営塾の詳細内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kyoiku/kennsyuu.html（農林水産省）



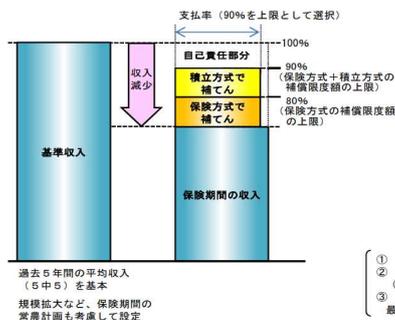
ウ 農業経営収入保険の普及・推進

- ◎ 品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする農業経営収入保険が平成31(2019)年1月からスタートした。
- ◎ 関東管内においては、各都県及び農業共済組合等と連携し、収入保険の更なる普及・推進を図っている。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下
回った額の9割を補てんします。(補償限度)
(支払率)

(※5年以上の青色申告実績がある場合)

- ・ 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
- ・ 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- ・ 保険料（掛金）率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。



危険率 区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.678%
8	1.522%
7	1.457%
6	1.412%
5	1.359%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.526%

- ① 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ② 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。
(10年で半額水準になります。)
- ③ 保険金の受取りがあれば、段階は上がりますが、年
最大3区分までとどまります。

※ 収入保険制度の詳細内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html（農林水産省）

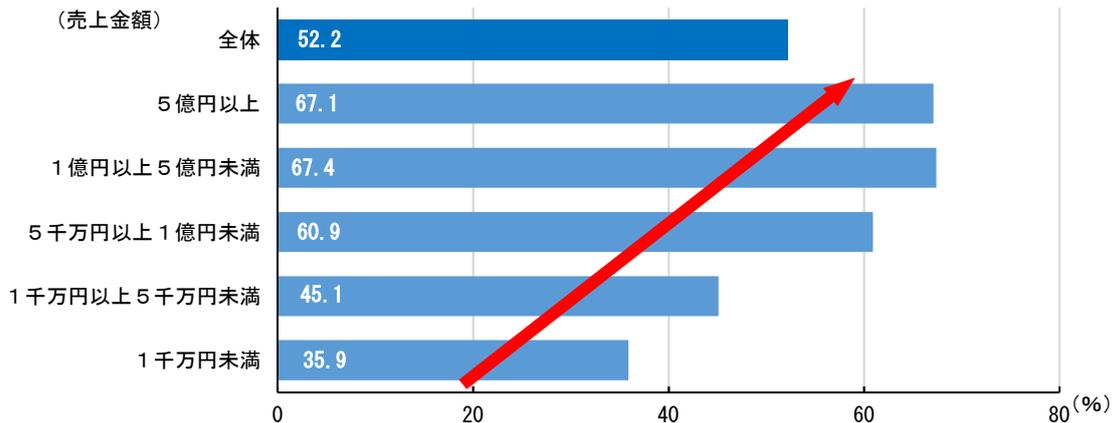


エ 女性の活躍を促進する取組

◎ 売上規模が大きい経営体ほど、女性が経営に関与する傾向がある。女性の活躍を推進するため、国においては女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援として、女性が働きやすい職場づくりセミナーや家族経営の夫婦向けのセミナーを通じて女性活躍の理解促進を行っている。

売上規模別女性の農業経営への関与割合

～売上規模が大きい経営体ほど、女性が経営に関与する傾向がある～



資料：1 「令和元（2019）年7月農業景況調査（特別設問：労働力の状況等の動向）」（日本政策金融公庫、農林水産事業本部）
2 調査対象は、日本政策金融公庫のスーパーL資金又は農業改良資金の融資先

表彰

<女性の経営参画>

「企業組合 らんどまあむ」（栃木県下野市）



企業組合らんどまあむの皆さん

郷土食を活かした地域ブランド品の開発を起点に志を同じくする多彩な人材（女性農業士、管理栄養士、調理師、介護ヘルパー、食品衛生責任者等）で構成されており、現在10名（うち女性9名）で地域特産品の加工・販売、配食サービスを行っている。勤務体制は、女性9名でローテーションを組みながら年間360日の営業が可能な体制づくりが行われている。また、安否確認を兼ねた高齢者への配食サービスを通じた悩み相談など心配りがされており、下野市のPR、地産地消など地域コミュニティの維持・活性化にも貢献している。

平成30年（2018）年度（女性活躍表彰 農林水産大臣賞受賞）概要
<https://www.nca.or.jp/upload/70783da3b806631cec549cd97abc2995840f21bf.pdf>



令和元（2019）年度（農林水産祭 日本農林漁業振興会会長賞（女性の活躍）受賞）概要
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsho/attach/pdf/191018-2.pdf>



オ 外国人材をめぐる動き

◎ 労働力の確保が恒常的に困難となっていることに対応して、労働環境の改善等の「働き方改革」を進めるほか、技能実習制度及び平成 31（2019）年 4 月に施行された新たな在留資格（特定技能）に係る制度の適正な運用を図る。

【関東地域農業特定技能協議会開催】

平成 31（2019）年 4 月 1 日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、新たな在留資格である「特定技能」が設けられた。構成員の連携の緊密化を図り、地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れることができるよう、全国段階の農業特定技能協議会が設置され、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況の把握等、必要な対応について協議等を行っている。

関東管内においても、地域の実情を踏まえた取組を行うため、令和元（2019）年 6 月 5 日、特定技能外国人の適正な受入及び保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るため、事業所管官庁（関東農政局、各都県）、制度所管官庁（出入国在留管理局、関東管区警察局、都県労働局）、農業関係団体、受入機関を構成員とする関東地域農業特定技能協議会を設置し、外国人材受入の現状と課題等について情報を共有している。



「第 1 回関東地域農業特定技能協議会」の様子

令和 2（2020）年 6 月現在、関東農政局管内の農業分野における特定技能在留外国人数は 337 名となっている。

※ 農業分野における外国人材の受入れについての情報は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/gaikokujinzai/index.html>（関東農政局）



カ 農業への関心を高めるための取組

◎ 農業に関わりの少ない学生や一般の方々の職業の選択肢の一つに「農業」が加わるよう、農業者による講演や就農支援策に関する説明等を内容とする「職業としての農業を考えるためのセミナー」を通じて広報活動を行っている。

【職業としての農業を考えるためのセミナー
2019】

東京家政大学及び埼玉工業大学において、以下のとおり本セミナーを開催。



開催の様子（埼玉工業大学）

- 東京家政大学（令和元（2019）年10月17日、参加者：学生92名）
 - 須賀恵美氏（須賀農場 農業女子PJメンバー）
「農業の魅力と可能性について」～野菜づくりのその先へ～
 - 岩立友紀子氏（岩立農園 農業女子PJメンバー）
「日本一からだが弱い農家」～丸の内OLから大地へ～
- 埼玉工業大学（令和元（2019）年11月25日、参加者：学生、就農希望者約70名）
 - 平出孝司氏（栃木県農業法人協会会長、（有）エフ・エフ・ヒライデ取締役会長）
「アグリビジネス」
 - 遠藤春菜氏（えんどうず&こんにやく工房 迦しよう、農業女子PJメンバー）
「農家の手作りこんにやく ニューヨークへ行く！」

なお、参加者からは、「農業のイメージが変わった」「農業インターンシップに是非参加してみたい」などの感想が寄せられ、農業に対する関心が高まった。



※ これまでに開催したセミナーの概要は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shuunou/daigakuseminar.html>（関東農政局）

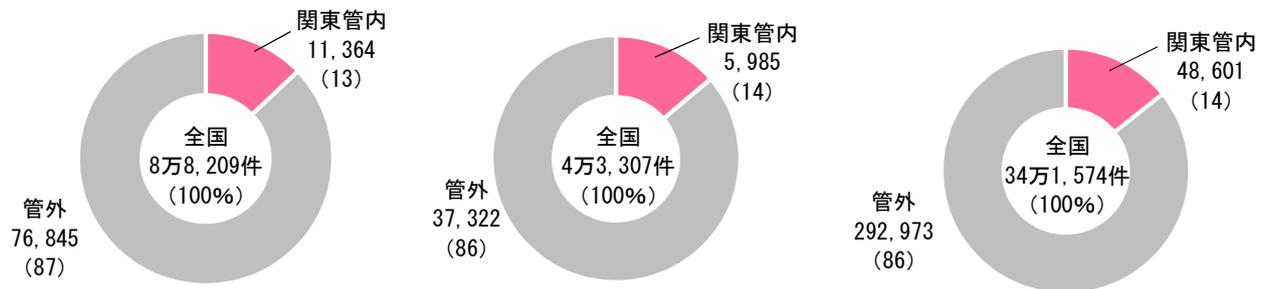
4 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

消費者、実需者のニーズの変化等に対応した農産物の生産・供給体制を構築し、食料自給率を向上させるため、水田フル活用の着実な実施や経営の安定化を図る取組を支援している。

経営所得安定対策について、令和元（2019）年度の関東管内の申請件数は、収入減少影響緩和交付金が1万1千件、畑作物の直接支払交付金が6千件、水田活用の直接支払交付金が4万9千件で、それぞれ全国の13%～14%を占めている。

経営所得安定対策の実績（令和元（2019）年度）

収入減少影響緩和交付金加入申請件数 畑作物の直接支払交付金申請件数 水田活用の直接支払交付金申請件数



資料：農林水産省

※ 経営所得安定対策の詳細な内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/ninaite/keiei_antei/index.html（関東農政局）



事例 ★作業分散と労力削減を進めながら水田フル活用を実施【農事組合法人 こうざきとうぶ 神崎東部 かとりぐんこうざきまち（千葉県香取郡神崎町）】

◎ 水田の一部をブロックローテーションの転換畑として、麦・大豆の二毛作に取り組むとともに、労力削減等を図るため、水稻の湛水直播、スマート農業による大規模水田輪作体系の実証に取り組む

農事組合法人神崎東部は、水田大区画ほ場整備事業を機に発足し、平成24（2012）年に法人化。農地中間管理事業により69haを集積し、水田活用の直接支払い交付金を活用し水田をフル活用して米・麦・大豆の生産に取り組んでいる。

経営面積は83haで、うち水稻作付面積は約60ha。主食用米のほか、新市場開拓用米やホールクroppサイレージを作付けした。

作業の分散化と経営安定を目指して、水田の約23haをブロックローテーションの転換畑として麦と大豆を二毛作している。また、水稻作付面積の約25%で湛水直播を取り入れ、労力削減、低コスト化に取り組んでいる。



ブロックローテーションの大豆

さらなる作業の効率化、分散化を図るため、神崎町スマート農業実証プロジェクト研究会に参画し、大規模水田輪作体系の実証に取り組む。



※ (農)神崎東部の取組については、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/suiden/attach/pdf/index-4.pdf> (関東農政局)

【関東米粉食品普及推進協議会と連携した米粉の利用促進に向けた取組】

関東農政局では、米粉の利用拡大に取り組んでいる事業者・団体等で構成する「関東米粉食品普及推進協議会」と連携し、会員間の情報交換の場を提供するほか、会員の活動報告や米粉関連イベント情報をメールマガジンで配信するなど、一層の米粉利用拡大に取り組んでいる。

国内外で関心が高まっている米粉・米粉製品について、令和元年度は「みんなのアレルギーEXPO 2019」等の各種イベントで、グルテンアレルギー対応食品として、ノングルテン米粉製品の紹介や庁舎内でのパネル展示等により米粉の特性等を紹介するなど、更なる利用拡大に向けた情報を発信している。



みんなのアレルギーEXPO 2019

※ 米粉についての詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/komekojouhou/index.html> (関東農政局)



5 食の安全、消費者の信頼確保

- ◎ 食の安全等に対する信頼確保等を図るため、消費者に分かりやすい情報の提供と、意見交換を行っている。
- ◎ 科学的根拠に基づき、食品の生産から消費までの各段階において汚染の防止・低減を図るため、有害化学物質及び有害微生物による農畜水産物・加工食品の汚染実態調査、調査を踏まえた汚染防止・低減措置の策定・検証を行うとともに、これら措置の関係者への普及を行っている。
- ◎ 疑義情報に基づき、各流通段階における業者等への立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合には、改善のための指示・公表等、食品表示の適正化を推進している。

【食品の安全等に関するコミュニケーションの推進】

関東農政局では、食の安全等に対する消費者の信頼確保や相互理解を深めるため、消費者団体との意見交換会を開催している。

令和元(2019)年度は、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等への対応、食育白書の概要、食品ロス削減に向けた対応及び食中毒の予防について情報提供するとともに、意見交換を実施した。

このほか消費者団体や公的機関が開催する学習会等において、関東農政局から消費者の関心が高いテーマについて情報提供や説明を行った。

「消費者の部屋」においては、食育、食品の安全性などの農林水産省の主要施策に関するパンフレット、パネル等を展示している。また、さいたま新都心合同庁舎2号館及び埼玉県男女共同参画推進センター交流サロンにおいて、定期的にテーマを決めてパネル等によりわかりやすく紹介している。



消費者団体との意見交換会の開催



「消費者の部屋」において展示等の実施

※ 食品の安全確保と消費者の信頼確保の取組に関する施策情報は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/index.html (関東農政局)



【リスク管理の推進に関する取組】

関東農政局は、国産米中のヒ素や麦類のカビ毒等の含有実態調査、農薬の使用状況及び残留状況等の調査、ウメ輪紋病等農作物に被害を与える病害虫の適切な防除への指導、普通肥料や飼料、ペットフード等の安全性を確保するための調査、CSFや鳥インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応するため、防疫支援体制の整備を実施している。



農薬管理指導士を集めた研修会

管内各都県が開催する農薬の安全かつ適正な使用のための研修会において、農薬販売者やゴルフ場における農薬使用管理責任者である農薬管理指導士に対し、農薬取扱責任者としての資質向上に資するよう農薬取締法及び住宅地等における農薬使用を内容とする講義を実施している。

※ 有害微生物等の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_microbio.html (農林水産省)



※ 有害化学物質等の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html (農林水産省)



※ 農薬の使用状況調査及び残留状況調査の結果は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html (農林水産省)



※ 発生予察事業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html> (農林水産省)



※ 普通肥料の検査結果は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hi_ryo/kensa_kekka/kakutuki.html (農林水産省)



※ 飼料安全法に関する情報は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html> (農林水産省)



※ ペットフード安全法に関する情報は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>（農林水産省）



【表示の適正化等に関する取組】



巡回点検指導の様子

食品関連事業者等に対する食品表示制度の遵守状況の調査、加工食品の原料原産地表示についての相談窓口業務、食品表示偽装等の情報受付及び監視・指導を実施している。

米穀等の適正かつ円滑な流通の確保のため、米トレーサビリティ制度の周知や米トレーサビリティ法に基づく監視・指導を実施している。

また、米穀の生産者及び出荷販売事業者に対し、用途限定米穀の主食用への横流しや米穀の産地偽造等への迅速・的確な監視を実施している。

※ 食品表示法違反及びJAS法違反に係る指導件数等については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/shido.html>（農林水産省）



※ 加工食品の原料原産地表示制度に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/（消費者庁）



※ 米トレーサビリティ制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>（農林水産省）



6 地域の活性化

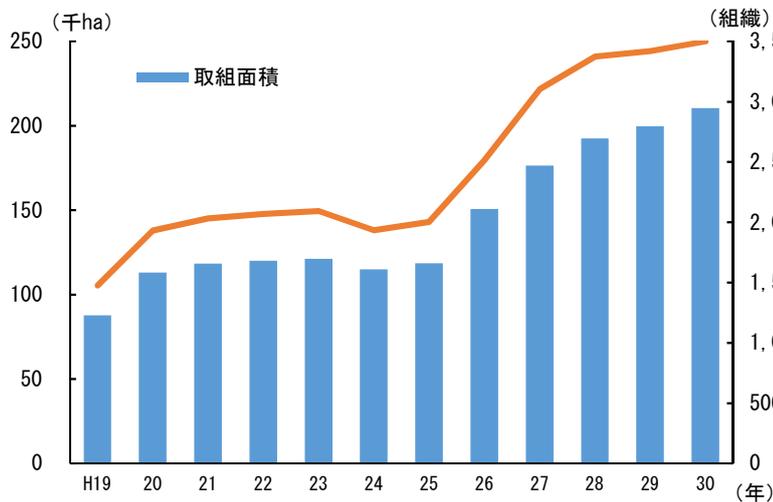
(1) 日本型直接支払の実施

ア 農業・農村の多面的機能維持・発揮に向けた取組の推進

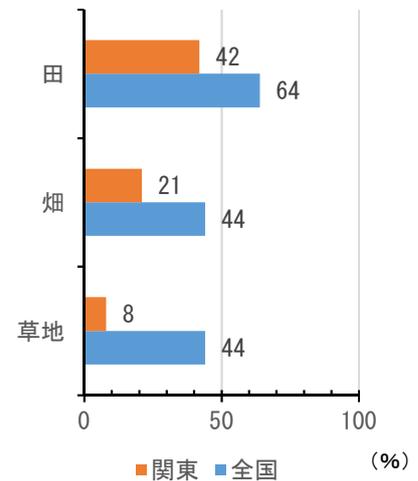
- ◎ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援している。
- ◎ 過疎化や高齢化の進行に伴い活動の継続が困難な組織に対しては、組織の広域化による事務負担の軽減等の対策を推進している。

平成 30（2018）年度の取組面積は、21 万 380ha で前年度に比べ 5 % 増加し、取組組織は、3,500 組織で前年度に比べ 2 % 増加した。

・ 関東管内多面的機能支払交付金実施状況 農地維持交付金



地目別のカバー率 (平成 29 (2017) 年)



資料：農林水産省調べ

表彰

- 令和元（2019）年度多面的機能発揮促進事業事例（関東農政局長表彰最優秀賞受賞）
「^{みふね}三舟の里保全会」（千葉県^{きみつ}君津市）

○組織の概要

- 認定農用地面積53.6ha（田24.35ha、畑29.01ha、草地0.24ha）
- 構成員数58人（農業者8人、農業者以外50人）



○取組の概要

施設の老朽化や農業者の高齢化が進む中、平成19（2007）年度に組織を設立し農地や水路の保全管理に取り組み、地域の農業生産基盤の維持保全に貢献している。

また、活動組織が中心となって認定農業者への集約を推進するとともに、遊休農地の植栽や都市住民の農業体験の実施など、地域の活性化に大きく貢献している。

地域保全活動

- 非農家を含めた地域全体で遊休農地の草刈りや獣害防止柵の維持管理を実施。



遊休地の草刈り



獣害防止柵周辺の草刈り

遊休農地の活用とイベントの開催

- 遊休農地に植栽し、観光協会と連携してイベントを開催している。



植栽風景



イベントのチラシ

都市農村交流の推進

- 地域外からも参加者を募り、農業体験を実施。



植え付け風景



収穫風景

環境保全と広報

- ビオトープを設置し、地域の生き物を保全するとともに、広報紙をこれまでに220回発行し、積極的な広報活動を実施。



ビオトープ



広報誌

※ 令和元（2019）年度多面的機能発揮促進事業事例についてはこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/nouchi/2003116.html>（関東農政局）

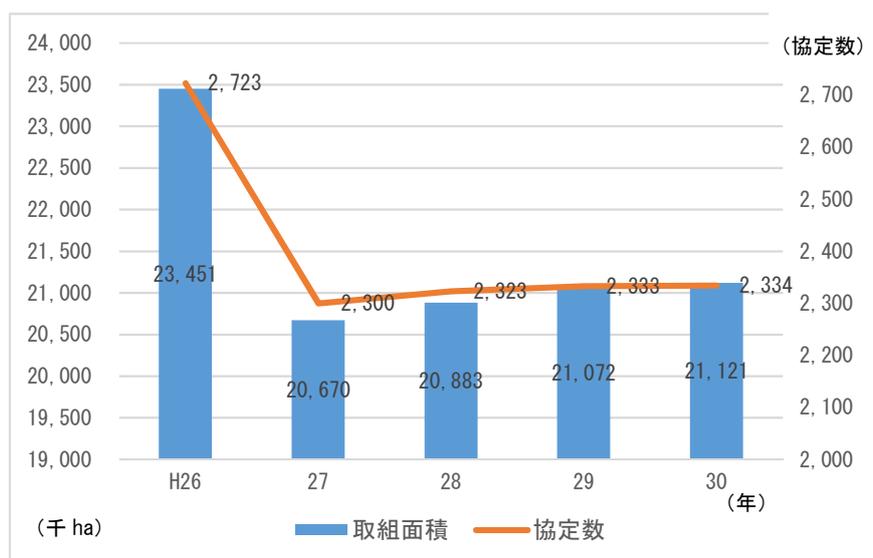


イ 中山間地域農業等の振興

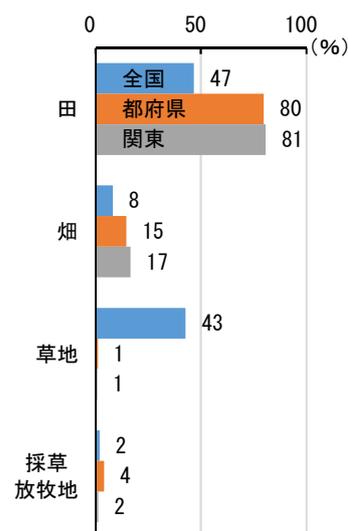
- ◎ 高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、地域の特長を活かした多様な取組を後押しするため、「中山間地域等直接支払交付金」により、農業生産活動を維持するための取組を支援している。
- ◎ 「中山間地農業ルネッサンス事業」により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた、意欲ある農業者の取組を総合的に支援している。

中山間地域等直接支払制度については、平成 27（2015）年度より第 4 期対策が開始。平成 30（2018）年に、関東管内で 175 市町村 2,334 の集落協定が締結され、2 万 1,121ha の農用地で取組が実施されている。交付面積の地目別割合は、田が 81%を占め、畑が 17%となっている。

関東管内の中山間地域等直接支払制度の実施状況



地目別割合
(平成 30 (2018) 年)



資料：農林水産省調べ

注：地目別の割合で都府県とは、全国から北海道を除いたもの

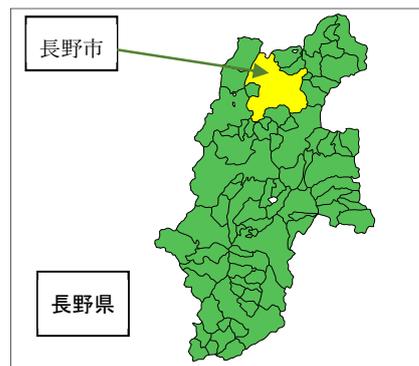
※ 中山間地域等直接支払制度に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/index.html> (関東農政局)



※ 中山間地農業ルネッサンス事業に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html (農林水産省)



事例 ★中山間地域農業の振興に関する取組事例【^{たいら}平生産管理組合協定（長野県長野市）】



- ◎ 協定参加者全員による集落営農組織「平生産管理組合」を設立し、複数集落が連携した広域協定を締結するとともに、所得の向上を図るため農産物の加工・直売にも取り組み、地域を活性化。（協定面積：16.1ha、協定参加者：農業者 38 人 集落営農組織 1）

地区の概要

- 長野県長野市の北部に広がる地域で、水稻・果樹を中心に大豆、野菜を栽培。
- 協定参加者全員が構成員となる集落営農組織（平生産管理組合）を設立。中山間地域等直接支払交付金を活用し、共同利用機械の購入や鳥獣被害防護柵を設置するなど、持続的な農業生産体制を構築。
- 平成27（2015）年度に、高齢化などから農地の維持・管理が困難になることを危惧した2集落協定と広域協定を締結。平成28（2016）年度からは、超急傾斜農地保全管理加算を活用した加工直売に着手。



【協定農地の様子】



【組合員の皆さん】

取組の特色

- 集落営農組織が高齢化等により管理できなくなった農地を引き受けて、地域内の遊休農地の発生を防止。（平成23（2011）年 受託面積：2.1ha→平成30（2018）年 受託面積：4.6ha）
- 超急傾斜農地保全管理加算を活用し、農地の法面管理や協定内で生産した大豆の加工・販売（豆菓子「芋井のまめっこ」）を実施。
- 芋井のまめっこは、近隣の日帰り温泉施設や直売所で販売することで、農業者の所得向上に貢献。（豆菓子の販売額：92万2千円（平成30（2018）年）



【大豆を加工した「芋井のまめっこ」】



【大豆畑】

※ その他の取組事例についてはこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/h3005/pdf/h30_torikumi_zentai.pdf（農林水産省）



http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/h3010/PDF/h30_11_torikumi_kan_tou.pdf（農林水産省）

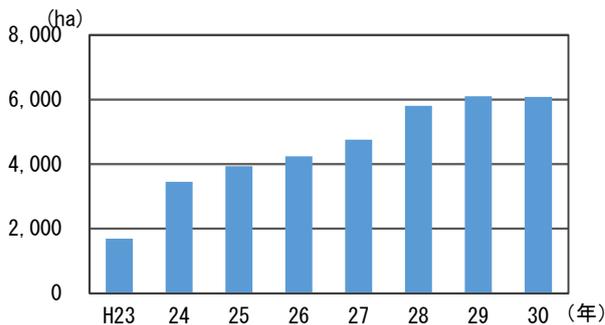


ウ 環境保全型農業等の推進

◎ 環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した土づくり等に取り組むとともに環境保全型農業直接支払交付金による支援を通じて持続的な農業生産を推進している。

関東管内の平成 30（2018）年度の環境保全型農業直接支払交付金の交付件数は 544 件で、前年度に比べ 3%減少し、実施面積は 6,084ha で、前年度並み。

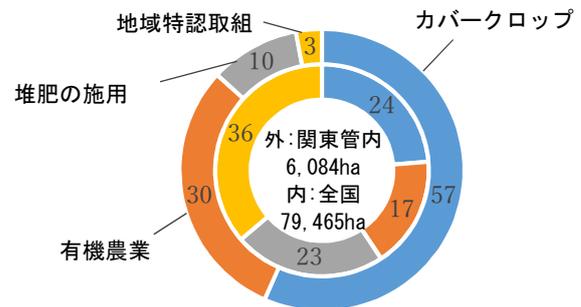
環境保全型農業直接支払い交付金の実施面積の推移



資料：農林水産省調べ

支援対象取組別の実実施面積割合

(平成 30 (2018) 年度)



注：1) 「カバークロップ」とは、化学肥料、化学合成農薬を 5 割以上低減する取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

2) 「地域特認取組」とは、化学肥料、化学合成農薬を 5 割以上低減する取組と特認取組（国が承認を行った取組）を組み合わせた取組

事例 ★環境保全型農業の取組【定方農園（群馬県太田市）】

◎ 緑肥を活用した輪作の励行、良質堆肥を利用した土づくり、有用微生物群の活用などに取り組み、安定品質を実現

平成 8（1996）年からイネ科とマメ科による緑肥を活用して、3～4 年の輪作体系を導入し、土壌物理性改善や地力維持を図るとともに、良質堆肥投入で安定した作物生産を実施している。また、土壌微生物資材を独自培養し、土壌病害の抑制に取り組むなど、土づくりに取り組み、ごぼう、ねぎ等を栽培している。

除草は、農薬を使わず、株間・株元の除草はシルバー人材を活用するなど、生物多様性保全にも寄与している。

契約販売を目的とした生産者組織の設立等を通じて、地域農業の振興に貢献するとともに、伝統野菜の有利販売を目的に栽培技術や営農手法、商道德を研鑽し、契約取引に結びつける活動を実施している。



ねぎの定植作業

※ 環境保全型農業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyau/>（関東農政局）

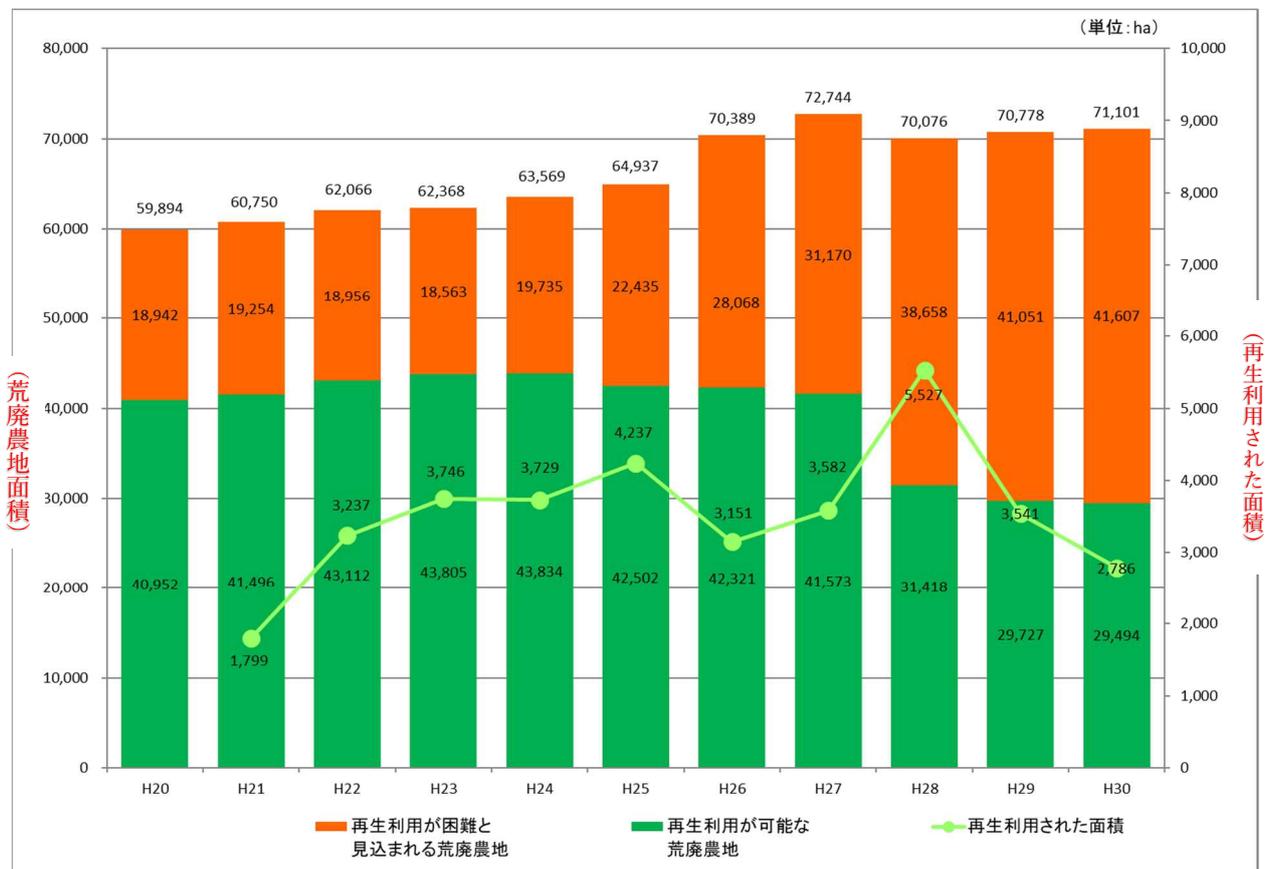


エ 荒廃農地の解消

- ◎ 農業委員会による遊休農地の所有者への働きかけを進め、再生利用可能な遊休農地に農地バンクによる利用権設定が行われるよう取り組んでいる。
- ◎ 荒廃農地の解消に向け、地方公共団体等と連携して現地調査等を行っているほか、関東管内の荒廃農地再生利用の事例を取りまとめ、情報を発信している。
- ◎ 圃場整備等を通じ、農業者等による荒廃農地の再生利用を進めている。

関東管内において、耕作放棄によって荒廃し、通常の農作業では作物栽培が困難となった面積は、平成 30（2018）年は約 7 万 1 千 ha と前年度と同じ面積であった。都県別には長野県、千葉県、茨城県などが多い。

関東管内における荒廃農地の状況



資料：農林水産省調べ

- 注：1）「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」
- 2）「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」
- 3）「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」

※ 荒廃農地の詳しい内容はこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/katuyou/index.html>（関東農政局）



事例 ★荒廃農地を活用して経営規模を拡大する取組【企業組合松崎桑葉ファーム（静岡県松崎町）】

◎ 桑の葉でまちおこしを行う企業組合を立ち上げ、荒廃農地を解消しながら経営拡大（0.15ha→1.3ha）を行うとともに、桑の葉を加工して作った茶をブランド化

かつて早場繭の産地として全国的にも有名だった町は、「桑の葉でまちおこし」を目指し、平成25（2013）年5月から桑の試験栽培（15a、穂木700本植栽）を開始した。

荒廃農地の活用の目処が立った平成26（2014）年7月に企業組合松崎桑葉ファームを設立して、桑葉の栽培から加工及び販売までのほとんどの工程を組合で運営管理しており、同年9月には直売所を開設。

毎年、荒廃農地を解消しながら経営規模を拡大（0.15ha→1.3ha）し、平成28（2016）年度には「松崎桑葉茶」と「桑の葉茶かりん糖」が松崎町商工会の松崎ブランドに、平成29（2017）年度には、「松崎桑葉茶」が静岡県のしずおか食セレクションに認定された。

また、ユニバーサルデザインを推進しており、静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校の生徒に農業体験実習（苗植えや収穫体験等）を行っている。

これまでの活動が地域に認められ、荒廃農地の地権者から耕作の依頼が増えている。景観維持や鳥獣被害の防止のため、引き続き荒廃農地の解消に取り組む。

また、更なる規模拡大により、地域住民やリターン就職等の雇用を創出することと、自社商品の海外輸出（シンガポール、香港等）を目指す。



再生前



再生後

※ 荒廃農地解消の取組事例についてはこちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/katuyou/katuyou01.html>（関東農政局）



(2) 農村の活性化

ア 棚田地域振興法の推進

- ◎ 我が国の棚田は、農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有している。しかしながら、農業の担い手の減少、高齢化の進展等により、荒廃の危機に直面している。
- ◎ このような中、令和元（2019）年6月に成立した「棚田地域振興法」は、多様な主体が参画する地域協議会による、棚田を核とした地域振興の取組みを関係府省庁横断で総合的に支援するものである。具体的には、国の関連施策の優先採択や要件緩和等の財政上の措置と、国の職員から選任された「棚田地域振興コンシェルジュ」による情報提供や助言等の援助を行う。

関東農政局では、本局職員や各都県拠点の地方参事官が棚田地域振興コンシェルジュに選任され、関係都県及び市町村と連携し、棚田地域の振興のための支援を行っており、令和2（2020）年7月10日時点では、4県41地域が指定棚田に指定されている。（管内の指定棚田地域一覧は、巻末参考108ページ参照）

棚田地域振興法の概要



※ 棚田地域振興法に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/index.html>（内閣府）



※ 棚田地域の振興に関する農林水産省の取組はこちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/tanada.html>（農林水産省）



イ 農泊の推進

◎ 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図るため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援している。

関東管内においては、令和元（2019）年度までに農山漁村振興交付金（農泊推進対策及び農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業）として 98 地区を採択している。

用語の解説

「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことである。地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図る。

※ 農泊の推進の詳しい内容はこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/170203.html>（農林水産省）



※ 農山漁村振興交付金の詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html（農林水産省）



・農泊動画の紹介（Youtube 「maffchannel」）

※ 農泊関連動画については以下の画像をクリックするか、2次元バーコードからご覧下さい。



事例 ★自治体と連携したグリーン・ツーリズムの取組【株式会社大田原ツーリズム（栃木県大田原市）】

◎市と地元企業による共同出資会社が、地域の自然、文化、歴史をコンセプトとした教育旅行、農家民宿を運営するとともに、隣接する町と連携した有形文化財ホテルを運営

本地域への誘客を図るため、大田原市ではグリーン・ツーリズム推進の母体として、市と地元企業 18 社からの出資により「株式会社大田原ツーリズム」を設立（平成 24（2012）年）し、同社が旅行業資格を取得。民間会社から人材を登用するとともに、地域ぐるみの取組とするため、JA、森林組合、観光協会、商工会、地域住民団体等の参画を得て、「大田原グリーン・ツーリズム推進協議会」を同時期に設立した。



鮎

教育旅行を主として、簡易宿所を取得した農家民宿体験、農業体験、歴史・文化体験、自然体験（平成 30（2018）年度の農林漁業体験者数：8,714 人）など雄大な自然に囲まれ、土着の歴史や文化が色濃く残る体験プログラムを実施。

また、隣接する那珂川町と連携して有形文化財ホテルを開業・運営し、従来の教育旅行を継続しつつ収益性の高い富裕層顧客を取り込む事業展開を図っている。



農家民宿体験



有形文化財ホテル「飯塚邸」

ウ 農福連携の推進

- ◎ 農業分野における障害者等の受入れを推進するため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において、農業生産施設及び加工販売施設の整備やトイレ・休息所等農業生産施設付帯施設の設置、農産物等の生産・加工技術等の習得、農福連携推進に関する人材育成等を支援している。
- ◎ 令和元（2019）年6月、首相官邸に設置された「農福連携等推進会議」において、農福連携等推進ビジョンが決定され、**農福連携**に取り組む主体を令和6（2024）年度末までに新たに3,000創出することとしている。
- ◎ 農業者、福祉事業者、行政関係者等で構成される「関東ブロック障害者就農促進協議会」を平成23（2011）年7月に設立し、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信等を実施している。
- ◎ 令和2（2020）年2月に、上記協議会及び厚生労働省関東信越厚生局と共催で、茨城県つくば市において農福連携推進関東ブロックセミナー及びスタディツアー（局独自の取組）を開催した。（P.70 コラム参照）

【関東ブロック障害者就農促進協議会】

農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク（協議会）を地方農政局等の単位で設置しており、関東農政局では、平成23（2011）年7月に、全国に先駆けて設立。令和元（2019）年からは、関東信越厚生局がオブザーバーとして参加。

- ・ 会 員：96名（令和2（2020）年1月17日時点）
- ・ 事務局：関東農政局

※ 農福連携の推進に関する詳しい内容についてはこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）



※ 農山漁村振興交付金の詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html（農林水産省）



・ 農福連携動画紹介（Youtube「maffchannel」）

※ 農福連携関連動画については以下の画像をクリックするか、2次元バーコードからご覧ください。



事例 ★農福連携を売り上げ増、業務の効率化につなげる取組【株式会社 HATAKE カンパニー（茨城県つくば市）】

◎少量多種の商品オーダーに対応するため、機械化が難しい生産物の選別やパッキング等の作業を障害者グループに担ってもらうことで、売上げ増と業務の効率化を実現

株式会社 HATAKE カンパニーは、経営面積の拡大等で人材不足に悩んでいた平成 23（2011）年に、障害者の働く場を求める近隣の福祉事業所と出会い、双方の課題を解決したいと考え障害者の受入を始めた。受入に当たっては、障害者の個性を把握している福祉事業所のスタッフが付き添い、障害者個々の能力や適性に応じた作業に従事してもらっている。

少量多種の商品オーダーに対応するため、機械化が難しい生産物の選別やパッキング（パック詰め）等の作業を障害者グループが担っていて、障害者がそれぞれの持ち場で能力を発揮することにより、業務全体の効率化が図られている。

また、作業内容に応じて作業工賃等を設定することで、障害者の工賃・賃金が向上した。さらには、業務の効率化や小ロットへの対応が可能となったことで、会社の売り上げも向上している。



ベビーリーフ



パッキング作業の様子

※ 農福連携の取組事例についてはこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）



コラム

・農福連携推進関東ブロックセミナー・スタディツアーの開催

農業分野における障害者等の就労の場を拡大することを目的に、農福連携の現状と課題、先進的事例の紹介等を行うセミナー及びスタディツアー（局独自の取組）を「関東ブロック障害者就農促進協議会」との共催で毎年実施している。

令和元年度は、「厚生労働省関東信越厚生局」とも初めて共催し、令和2（2020）年2月25、26日に茨城県つくば市において開催した。

初日のセミナーでは、（一社）ノーマポート代表理事 高草 志郎氏からの基調講演のほか、NPO 法人つくばアグリチャレンジ及び（株）HATAKE カンパニーの農福連携の取組事例報告、関東信越厚生局の調査研究事業報告やノウフク JAS に関する説明などがあった。また、2日目のスタディツアーでは、セミナーで報告のあった2事例について、作業現場を訪問し話を伺った。



セミナーの様子

※ 農福連携推進関東ブロックセミナー・スタディツアーの詳細内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/event/seminer_tukuba_20200225.html

（関東農政局）



エ 都市農業の多様な機能の発揮

- ◎ 都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給はもとより、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供などの多様な機能を有しているが、農業従事者の減少・高齢化の進展によって、都市農地の所有者自らによる活用が困難となっている。このため、平成 30（2018）年 9 月から、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による新たな仕組みがスタートし、生産緑地の貸借を行えるようになった。
- ◎ 都市農業の安定的な継続のため、都市農業の取組事例の紹介のほか、新たな制度の普及・啓発に取り組んでいる。また、農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）により、住民と共生する都市農業経営の実現に向けた取組や、都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備等を支援している。

関東管内の本法律に基づく平成 30（2018）年度の事業計画の認定等の状況は、借りた生産緑地で自ら耕作の事業を行う場合で 2 都県 11 市区 19 件、借りた生産緑地で市民農園（貸し農園）を開設する場合で 4 都県 14 市区 14 件となっている

管内都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等の状況（平成30（2018）年度）

【借りた生産緑地で自ら耕作の事業を行う場合】

【借りた生産緑地で市民農園（貸し農園）を開設する場合】

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況	
		件数	面積（㎡）
東京都	世田谷区	2	1,630
	練馬区	3	8,981
	江戸川区	1	689
	三鷹市	1	10,422
	小平市	3	8,124
	武蔵村山市	1	842
	八王子市	1	1,801
	町田市	1	6,386
	日野市	3	4,199
神奈川県	川崎市	1	239
	茅ヶ崎市	2	1,582
2	11	19	44,895

都道府県名	市区町村名	特定都市農地貸付けの承認状況市民農園			市民農園開設数※
		件数	面積（㎡）	農園区画数	
埼玉県	川口市	1	1,187	114	1
	草加市	1	1,787	68	1
東京都	目黒区	1	1,652	37	
	世田谷区	1	2,901	282	1
	杉並区	1	994	144	1
	練馬区	1	2,034	136	1
	足立区	1	3,773	217	1
	三鷹市	1	1,860	112	
	府中市	1	2,000	166	1
	調布市	1	2,099	205	1
	八王子市	1	1,809	86	1
	神奈川県	川崎市	1	599	34
綾瀬市		1	2,193	140	1
静岡県	静岡市	1	767	80	1
4	14	14	25,655	1,821	11

※承認を受けたもののうち、平成30年度末時点で開設まで至った農園数



※ 都市農業の推進に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_kuwashiku.html（農林水産省）

※ 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）の詳しい内容はこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/toshi_nougyou31.html（関東農政局）

※ 都市農地貸借の円滑化の円滑化に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html（農林水産省）

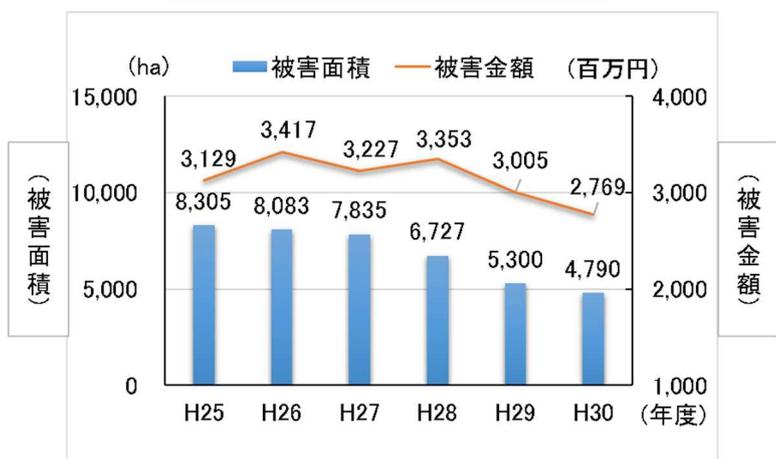


オ 鳥獣被害の現状と対策の推進

- ◎ 管内の野生鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、農業現場では、農業従事者や捕獲従事者の高齢化が進む中で、依然として深刻な状況が続いている。
- ◎ 関東農政局では、住民参加による地域ぐるみの鳥獣対策など、効果をあげている取組の横展開を通じて効果的な被害防止対策の普及を図るとともに、捕獲された鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用することにより農村の所得向上につなげる取組を推進している。

管内における平成 30（2018）年度の野生鳥獣による農作物被害は、被害金額が約 28 億円で前年度に比べ 2 億 4 千万円（7.9%）減少、被害面積は 4,790ha で前年度に比べ 510ha（9.6%）減少しているものの、農業現場においては依然として深刻な問題となっている

管内における農作物被害状況の推移



畑を荒らすイノシシ群
【写真提供：麻布大学獣医学部 江口祐輔氏】

資料：関東農政局調べ

※ 全国の野生鳥獣による農作物被害状況についての詳しい内容についてはこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html（農林水産省）



事例 ★地域ぐるみの鳥獣害対策を実現【千葉県市原市】

◎ 鳥獣害に係るアドバイザーの指導等に基づいて、市内に「鳥獣被害対策サポーター」を配置するとともに、対策マニュアルを住民に配布するなど、地域ぐるみの対策を実現



集落全体での箱わな管理【写真左】と被害確認【写真右】



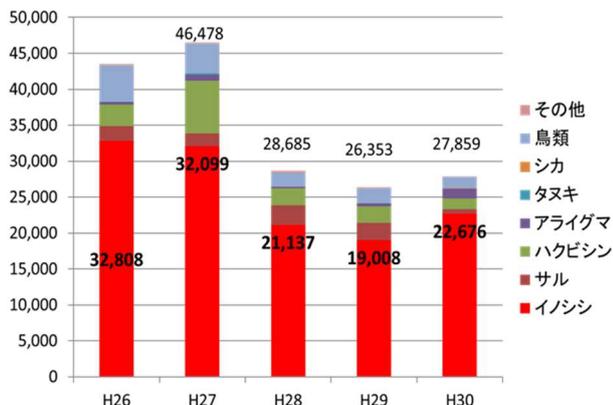
不要な果樹等の伐採



町会対策「虎の巻」

野生鳥獣による被害金額(単位:千円)【市原市】

市原市では、地域ぐるみの鳥獣対策に取り組んだ結果、有害鳥獣による被害金額は平成 27(2015)年度の約 46 百万円から平成 30(2018)年度には約 28 百万円に減少している。

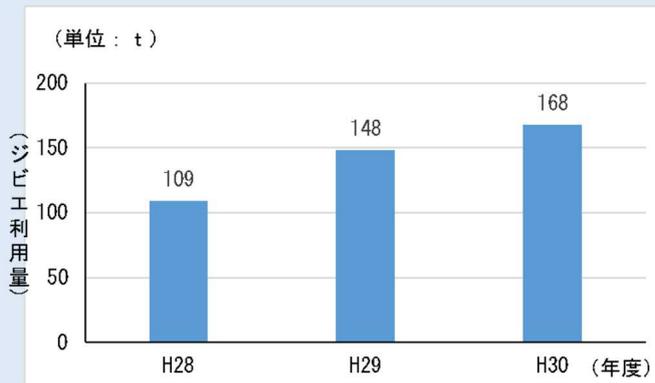


コラム

・ 捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取組

- ◎ 平成 30(2018)年度の関東管内のジビエ利用量は 168 t であり、平成 28(2016)年度の 1.54 倍となった。
- ◎ 関東管内では、安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区として、長野市において処理加工施設の整備を行い、令和元年度から稼働を開始している。
- ◎ また、安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、関東管内では、「信州富士見高原ファーム(長野県富士見町)」、「長野市ジビエ加工センター(長野県長野市)」、「早川町ジビエ処理加工施設(山梨県早川町)」の 3 施設が「国産ジビエ認証」施設として認証されている。

捕獲鳥獣のジビエ利用量の推移〔関東管内〕



資料：野生鳥獣資源利用実態調査



長野市ジビエ加工センター〔モデル地区〕

※ 捕獲鳥獣のジビエ利用を巡る最近の状況の詳しい内容はこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/suishin.html> (農林水産省)



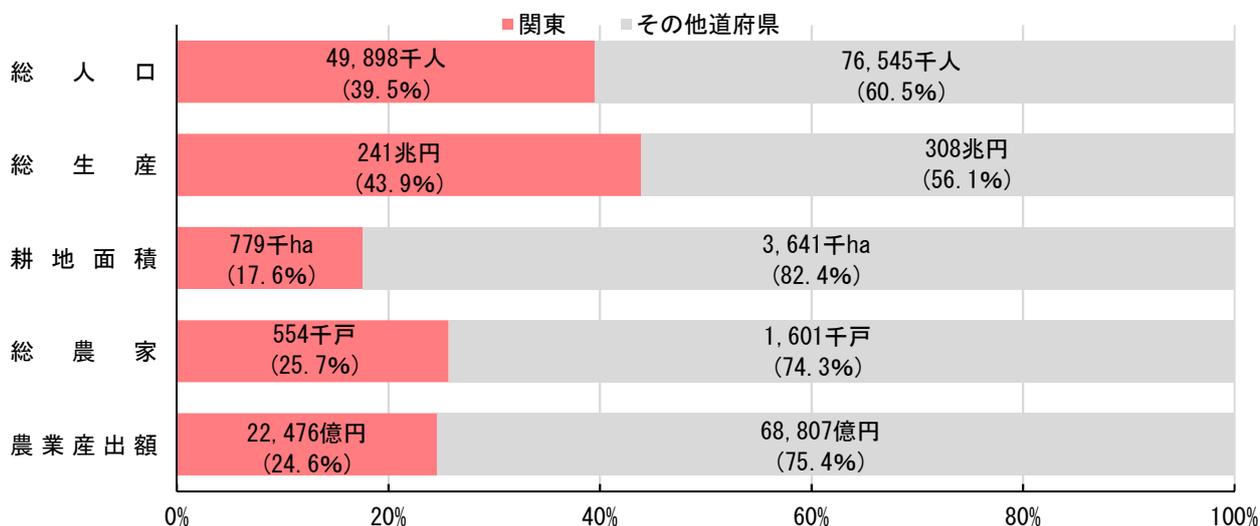
Ⅱ 関東管内の食料・農業・農村をめぐる状況

関東農業に係る指標

関東管内の農業に係る生産条件等は、以下のとおり。

- ◎ 人 口：4,990万人・・・日本の総人口(1億2,644万人)の約40%
- ◎ 総 生 産：241兆円・・・日本全体の総生産(550兆円)の約44%
- ◎ 耕 地 面 積：77万9千ha・・・日本全体の耕地面積(442万ha)の約18%
- ◎ 農 家 数：55万4千戸・・・日本の総農家数(215万5千戸)の約26%
- ◎ 農業産出額：2兆2,476億円・・・日本の農業産出額(9兆1,283億円)の約25%

関東の農業に係る生産条件等



資料：総務省「平成30年人口推計」、
内閣府経済社会総合研究所「平成28年度県民経済計算」、
農林水産省「平成30年耕地及び作付面積統計」、「2015年農林業センサス」、
「平成30年生産農業所得統計」

注：「耕地面積」は、田と畑の合計。

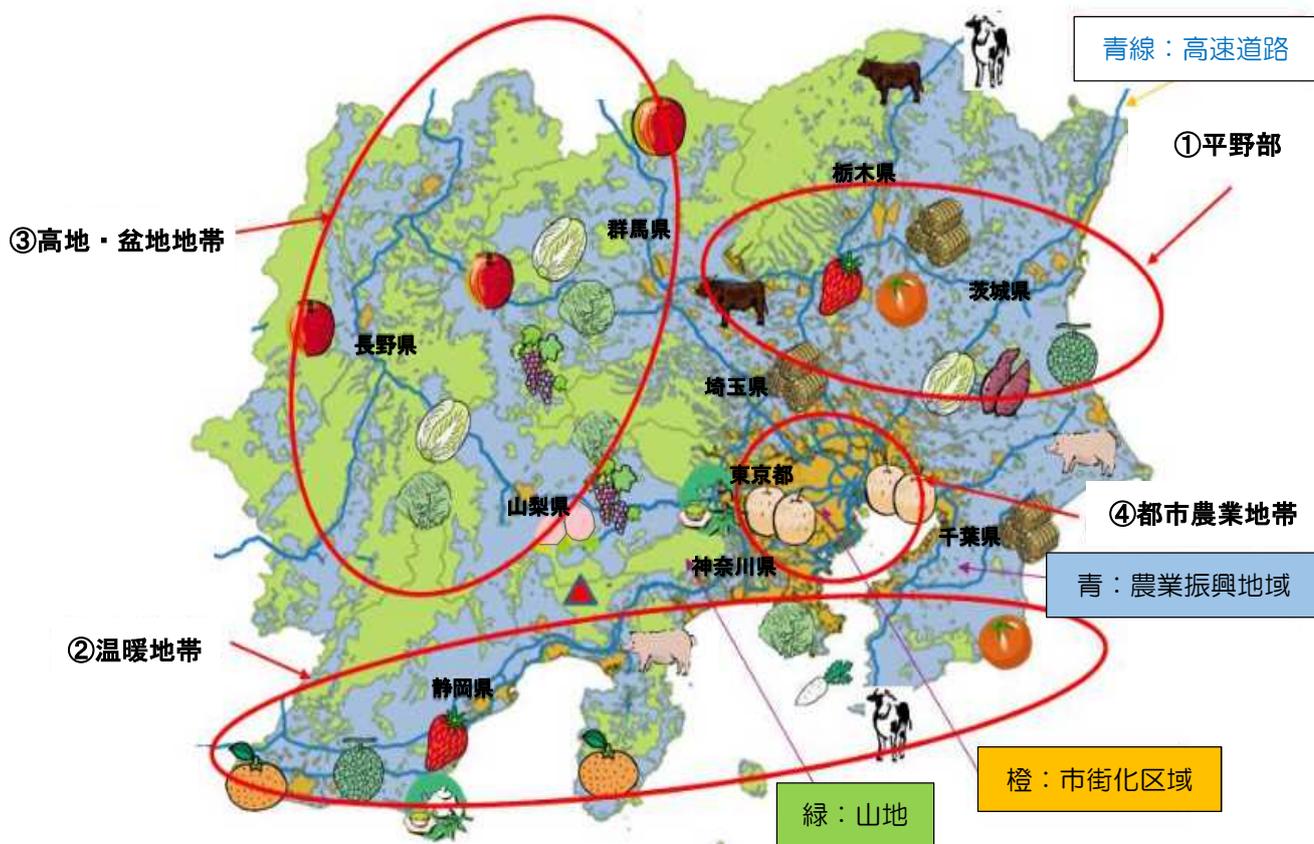
記載上の注意点

- 1：「関東」とは、関東農政局が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県を指す。
- 2：「生産農業所得統計」の農業産出額について、
 - 1) 全国及び管内の産出額は都道府県値を積み上げたものである。
 - 2) 統計数値については、表示未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 3) () 内は構成比である。
 - 4) 構成比については表示未満の数値で算出しているため、表示上の数値で算出した構成比と一致しない場合がある。

1 気候等の自然条件

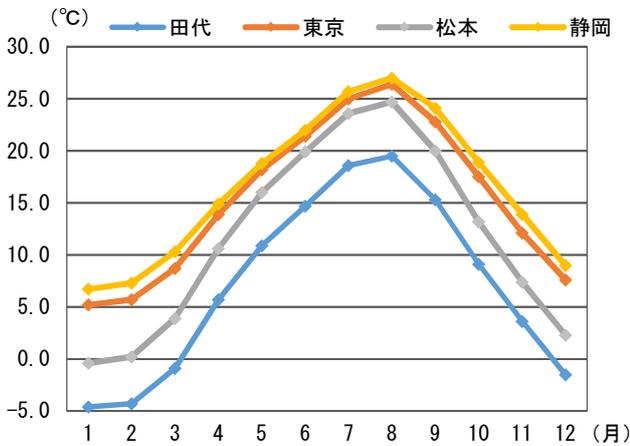
- ◎ 関東の南側から東側は、平野や緩やかな丘陵台地、西側から北側は、山岳地帯や盆地となっており、利根川水系（利根川、渡良瀬川、鬼怒川等）、荒川水系、天竜川水系、千曲川水系（信濃川）等の大水系を有する。
- ◎ 地形の条件や海洋の影響などの要素が相まって、関東の気候は多様性に富むものとなっている。

関東の地域特性と生産される主な農産物

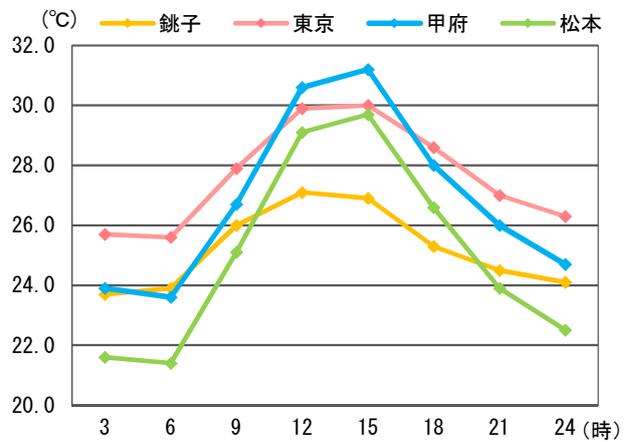


◎ 年間を通じて温暖な地域、夏季でも冷涼な地域、気温の日較差・年較差が大きく日照時間が長い地域など地域によって気候条件が異なっている。

平年の月平均気温の推移



平年の8月10日頃の気温の推移

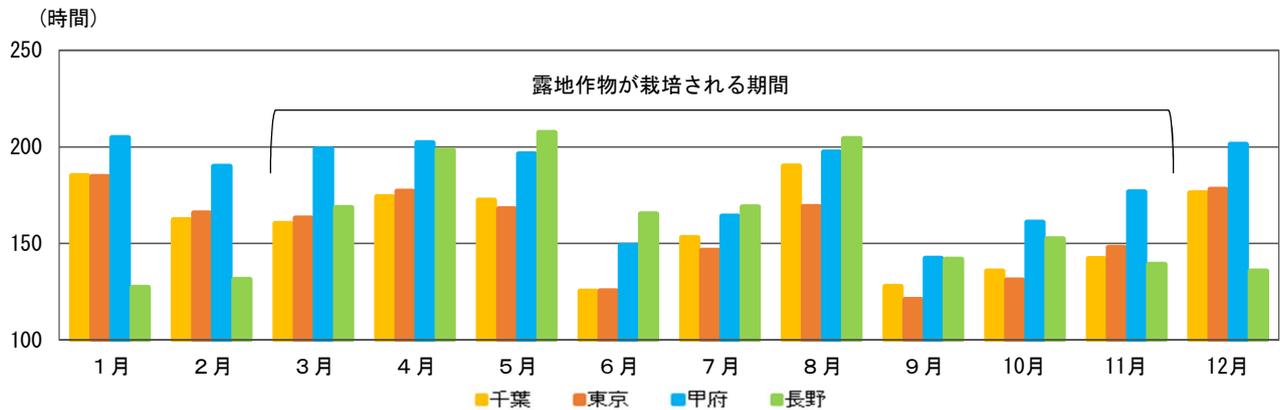


日較差	銚子	東京	甲府	松本
	3.4℃	4.4℃	7.6℃	7.2℃

資料：気象庁「アメダス」

- 注：1) 年間を通じて温暖な地域の代表例：東京、静岡
- 2) 夏季でも冷涼な高地の代表例：田代（群馬県嬲恋村）
- 3) 昼夜の寒暖差が大きい地域の代表例：甲府（山梨県）、松本（長野県）
- 4) 昼夜の寒暖差が小さい地域の代表例：銚子（千葉県）

平年の月間日照時間の推移



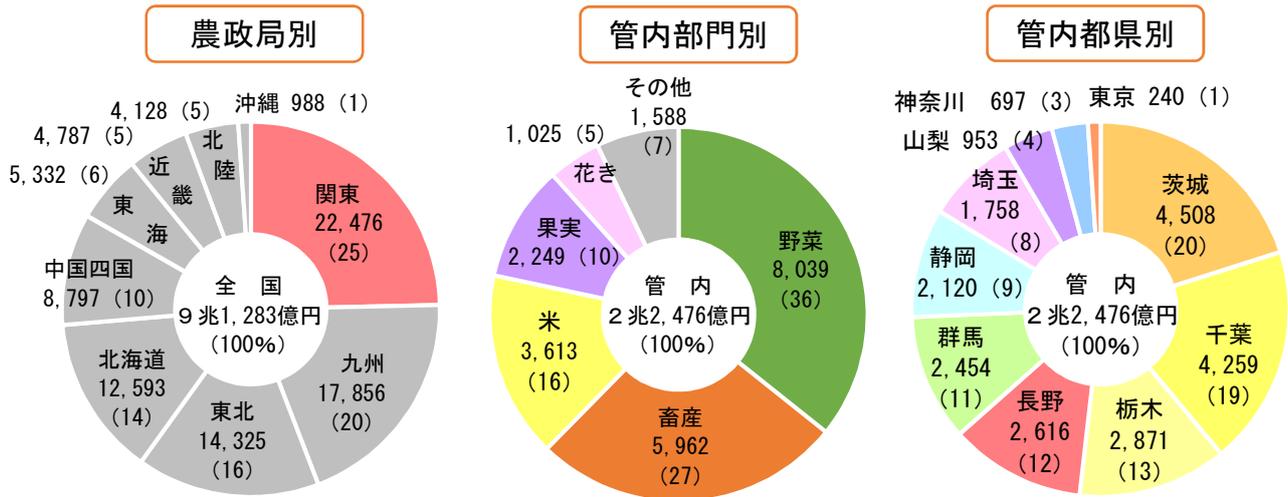
資料：気象庁「アメダス」

- 注：1) 関東管内における日照時間が長い地域の代表例：甲府（山梨県）、長野
- 2) 関東管内における標準的な日照時間を示す地域例：東京、千葉

2 主要農畜産物の生産等の状況

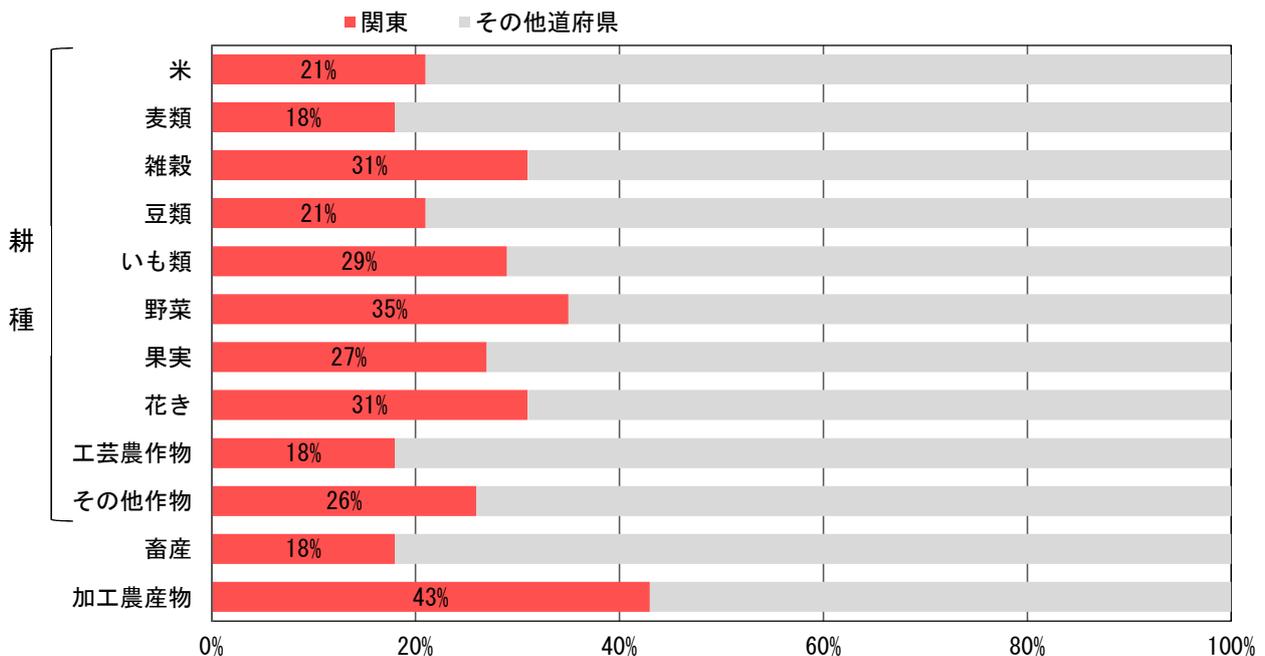
- ◎ 関東管内は、首都圏という大消費地を抱えながら、野菜、畜産、米、果実等いずれも全国の中で主要な生産地となっており、多様な農業が営まれている。
- ◎ 関東管内の農業産出額は2兆2千億円で全国の25%を占める。部門別では野菜が8千億円で最も多く、次いで畜産が6千億円、米が3千6百億円の順となっている。都県別では茨城県が4千5百億円（全国3位）、千葉県が4千3百億円（同4位）となっている。

農業産出額（平成30（2018）年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

農産物の産出額に占める関東の割合（全国=100%）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

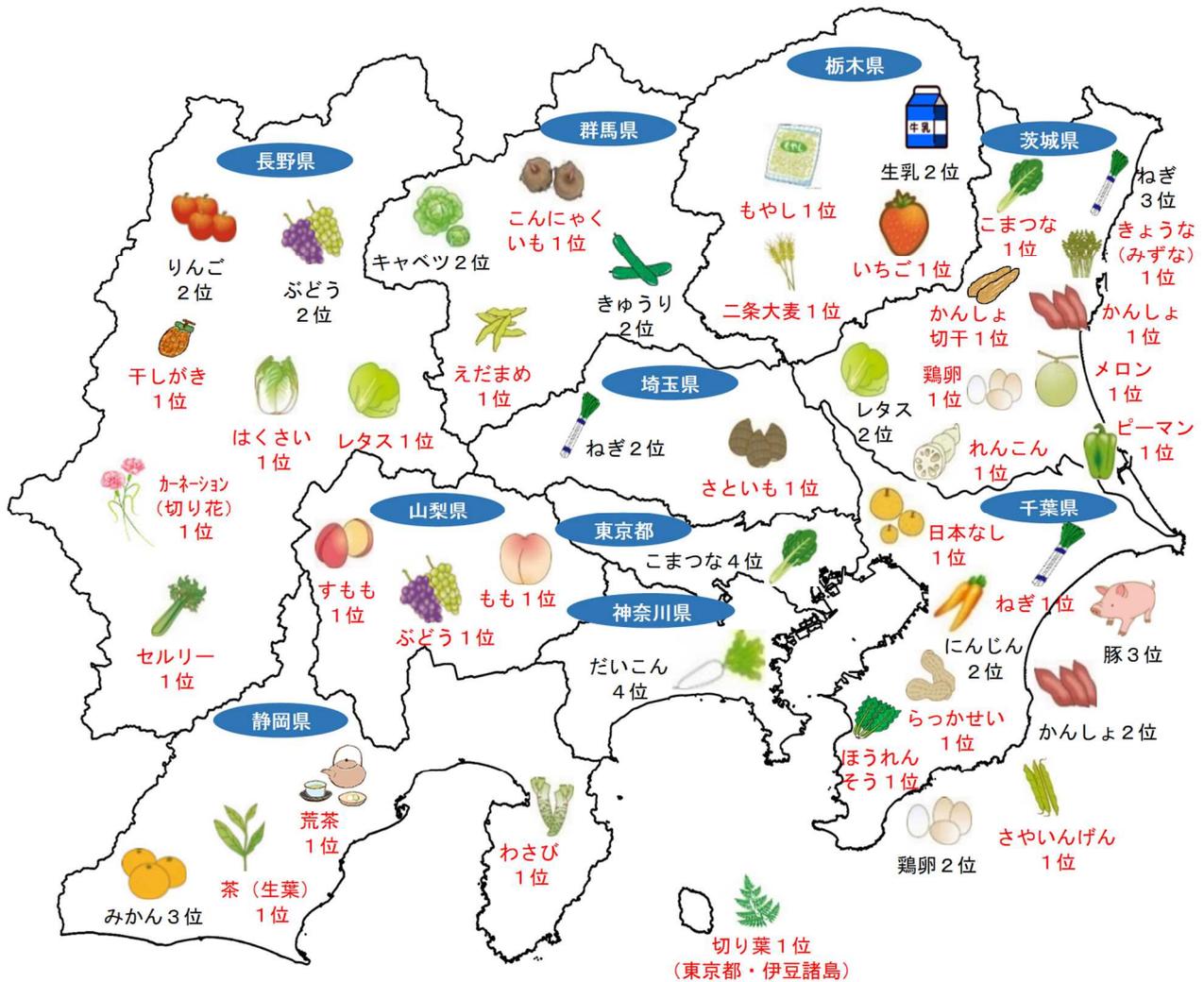
注：1) 「その他作物」とは、庭園樹苗木、街路樹苗木、山林用苗木等

2) 「加工農産物」とは、かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等

部門別都県の全国順位（平成30（2018）年）

		農業 産出額	米	麦類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	生乳	豚	鶏卵
構成比	全国	100.0	19.2	0.4	25.6	9.3	3.7	2.0	8.3	6.7	5.3
	関東	100.0	16.1	0.3	35.8	10.0	4.6	1.4	5.9	7.8	6.2
関東の 全国シェア		24.6	20.6	18.4	34.6	26.8	30.8	17.8	17.6	28.7	28.6
全国 順位	1	北海道	新潟	北海道	北海道	青森	愛知	北海道	北海道	鹿児島	茨城
	2	鹿児島	北海道	栃木	茨城	和歌山	千葉	鹿児島	栃木	宮崎	千葉
	3	茨城	秋田	福岡	千葉	長野	福岡	沖縄	熊本	千葉	鹿児島
	4	千葉	茨城	佐賀	熊本	山形	埼玉	静岡	千葉	北海道	岡山
	5	宮崎	山形	群馬	愛知	山梨	静岡	熊本	岩手	群馬	広島
	6	熊本	宮城	埼玉	群馬	愛媛	長野	群馬	群馬	茨城	愛知
	7	青森	福島	熊本	長野	熊本	茨城	三重	愛知	岩手	青森
	8	愛知	千葉	愛知	青森	静岡	北海道	宮崎	茨城	栃木	栃木
	9	栃木	栃木	岡山	埼玉	福島	鹿児島	京都	宮城	愛知	北海道
	10	岩手	岩手	茨城	栃木	岡山	熊本	岩手	岡山	青森	三重

都県別の全国上位品目（平成30（2018）年）



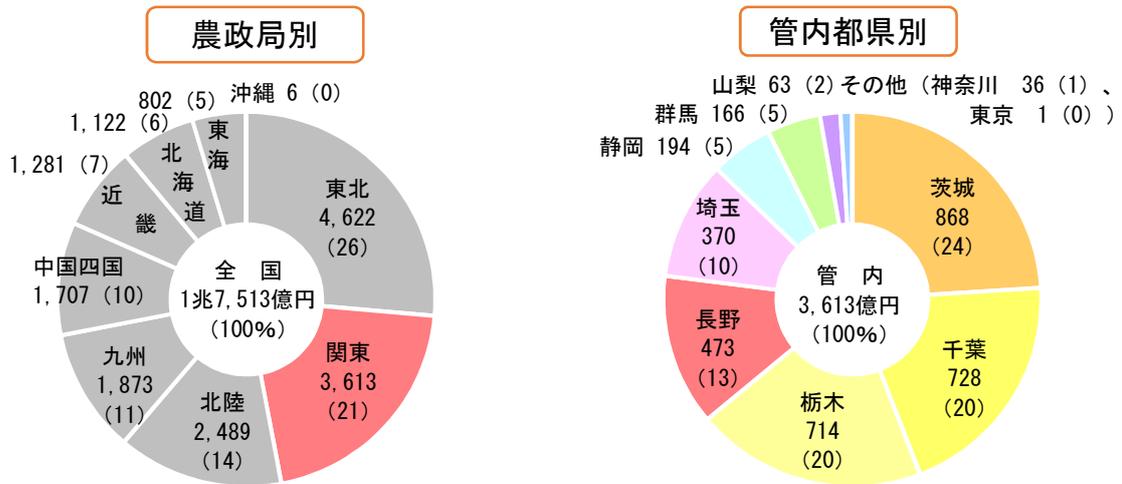
(1) 米麦

米

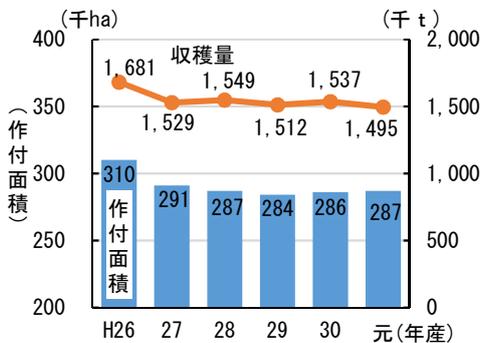
◎ 関東管内は、関東平野を北西から東へ流れる利根川をはじめ大小の河川があり、その流域では水稻が多く作付けされている。農業産出額で見ると、農政局別では東北に次いで3千6百億円となっており、管内都県別では、茨城県が868億円(全国4位)、千葉県が728億円(同8位)となっている。

関東管内の令和元(2019)年産水稻(子実用)の作付面積は28万7千haで、近年、ほぼ横ばいに推移しており、加工用米、新規需要米の作付面積については減少している。飼料用米は、栃木県、茨城県、千葉県で、稲発酵粗飼料用稲は、栃木県、千葉県で、米粉用米は、埼玉県、栃木県、群馬県で多く作付けされている。

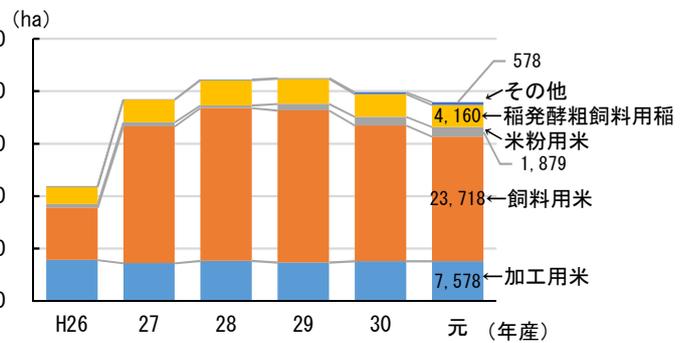
米の産出額(平成30(2018)年)



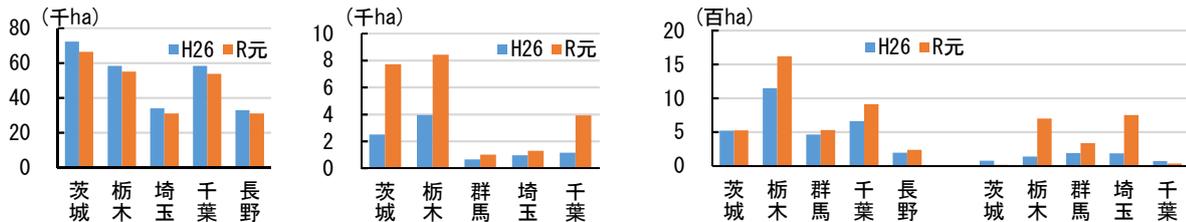
水稻(子実用)の作付面積及び収穫量の推移



加工用米、新規需要米の作付面積の推移



主産県の用途別作付面積(平成26(2014)年産と令和元(2019)年産の比較)
(主食用米) (飼料用米) (稲発酵粗飼料用稲) (米粉用米)



資料：農林水産省、「生産農業所得統計」、「作物統計」、関東農政局調べ

注：1) 新規需要米とは、飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲等である。

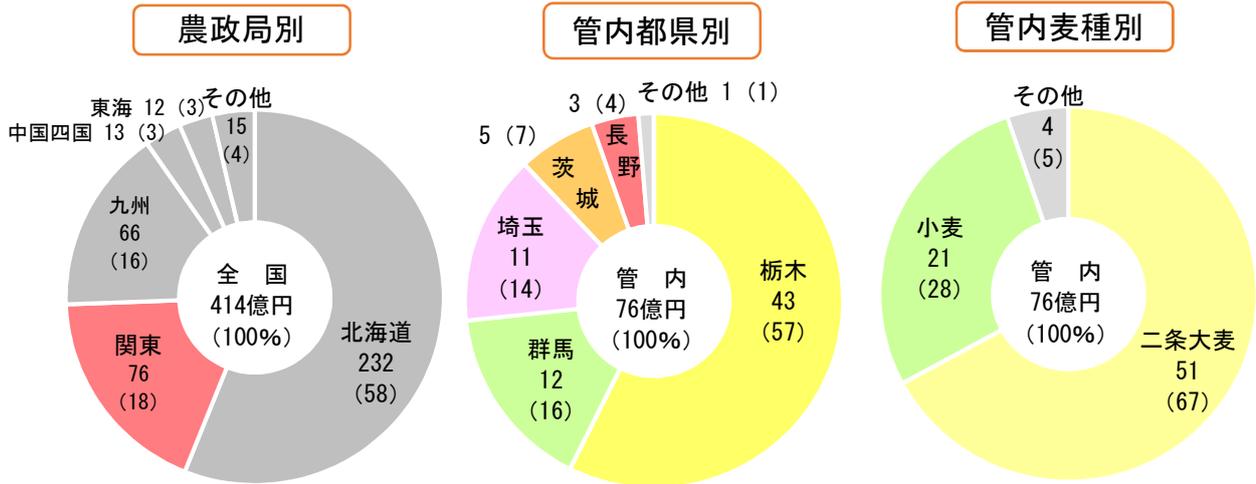
2) 新規需要米の「その他」とは、平成26(2014)~29(2017)年産は、輸出用米、酒造用米、青刈り用稲等の合計。平成30(2018)年産、令和元年産は、新市場開拓用米(輸出用米等)、青刈り用稲等の合計。

3) 作付面積(子実用)とは、青刈り面積(飼料用米等を含む。)を除いた面積である。

麦

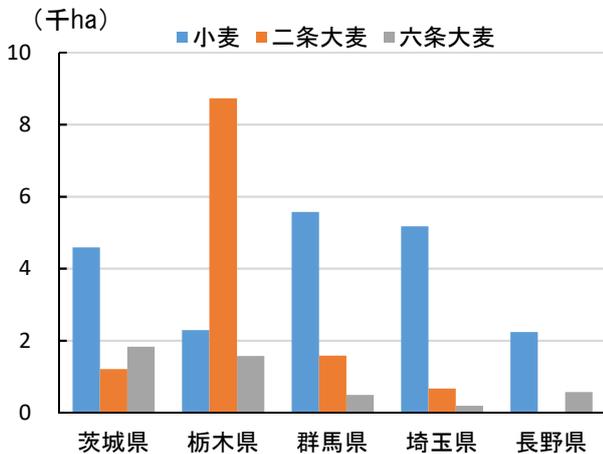
◎ 関東管内における麦作は、群馬県、埼玉県、茨城県における小麦、栃木県における二条大麦（ビール大麦）が中心であり、栃木県、群馬県、埼玉県では、水稲との二毛作体系に取り組んでいる地域も多い。関東管内の農業産出額は76億円、都県別では栃木県の43億円をはじめ群馬県、埼玉県の順となっている。麦種別では、二条大麦が51億円で最も多く、次いで小麦が21億円となっている。近年、消費者・実需者のニーズに対応した品種が育成され、国内産麦への需要が高まっている。

麦の産出額（平成30（2018）年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」 注：未公表の都道府県は集計から除外した。

麦種別作付面積（令和元（2019）年産）



消費者・実需者のニーズに対応した新品種

麦種 品種名 主な用途	主な特徴
小麦 ゆめかおり パン用	<ul style="list-style-type: none"> 小麦粉の吸水性が高く、カナダ産の「1CW (No. 1CanadaWestern)」と同等の製パン性である。 縞萎縮病、赤さび病に強く、「ユメアサヒ」に比べ、早熟で倒れにくく、収量性が優れている。
六条大麦 ホワイトファイバー 麦ごはん用	<ul style="list-style-type: none"> もち性の大麦である。 糖質の吸収コントロールや血中コレステロールの抑制などの効果がある水溶性食物繊維β-グルカンの含量が従来品種「シュンライ」よりも高い。 硝子率が「シュンライ」よりも低く、精麦白度が優れる。

資料：農林水産省「作物統計」、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センター、長野県農業試験場各資料

注：硝子率とは、高タンパクで実の部分が半透明になった粒の割合。硝子率が高いと品質評価が低くなる。

(2) 野菜

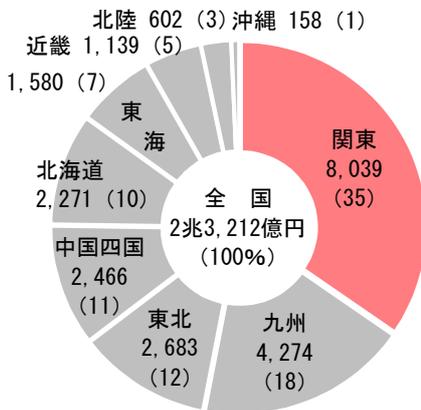
◎ 関東管内の野菜は、温暖な太平洋沿岸と関東平野、高所冷涼な群馬県（山間）、長野県に分かれ、各地域の気象特性に合わせた生産が盛んに行われている。

重要野菜であるキャベツを例に挙げると、春ものが千葉県、神奈川県で、夏秋ものが群馬県、長野県で、冬ものが千葉県、神奈川県で栽培され周年で首都圏に出荷されており、近年では加工・業務用野菜の需要が増加している。また、施設野菜であるトマトでみると、栃木県では冬春ものを、茨城県では夏秋ものを中心に、千葉県、群馬県では冬春ものと夏秋ものの双方が栽培されている。

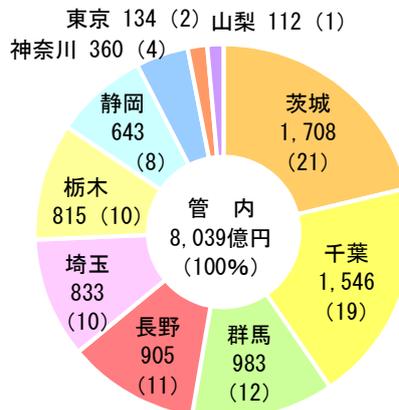
そのほか、管内では、葉茎菜類（ねぎ、ほうれんそう）、果菜類（きゅうり、なす）、果実的野菜（いちご、メロン）など多様な品目が栽培されている。

野菜の産出額（平成30（2018）年）

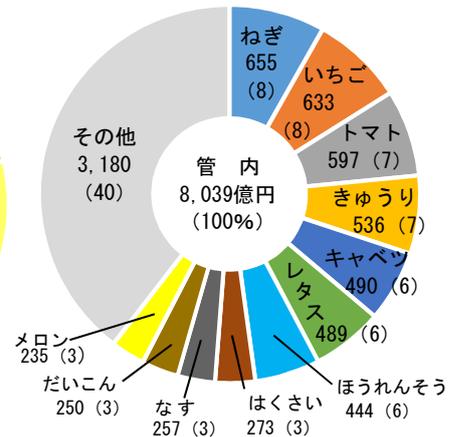
農政局別



管内都県別



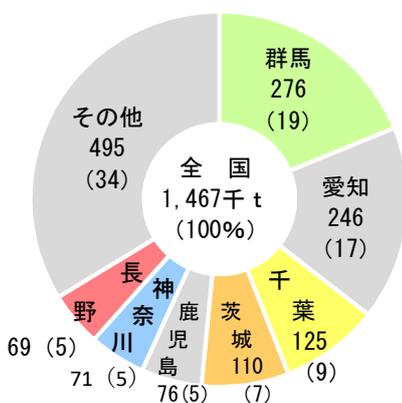
管内品目別



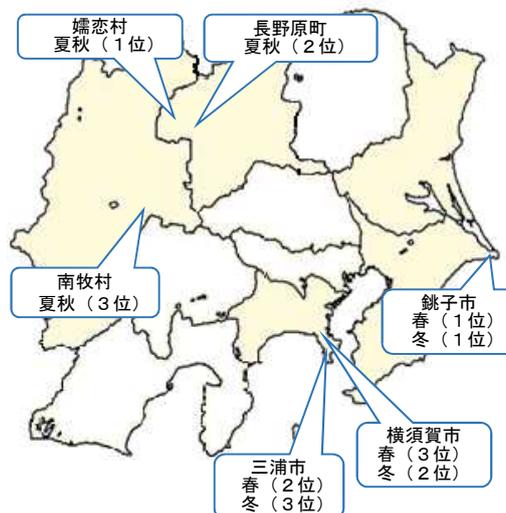
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

キャベツ

平成30(2018)年産収穫量（年産計）



季節区分別収穫量（指定産地・管内上位市町村）



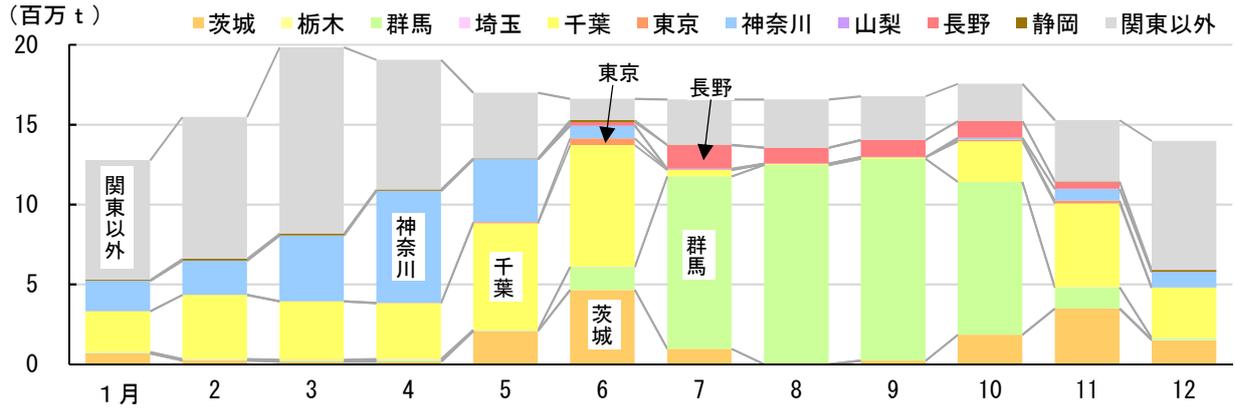
順位	春（当年4月～当年6月）	
	市町村（都県）	収穫量 t
1位	銚子市（千葉県）	42,400
2位	三浦市（神奈川県）	31,300
3位	横須賀市（神奈川県）	7,590

順位	夏秋（当年7月～当年10月）	
	市町村（都県）	収穫量 t
1位	嬬恋村（群馬）	235,800
2位	長野原町（群馬）	13,800
3位	南牧村（長野）	12,600

順位	冬（当年11月～翌年3月）	
	市町村（都県）	収穫量 t
1位	銚子市（千葉県）	42,700
2位	横須賀市（神奈川県）	9,040
3位	三浦市（神奈川県）	8,290

資料：農林水産省「作物統計」

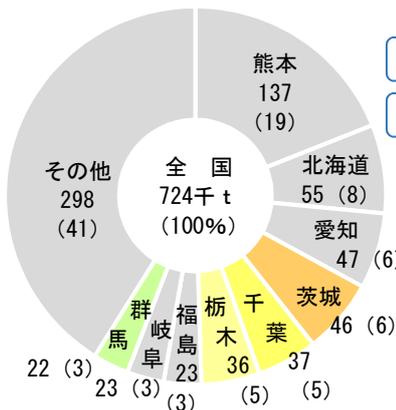
東京都中央卸売市場における関東産キャベツの入荷量（令和元（2019）年）



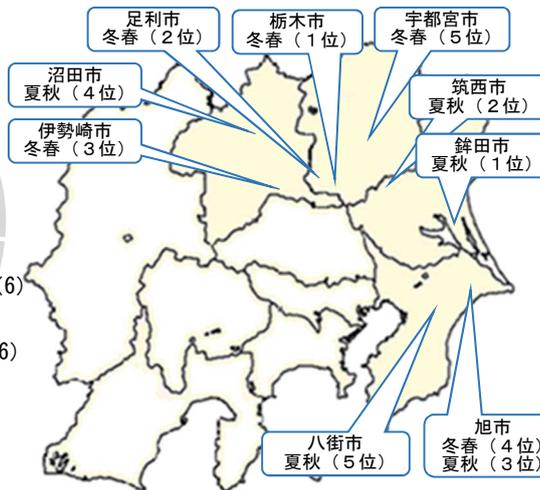
資料：東京都中央卸売市場「令和元年市場取引情報」

トマト

平成 30 (2018) 年産収穫量（年産計）



季節区別収穫量（指定産地・管内上位市町村）



順位	冬春（前年12月～当年6月）	
	市町村（都県）	収穫量 t
1位	栃木市（栃木）	5,100
2位	足利市（栃木）	4,510
3位	伊勢崎市（群馬）	4,250
4位	旭市（千葉）	3,240
5位	宇都宮市（栃木）	3,120

順位	夏秋（当年7月～当年11月）	
	市町村（都県）	収穫量 t
1位	鉾田市（茨城）	15,400
2位	筑西市（茨城）	3,170
3位	旭市（千葉）	2,730
4位	沼田市（群馬）	2,560
5位	八街市（千葉）	2,380

資料：農林水産省「作物統計」

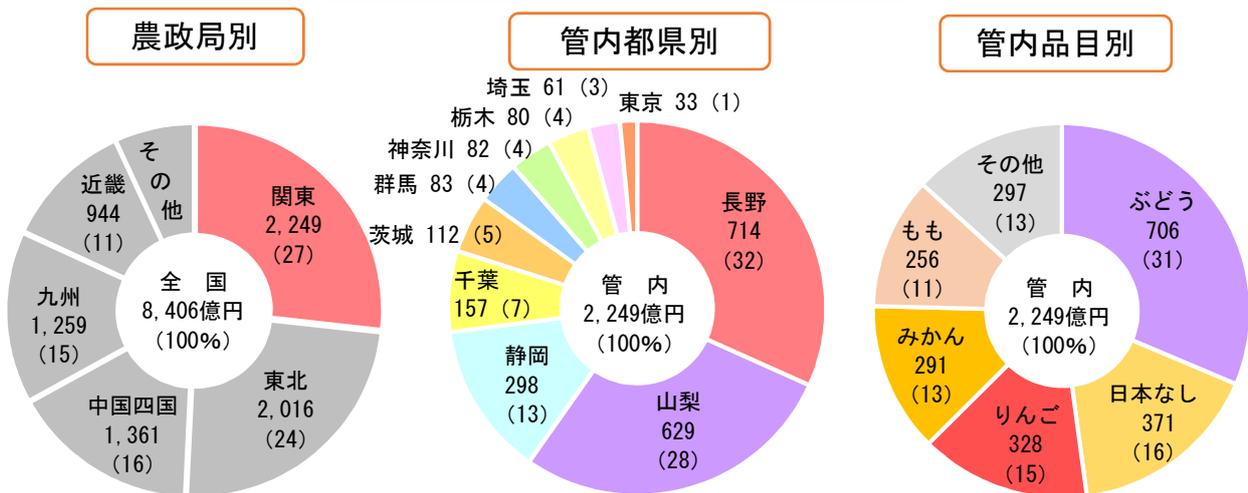
(3) 果樹

◎ 関東管内の果樹は、太平洋に面した静岡県、神奈川県等の温暖地帯でみかん、千葉県、茨城県等の平野部を中心に日本なし、山梨県、長野県等の高地・盆地において、ぶどう、りんご、もも等が、それぞれの地域の気候や地形に合った品目が栽培されている。農業産出額でみると、関東は全国で最も多く2千2百億円、管内都県別では長野県が714億円、山梨県が629億円となっており、品目別ではぶどう、日本なし、りんごの順となっている。

関東管内の栽培品種は、消費者ニーズを敏感に反映したものとなっており、ぶどうではシャインマスカットの割合が平成26(2014)年産の6%から平成29年(2017)年産では13%へと増加している。

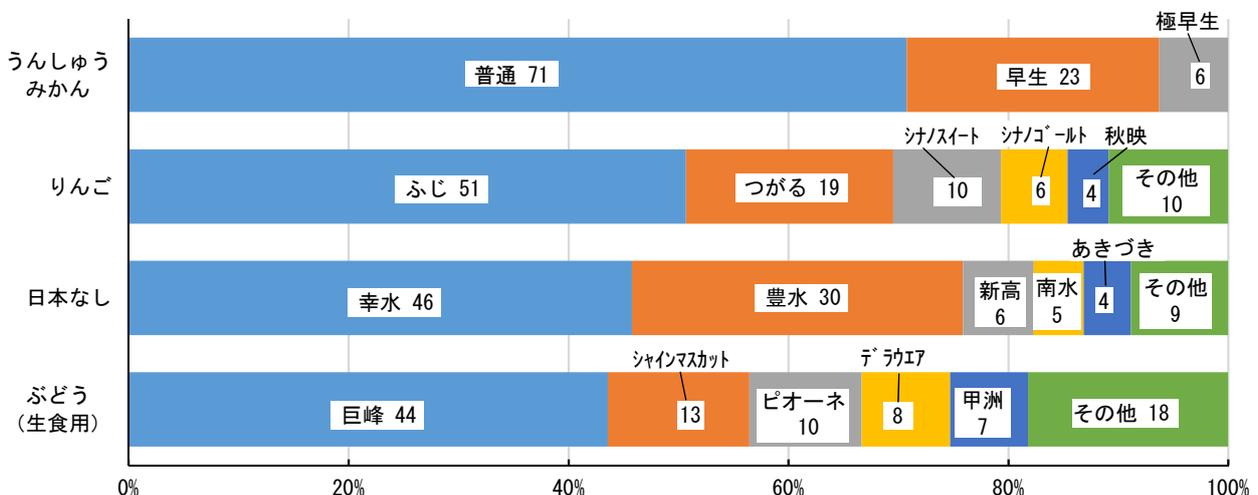
また、神奈川県、静岡県のうんしゅうみかんがカナダへ、山梨県のもも・ぶどう・すももが東・東南アジアへ、長野県りんごが香港へ、ぶどう・りんご・ももが台湾へ、茨城県の日本なしがシンガポールへ、千葉県の日本なしがタイ・マレーシアへ輸出されている。

果実の産出額（平成30（2018）年）



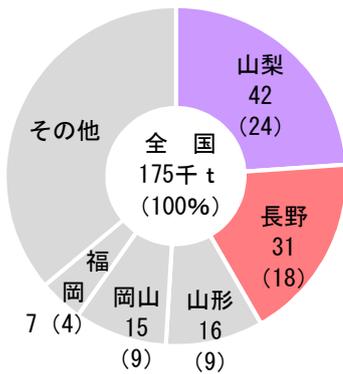
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

管内の主要果樹品種別結果樹面積等の構成比（平成29（2017）年産）

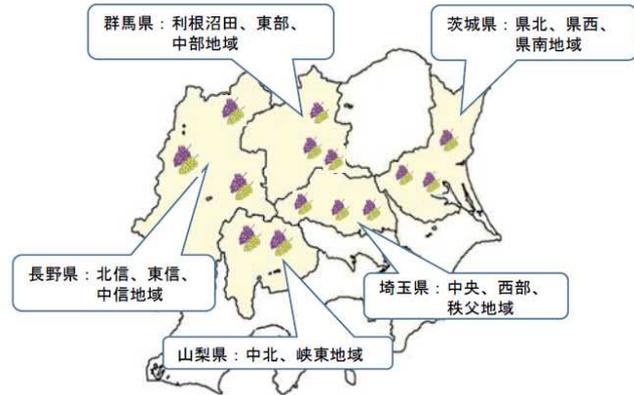


資料：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」

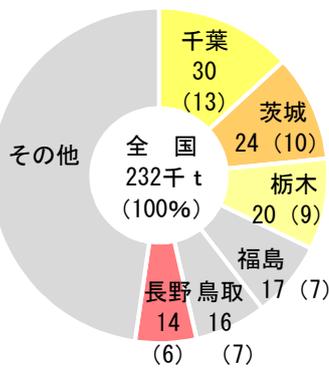
ぶどうの収穫量（平成 30(2018)年産）



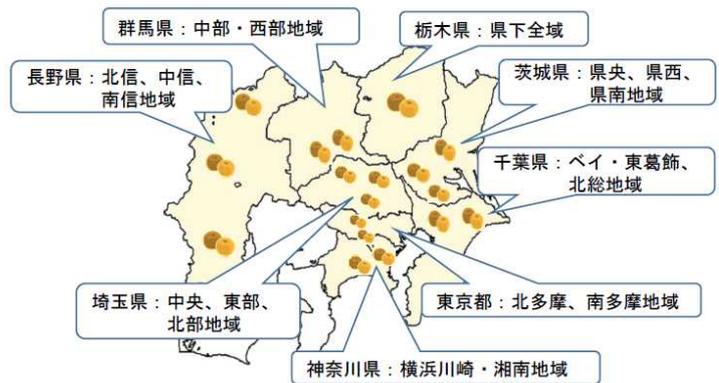
関東局の主産県



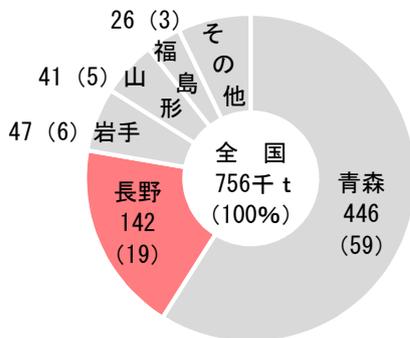
日本なしの収穫量（平成 30(2018)年産）



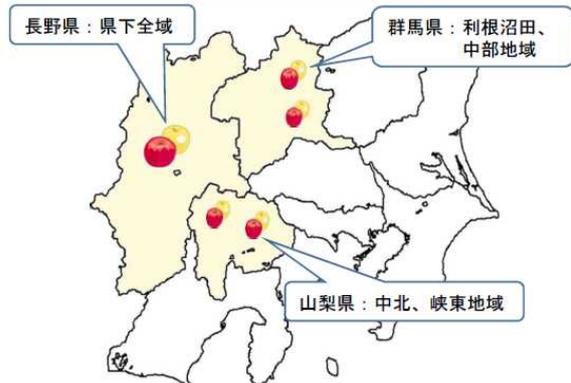
関東局の主産県



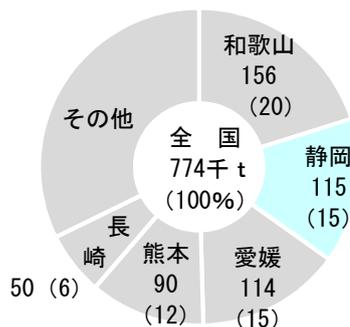
りんごの収穫量（平成 30(2018)年産）



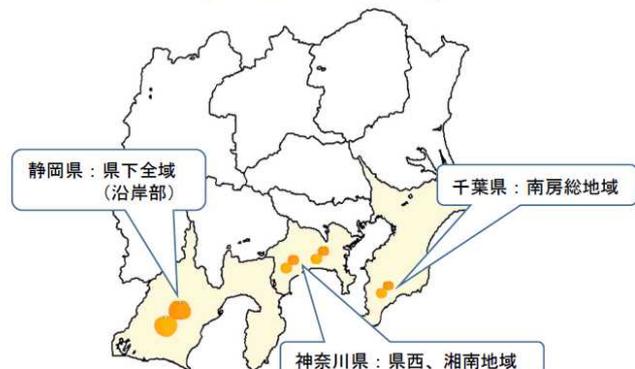
関東局の主産県



みかんの収穫量（平成 30(2018)年産）



関東局の主産県

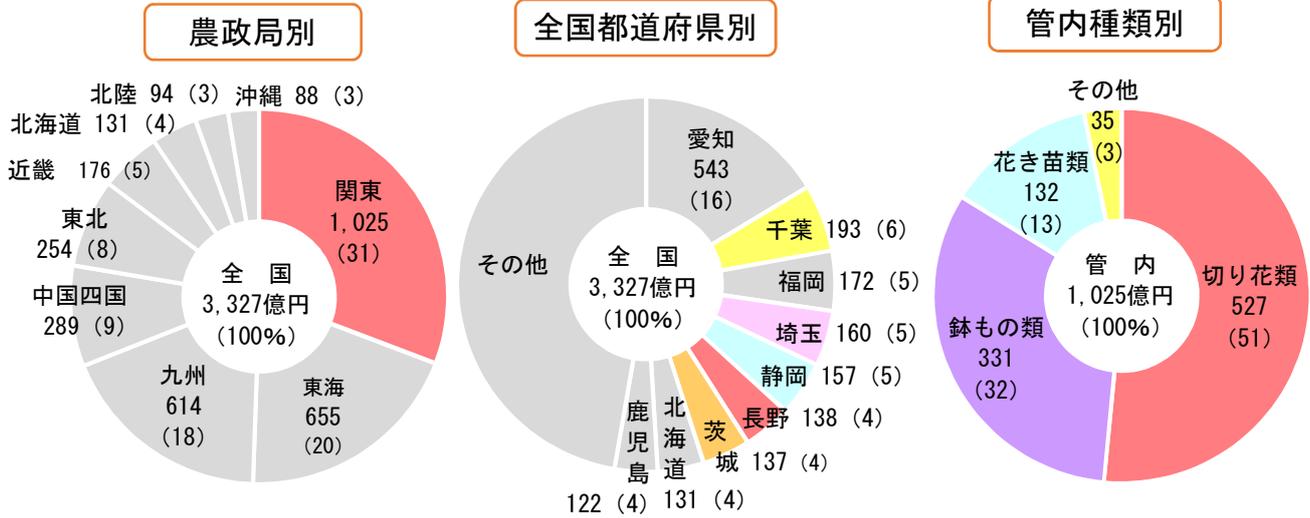


資料：農林水産省「作物統計」

(4) 花き

◎ 関東管内は花きの生産が盛んで、産出額では全国の31%を占める1千億円となっている。都県別では千葉県の193億円をはじめ、埼玉県、静岡県など幅広い地域で生産されている。種類別では、切り花類が半数を占め、次いで鉢ものの類、花き苗類が生産されている。

花きの産出額（平成30（2018）年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

・花きの主な産地



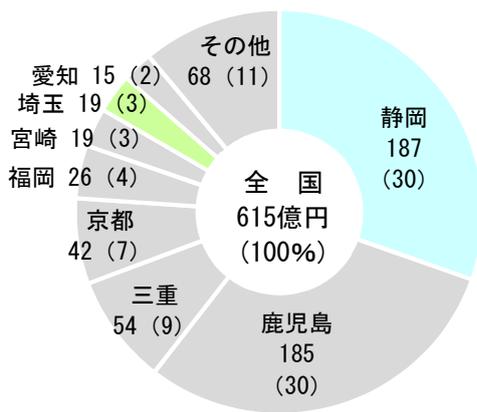
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(5) 工芸農産物（茶・こんにゃくいも）

茶

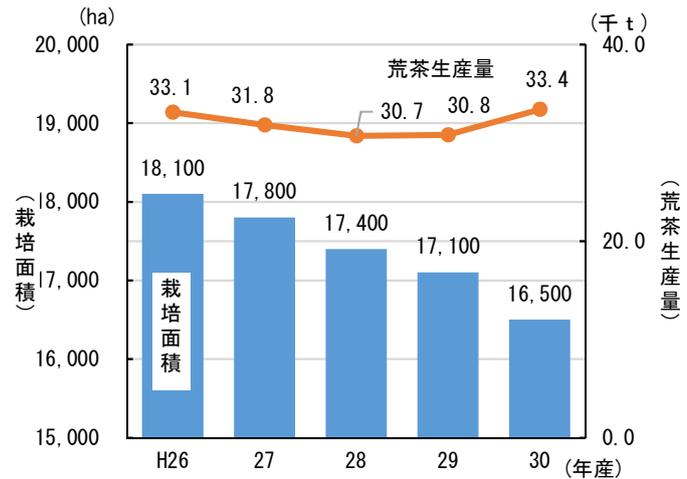
◎ 関東管内の主な産地は、静岡県、埼玉県となっている。農業産出額では、静岡県が187億円（全国1位）となっている。平成30（2018）年の管内主産県の栽培面積は静岡県が1万6,500ha、埼玉県が855haで全国の41.8%を占める。荒茶生産量は静岡県が3万3,400t、埼玉県が898tで全国の39.7%を占める。

茶（生葉）の産出額（平成30(2018)年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

静岡県の栽培面積と荒茶生産量（累年）

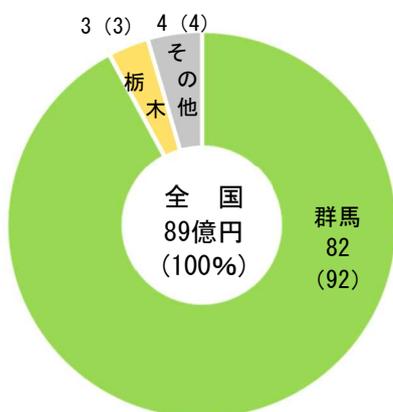


資料：農林水産省「作物統計」

こんにゃくいも

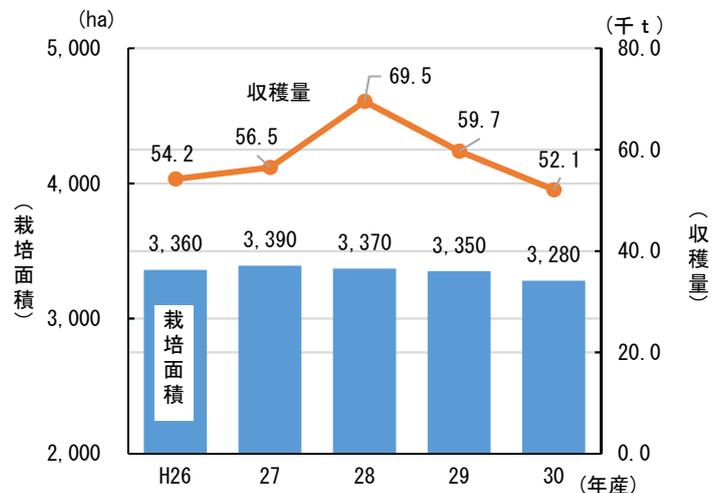
◎ 全国で生産されるこんにゃくいものほとんどが、管内主産県（群馬県及び栃木県）で生産されている。関東管内の産出額は87億円（平成30（2018）年）で、栽培面積は3,470ha、収穫量は5万4,900tとなっている。

こんにゃくいもの産出額（平成30(2018)年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

群馬県の栽培面積と収穫量（累年）



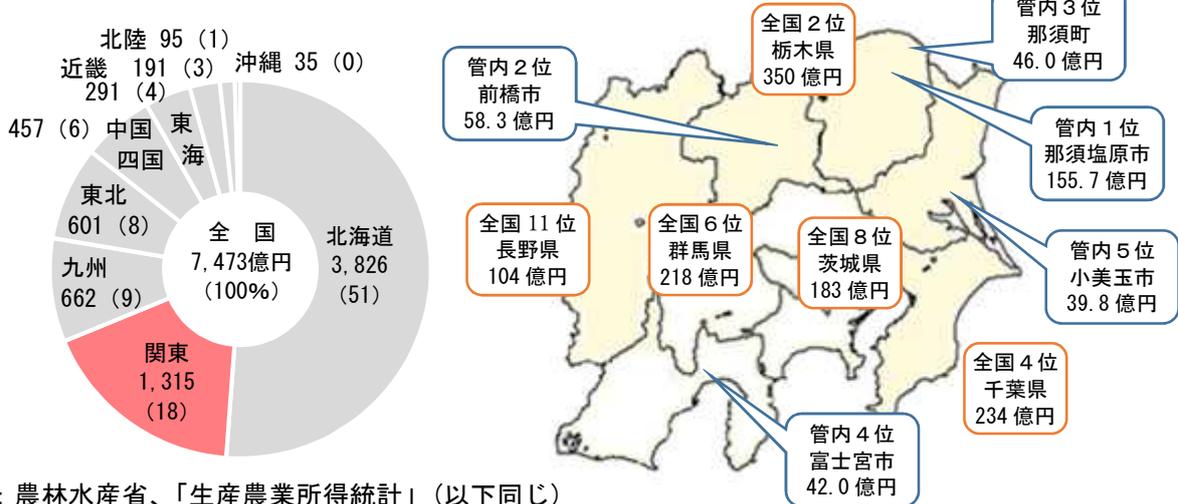
資料：農林水産省「作物統計」

(6) 畜産

◎ 関東管内は畜産も盛んである。農政局別の農業産出額では、生乳が北海道に次ぎ1千3百億円（全国2位）、肉用牛が8百億円（同4位）、豚が1千8百億円（同2位）、鶏卵は1千4百億円（同1位）となっている。

生乳

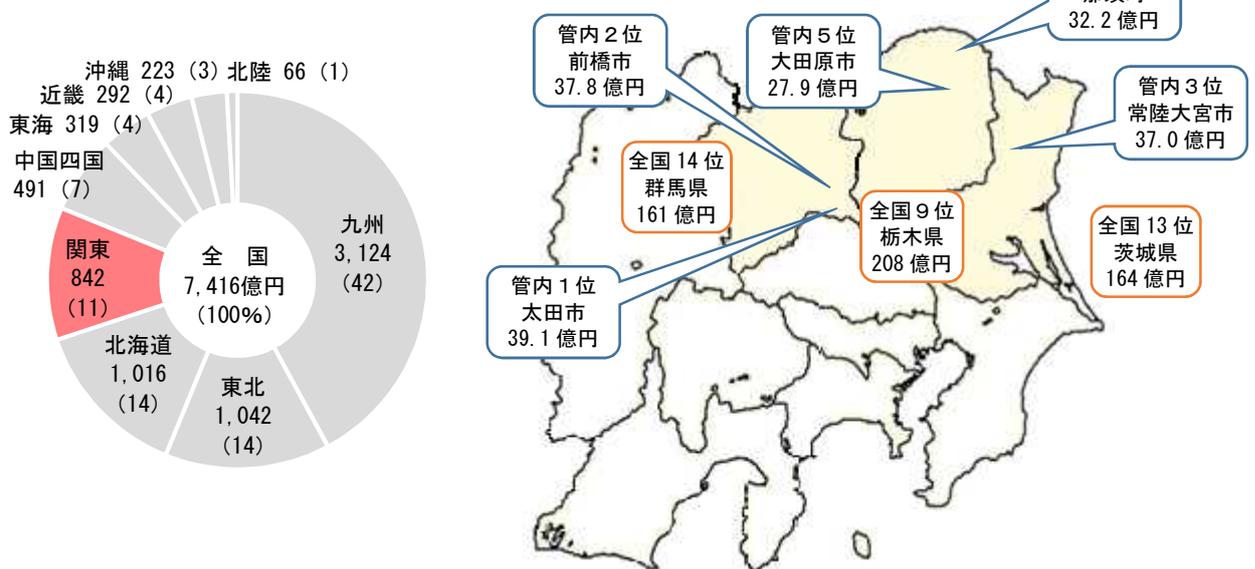
全国シェアと関東管内の主な生産地（平成30（2018）年）



資料：農林水産省、「生産農業所得統計」（以下同じ）

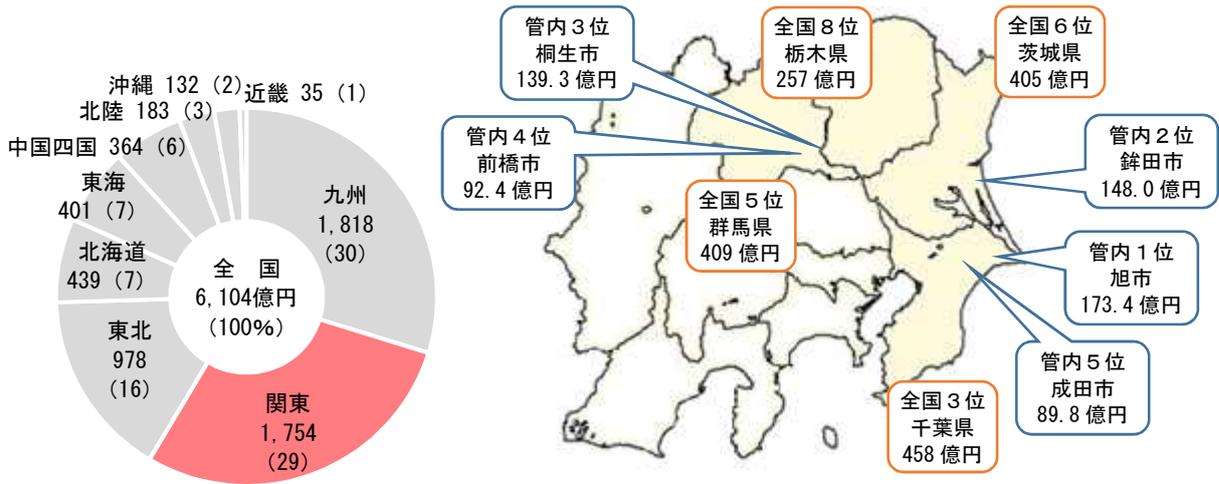
肉用牛

全国シェアと関東管内の主な生産地（平成30（2018）年）



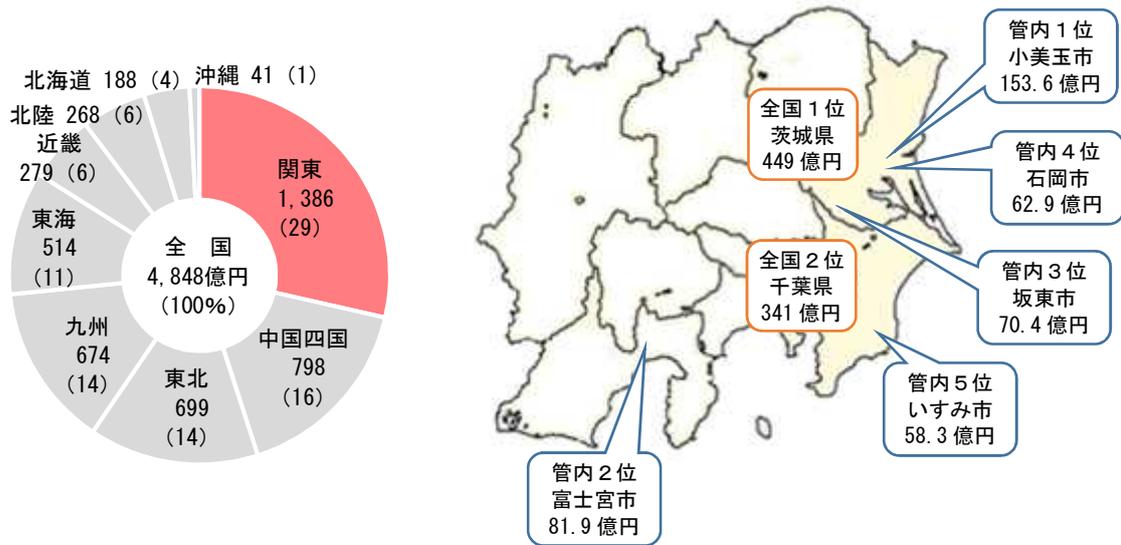
豚

全国シェアと関東管内の主な生産地（平成 30（2018）年）



鶏卵

全国シェアと関東管内の主な生産地（平成 30（2018）年）



コラム

- ・統計データを活用して山梨県の農業を紹介した記事（関東農政局山梨県拠点作成）が地方新聞に連載

山梨県の旬の農産物等について、統計データを加工したグラフや表と、その内容を解説した原稿を山梨県の地方紙である山梨日日新聞に提供し、「データで見る山梨の農業」が、令和2（2020）年1月から毎月1回掲載されている。

統計調査の結果は、農林水産行政推進の基礎資料として活用されるが国共有の財産として広く一般に利活用されることが望ましい。

そこで、統計データをグラフや表に整理し、内容を解説した原稿を新聞に掲載してもらう取組を検討。山梨県下で最も読者数が多い山梨日日新聞に、本取組の企画案及び原稿案を持って、掲載の依頼を行った。その結果、本年1月から第4月曜日に「月曜経済」という欄に掲載される機会を得た。

山梨県民が日頃から目にするぶどう棚やももなどの畑であるが、「知っているようで知らない山梨県の農業」をグラフなど視覚化しわかりやすい解説も付加することで、雑学的な要素も含めた記事として読者に興味をもってもらうように工夫している。

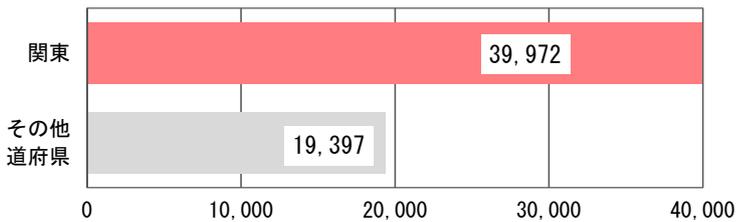
月別のテーマ

掲載月	掲載内容
1月	耕地面積
2月	農業産出額
3月	トマト
4月	スイートコーン
5月	おうとう
6月	もも
7月	ぶどう

3 食料の販売環境、物流等の状況

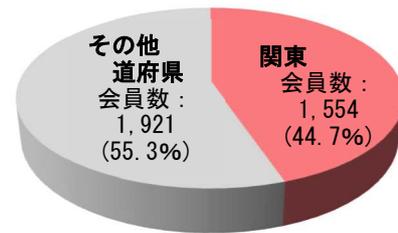
◎ 関東の主要都市の大多数は、大消費地である東京から 200km 圏内に集中。また、鉄道網、道路網が発達するとともに、大規模な空港、港湾が整備され、物流面での条件は他の地域よりも有利である。都市部と農村地域の経路上には、多くの農産物直売所や観光農園が存在。大消費地を中心に多数の食料品関連事業所や教育機関が存在しており、産地と連携した食育等も盛んに行われている。

食料品関連事業所数
(各都道府県平均)



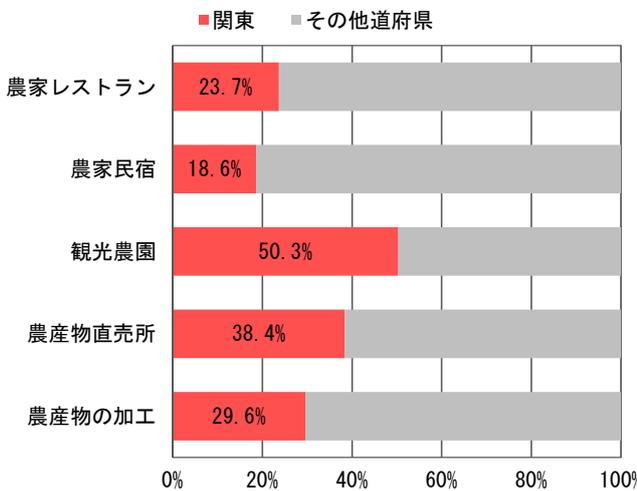
資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査結果」
注：「食料品関連事業所」とは、「経済センサス」の産業分類における、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスを営む事業所を指す。

食育活動の推進に係る
ネットワークの会員数

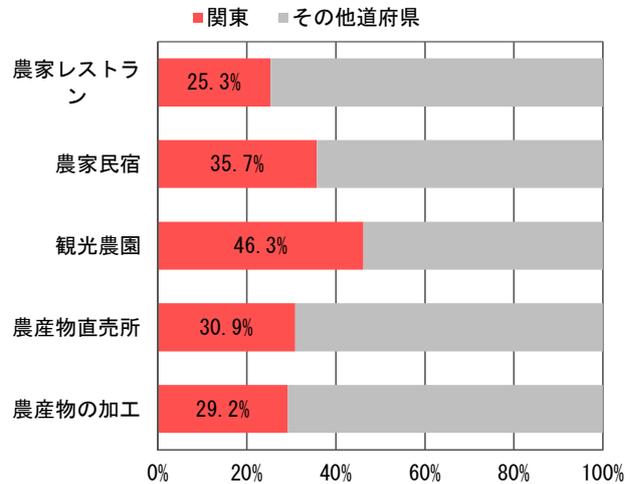


資料：関東農政局作成
注：関東は、平成 31 (2019) 年 4 月現在、その他は、平成 28 (2016) 年度現在

全国に占める関東の農産物直売所等の状況 (全国=100%)
事業所の割合



販売金額の割合

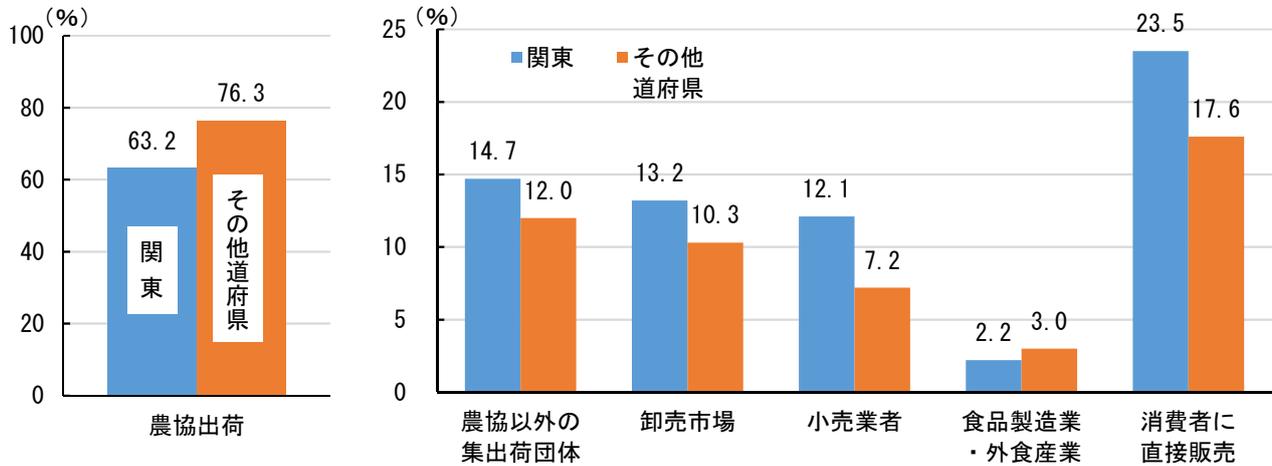


資料：農林水産省、「平成 29 年度 6 次産業化総合調査報告」

・農産物出荷先別の経営体の割合

◎ 小売業者、消費者への直販を行う経営体の割合は、それぞれ約12%、約24%と他道府県より高い。一方で、農協への出荷割合は、約63%と他道府県より低い。

農産物出荷先別の経営体の割合（複数回答）

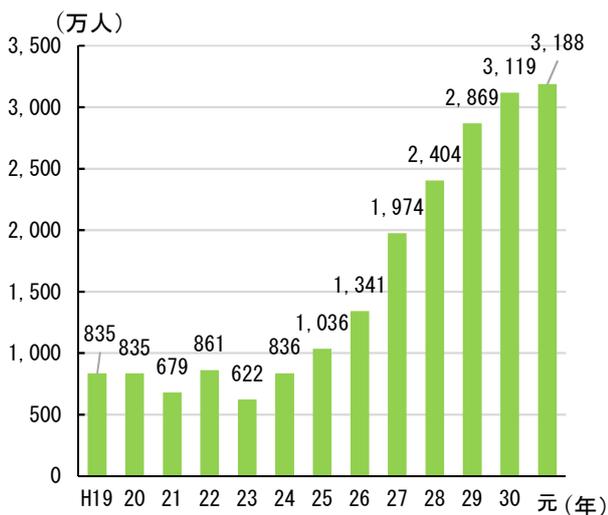


資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

・訪日外国人の動向

◎ 全国的にみて、訪日外国人旅行者は年々増加。訪日外国人旅行者のうち「自然体験ツアー・農漁村体験」をした者は7%に留まる一方、次回は体験したいと答えた者は16%存在することから、関東管内においても、農泊に向けた動きが活発化しつつある。

全国の訪日外客数の推移

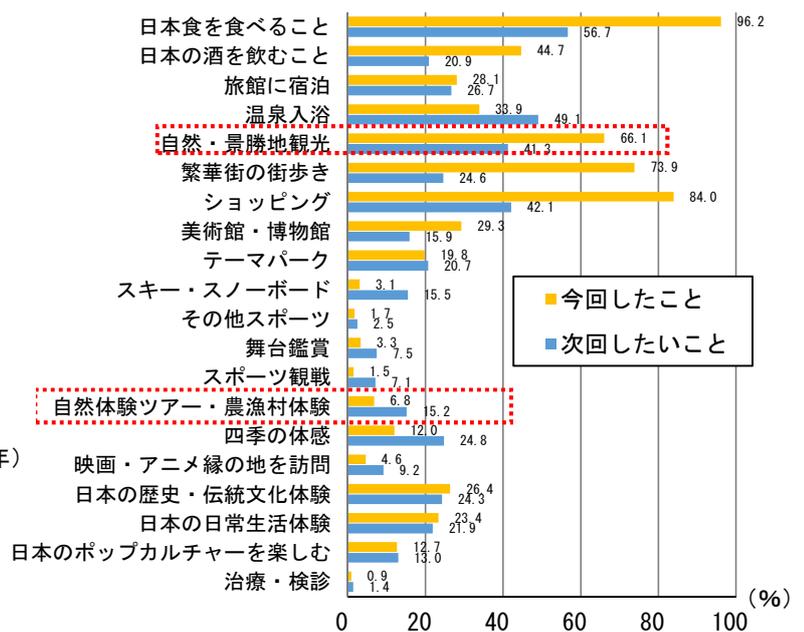


資料：日本政府観光局 (JNTO) 「年別訪日外客数」

注：法務省資料に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計。

訪日外国人アンケート（平成30(2018)年）

今回したこと 次回したいこと



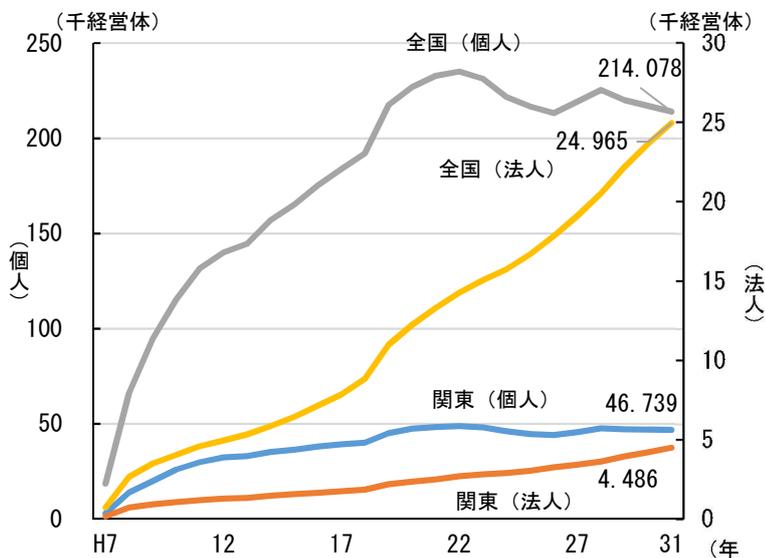
資料：農林水産省「農泊の推進について」

4 担い手の状況

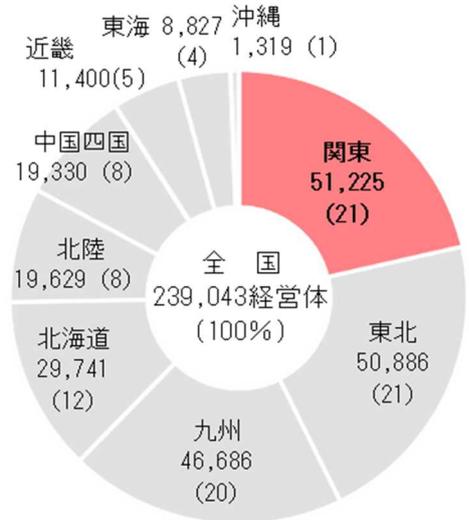
・認定農業者

- ◎ 関東管内の認定農業者数は、5万1千経営体で全国の2割を占め、近年は横ばい傾向となっている。これは、新規の認定者がいる一方、計画期間を終えた認定者が高齢等を理由に再認定申請を行わないことによる。法人については、全国と同様に増加している。
- ◎ 認定農業者の営農類型別では、単一経営が3万経営体（構成比59%）、複合経営が2万1千経営体（同41%）。単一経営における営農類型を全国と比べると、「露地野菜」（関東の構成比15%、全国の構成比7%）、「果樹類」（同9%、同7%）などの割合が高く、「稲作」（同11%、同17%）の割合が低い。

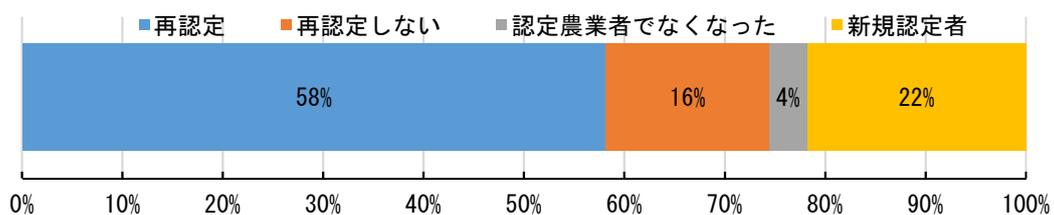
認定農業者数の推移



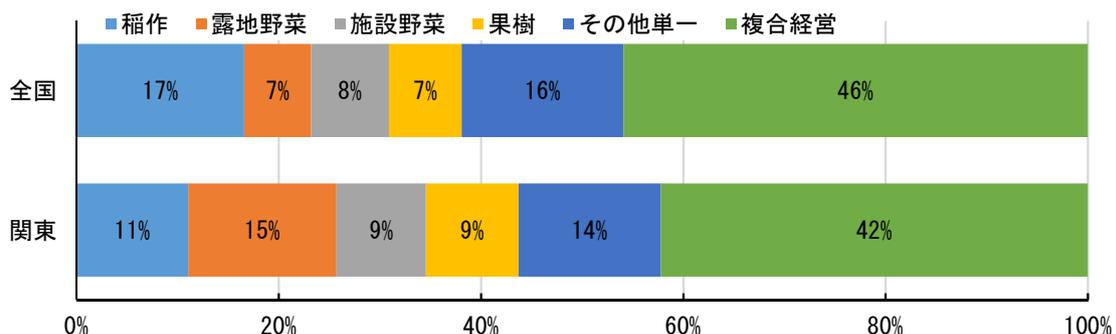
農政局別認定農業者数
（平成31(2019)年）



認定農業者の増減理由（平成31(2019)年、関東）



営農類型別認定状況平成（平成31(2019)年）



資料：農林水産省「認定農業者の認定状況」

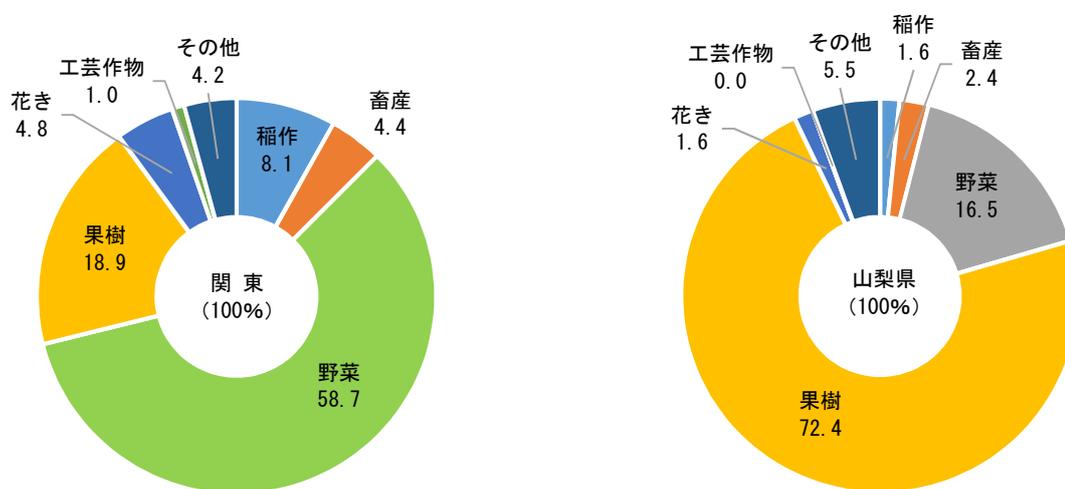
・新規就農者、外国人労働者数

◎ 平成 30（2018）年度の関東管内の新規就農者数は 2,639 人で自営就農 1,082 人、新規参入 524 人、雇用就農 1,033 人となっている。

このうち新規就農者（雇用就農除く）を作物別で見ると、関東全体では、野菜が 6 割を占め、果樹が 2 割となっているが、県別に見ると、山梨県では果樹の割合が高くなっている。

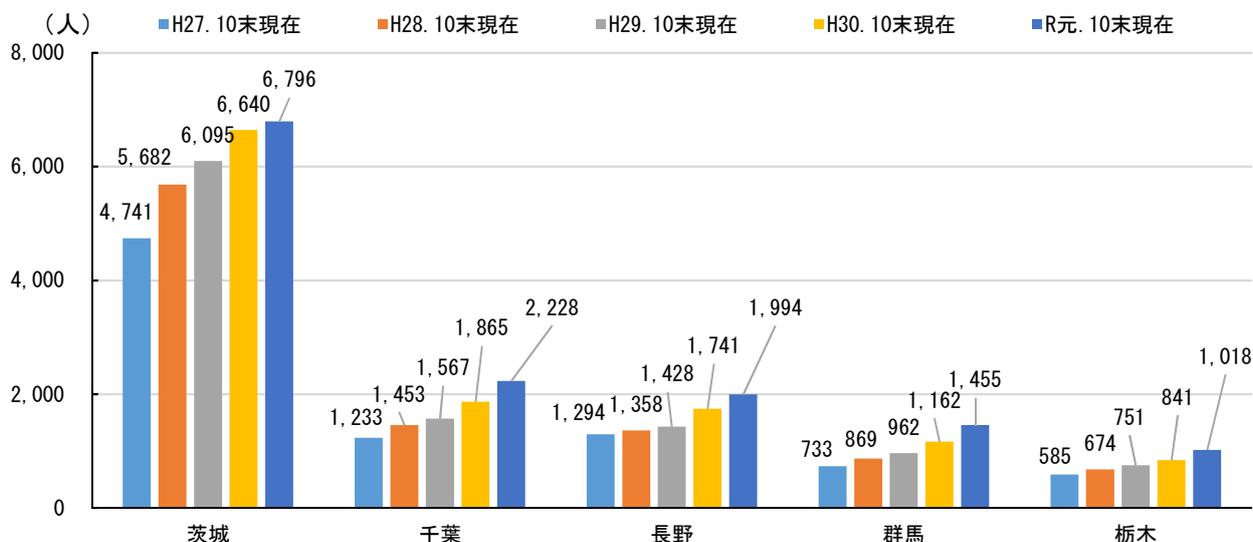
◎ 生産現場においては恒常的に労働力の確保が難しい状況となっており、外国人労働者数は年々増加している。また、令和元（2019）年 4 月から、一定の専門性と技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、新たな在留資格（特定技能）が設けられた。

関東管内の新規就農者（独立自営・新規参入）の作物別割合（平成 30（2018）年）



資料：各都県調べ

関東管内の農業分野の外国人労働者数の推移（上位 5 県）



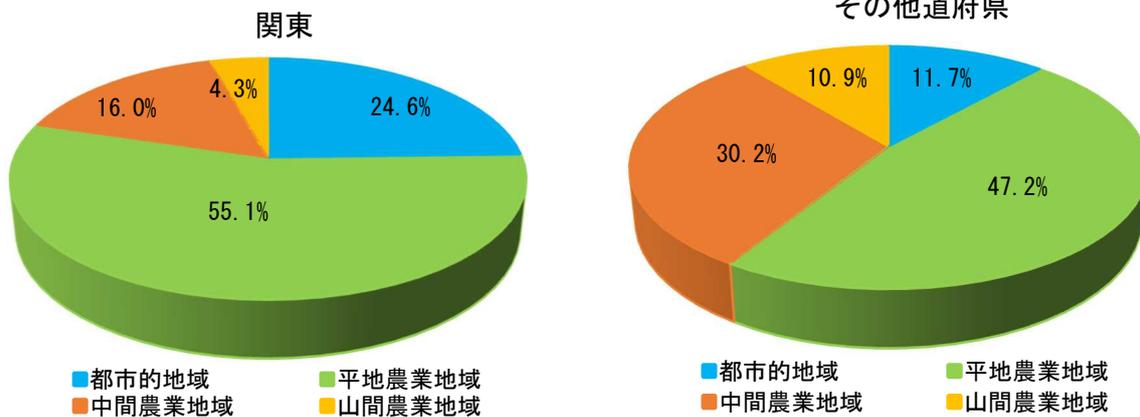
資料：厚生労働省各県労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各年 10 月末現在）

注：H27.10～H29.10については、農業・林業における外国人労働者数

5 農地の状況

- ◎ 関東管内の経営耕地総面積の約 55%が平地農業地域、約 25%が都市的地域、約 20%は中山間地域に属している。
- ◎ 農地の約 80%が平地農業地域又は都市的地域に属し、他の地域よりも農業生産に有利な条件にあると考えられる。

農業地域類型区分



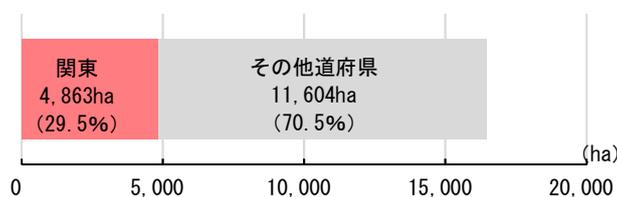
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

注：農業地域類型区分とは、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき、旧市町村を「都市的地域」、「平地農業地域」、「中間農業地域」、「山間農業地域」の4つに区分したものである。

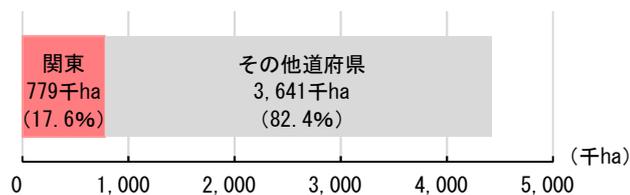
- ◎ 荒廃農地の面積は高止まりの状況にあり、特に近年は再生困難な農地が増えている。
- ◎ 農地の転用面積は国全体の転用面積の 29.5%となっており、関東管内の耕地の全国に占める割合（17.7%）に鑑みれば、関東管内は開発圧力が高いと考えられる。

関東管内の転用面積と耕地面積の割合

農地の転用面積（平成 28(2016)年）



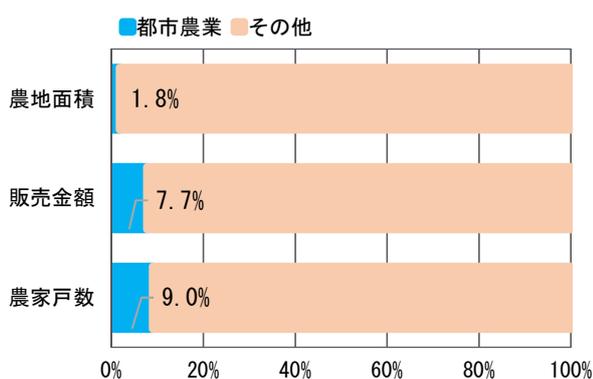
耕地面積（平成 30(2018)年）



資料：農林水産省「平成 28 年農地の移動と転用」、「平成 30 年耕地及び作付面積統計」

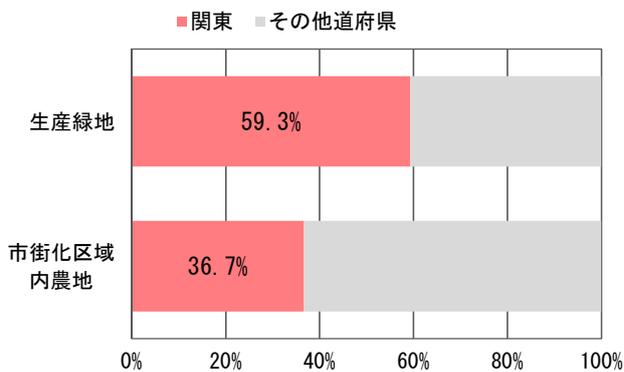
- ◎ 全国において都市農業が営まれている市街化区域内の農地は全農地の約2%であるが、都市農業を営む農家の販売金額、戸数は全体の約1割を占める。
- ◎ 関東管内における生産緑地、市街化区域内の農地面積は、全国の同面積のそれぞれ約6割、約4割に及ぶ。

都市農業に関連する指標（試算）
（全国=100%）



資料：国土交通省、「都市計画現況調査」
注：市街化区域内農地は平成28(2016)年1月1日時点、生産緑地は平成28(2016)年3月31日時点。

生産緑地地区の指定面積等の割合
（全国=100%）



資料：国土交通省「都市計画現況調査」
注：市街化区域内農地は平成28(2016)年1月1日現在、生産緑地は平成28(2016)年3月31日現在。

【卷末参考】

1 令和元（2019）年度表彰受賞者等のリスト（関東管内）

第58回 農林水産祭

<天皇杯>

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者(敬称省略)
静岡県	浜松市	多角化経営	第48回日本農業賞	京丸園株式会社 代表 鈴木厚志

<内閣総理大臣賞>

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者(敬称省略)
群馬県	利根郡昭和村	農産・蚕糸	第45回群馬県こんにゃく立毛共進会	狩野和紀、狩野郁江
長野県	飯田市	多角化経営	第48回日本農業賞	みなみ信州農業協同組合柿部会 代表 常盤昌昭

<日本農林漁業振興会会長賞>

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者(敬称省略)
栃木県	大田原市	林産	全国林業経営推奨行事	須藤義朗

<日本農林漁業振興会会長賞(女性の活躍)>

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者(敬称省略)
栃木県	下野市	多角化経営	平成30年度農山漁村女性活躍表彰	企業組合らんどまあむ 代表 大越歌子

※ 農林水産祭天皇杯の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/191018.html>（農林水産省）



第4回 農のいとなみと鉄道フォトコンテスト

<関東農政局長賞>

撮影場所	受賞者(敬称省略)
神奈川県小田原市	小澤 宏

※ 農のいとなみと鉄道フォトコンテストの詳細内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/photocontest.html>（関東農政局）



第3回 食育活動表彰

<農林水産大臣賞>

都県	部門	受賞者(敬称省略)
山梨県	ボランティア	山梨県立ひばりが丘高等学校 うどん部
東京都	教育関係者・事業者	気まぐれ八百屋だんだん

<消費・安全局長賞>

都県	部門	受賞者(敬称省略)
山梨県	教育関係者・事業者	山梨学院短期大学
神奈川県	教育関係者・事業者	神奈川・食育をすすめる会

※ 食育活動表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/3rd.html> (農林水産省)



未来につながる持続可能な農業推進コンクール

<農林水産大臣賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
千葉県	いすみ市	有機農業・環境保全型農業	いすみ市環境保全型農業連絡部会

<生産局長賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
静岡県	掛川市	有機農業・環境保全型農業	株式会社しあわせ野菜畑

<関東農政局長賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
群馬県	太田市	有機農業・環境保全型農業	定方農園

※ 未来につながる持続可能な農業推進コンクールの詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/200207.html> (農林水産省)



<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyoku/index.html#konkuru> (関東農政局)



飼料用米多収日本一関東農政局長表彰

<関東農政局長賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
茨城県	北相馬郡利根町	片岡秀男
栃木県	下都賀郡壬生町	糸川富男
千葉県	匝瑳市	安藤浩一

※ 飼料用米多収日本一関東農政局長表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/press/sinko/200331.html> (関東農政局)



農山漁村女性活躍表彰

<農林水産大臣賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
群馬県	県域	女性地域社会参画	アグリレディースネットワークぐんま
静岡県	御前崎市	若手女性チャレンジ	栗本めぐみ

<経営局長賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
千葉県	袖ヶ浦市	女性起業・新規事業開拓	農事組合法人みずき会
群馬県	前橋市	若手女性チャレンジ	齋藤ゆかり

<農山漁村男女共同参画推進協議会会長賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
群馬県	太田市	女性起業・新規事業開拓	峰岸春代
埼玉県	さいたま市	女性活躍法人	有限会社 黒臼洋蘭園

※ 農山漁村女性活躍表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/sankakuhp/hyosyo/hyosyotop.html>

(関東農政局)



輸出に取り組む優良事業者表彰

<食料産業局長賞>

都県	市町村	取扱品目	受賞者(敬称省略)
長野県	飯田市	市田柿	みなみ信州農業協同組合

※ 輸出に取り組む優良事業者表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/101.html> (農林水産省)



全国優良経営体表彰

<農林水産大臣賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
静岡県	静岡市	経営改善	有限会社なかじま園
静岡県	富士宮市	生産技術革新	農事組合法人富士農場サービス
群馬県	安中市	販売革新	下仁田ミート株式会社
長野県	御代田町	担い手づくり	有限会社トップリバー

<経営局長賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
東京都	清瀬市	経営改善	小寺正明
静岡県	静岡市	販売革新	株式会社わさびの門前
静岡県	富士宮市	販売革新	富岡佐野農園株式会社
静岡県	静岡市	担い手づくり	株式会社鈴生
静岡県	磐田市	担い手づくり	中遠地域農地活用連絡会

＜全国担い手育成総合支援協議会会長賞＞

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
栃木県	足利市	経営改善	石川隆道
栃木県	那須塩原市	経営改善	小針結城
栃木県	宇都宮市	経営改善	農事組合法人しのい夢ファーム
埼玉県	深谷市	経営改善	株式会社一心園
静岡県	掛川市	経営改善	株式会社まるやま農場
栃木県	宇都宮市	働き方改革	阿部英生
静岡県	牧之原市	働き方改革	有限会社ヤマセン
静岡県	浜松市	担い手づくり	鈴木幸隆

※ 全国優良経営体表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/keiei/191125.html> (農林水産省)



地産地消等優良活動表彰

＜食料産業局長賞＞

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
栃木県	足利市	生産	株式会社長谷川農場
東京都	新宿区	教育関係	新宿区立落合第六小学校

※ 地産地消等優良活動表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/attach/pdf/index-68.pdf (農林水産省)



第28回 優良外食産業表彰

＜農林水産大臣賞＞

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
東京都	品川区	新規業態・人材開発	銀座アスター食品 株式会社
東京都	品川区	新規業態・人材開発	B-R サーティワンアイスクリーム 株式会社
東京都	渋谷区	生産性向上	株式会社 KICHIRI

＜食料産業局長賞＞

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
神奈川県	横浜市	生産性向上	株式会社 サンライズサービス

※ 優良外食産業表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/service/200324.html> (農林水産省)



第7回「食品産業もったいない大賞」

<食料産業局長賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
埼玉県	加須市	ウム・ヴェルト株式会社、農業法人アグリファーム株式会社、フロイデ株式会社
埼玉県	さいたま市	コープデリ生活協同組合連合会
東京都	渋谷区	キューピー株式会社
東京都	調布市	キューピータマゴ株式会社

※ 食品産業もったいない大賞の詳細内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/mottai/mottai.html> (農林水産省)



豊かなむらづくり全国表彰事業

<農林水産大臣賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
茨城県	東茨城郡茨城町	ひろうら田舎暮らし体験推進協議会
栃木県	那須郡那珂川町	小砂 village 協議会
長野県	長野市	平生産管理組合

<関東農政局長賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
埼玉県	北足立郡伊奈町	忠次プロジェクト推進協議会

※ 豊かなむらづくり全国表彰事業の詳細内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/yutakura/170302.html> (関東農政局)



第28回 関東農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰

<関東農政局長賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
茨城県	石岡市	農業生産法人やさと菜苑株式会社
長野県	安曇野市	帯刀佳郎

※ 国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shigen/hyoushou/28th.html> (関東農政局)



鳥獣対策優良活動表彰

<農林水産大臣賞>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
長野県	小諸市	捕獲鳥獣利活用	長野県小諸市

※ 鳥獣対策優良活動表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/hyousyou/hyousyou_koremade.html

(農林水産省)



多面的機能発揮促進事業関東農政局長表彰

<関東農政局長賞最優秀賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
群馬県	明和町	明和地域広域協定運営委員会
千葉県	君津市	三舟の里保全会
山梨県	韮塚市	中谷環境保全会

<関東農政局長賞優秀賞>

都県	市町村	受賞者(敬称省略)
茨城県	笠間市	泉・南部巴川流域守る会
栃木県	足利市	島田町水と緑を守る会
埼玉県	秩父市	布里田中の地域資源を保全する会
東京都	羽村市	羽用水保全会
長野県	木祖村	西山維持保全管理組合
静岡県	浜松市	和地地区環境保全対策協議会

※ 多面的機能発揮促進事業関東農政局長表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/nouchi/2003116.html> (関東農政局)



ディスカバー農山漁村(むら)の宝

<第6回選定>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
茨城県	常陸大宮市	コミュニティ	JA 常陸奥久慈枝物部会
群馬県	川場村	コミュニティ	富士山集落活性化協議会
東京都	渋谷区	コミュニティ	東京 NEO-FARMERS !
埼玉県	熊谷市	ビジネス	TATAGREEN 株式会社
静岡県	島田市	ビジネス	杉本製茶株式会社
東京都	檜原村	個人	高橋 亨

<関東農政局「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」優良事例選定地区>

都県	市町村	部門	受賞者(敬称省略)
栃木県	那須塩原市	コミュニティ	ふるさとにしなす産直会
栃木県	小山市	コミュニティ	みたとうぶ保全会
千葉県	千葉市	コミュニティ	特定非営利活動法人千葉自然学校
東京都	渋谷区	コミュニティ	特定非営利活動法人全国農業体験農園協会
山梨県	甲府市	コミュニティ	一般社団法人中道農産物加工直売組合
山梨県	甲府市	コミュニティ	帯那地域活性化推進協議会
茨城県	行方市	ビジネス	なめがたしろはとファーム
栃木県	小山市	ビジネス	株式会社いちごの里ファーム
群馬県	みなかみ町	ビジネス	一般社団法人みなかみ町体験旅行
静岡県	伊豆市	ビジネス	伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」

※ ディスカバー農山漁村(むら)の宝の詳細な内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/discover/index.html> (関東農政局)



2 農業遺産の認定地域等のリスト (関東管内)

(1) 農業遺産の認定地域

○世界農業遺産

地域	農林水産業システム	認定年
静岡県掛川周辺地域	静岡の茶草場農法(しずおかのちゃぐさばのうほう)	平成 25(2013)年
静岡県わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	平成 30(2018)年

(令和 2(2020)年3月末現在)

○日本農業遺産

地域	農林水産業システム	認定年
埼玉県武蔵野地域	武蔵野の落ち葉堆肥農法	平成 29(2017)年
山梨県峡東地域	盆地に適応した山梨の複合的果樹システム	平成 29(2017)年
静岡県わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	平成 29(2017)年

(令和 2(2020)年3月末現在)

※ 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html (農林水産省)



(2) 世界かんがい施設遺産

都県	市町村	かんがい施設名	登録年
茨城県	北茨城市	十石堀(じゅっこくぼり)	令和元(2019)年
栃木県	那須塩原市	那須疏水(なすすすい)	平成 29(2017)年
群馬県	甘楽町	雄川堰(おがわぜき)	平成 26(2014)年
群馬県	高崎市	長野堰用水(ながのせきようすい)	平成 28(2016)年
埼玉県	行田市ほか	見沼代用水(みぬまだいようすい)	令和元(2019)年
山梨県	北杜市	村山六ヶ村堰疏水(むらやまろっかむらせぎすすい)	平成 28(2016)年
長野県	茅野市	滝之湯堰・大河原堰(たきのゆせぎ・おおかわらせぎ)	平成 28(2016)年
長野県	佐久市	五郎兵衛用水(ごろべえようすい)	平成 30(2018)年
長野県	松本市、安曇野市	拾ヶ堰(じっかせぎ)	平成 28(2016)年
静岡県	裾野市ほか	深良用水(ふからようすい)	平成 26(2014)年
静岡県	三島市	源兵衛川(げんべえがわ)	平成 28(2016)年

(令和 2(2020)年3月末現在)

(3) SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)認定地域

都県	地域	地域の食	認定年
埼玉県	秩父地域	ずりあげうどん、川魚料理	平成 30(2018)年
長野県	小諸市	おにかけそば	令和元(2019)年
長野県	白馬村	そば料理	平成 30(2018)年
長野県	山ノ内町	りんご、そば	令和元(2019)年
静岡県	浜松・浜名湖地域	うなぎ、海の幸	平成 29(2017)年

(令和 2(2020)年3月末現在)

※ 世界かんがい施設遺産登録施設の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html> (農林水産省)



※ SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html> (農林水産省)



※ 2020 関東農業マップはこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/2020nougyoumap.html> (関東農政局)



3 地理的表示（GI）の登録状況（関東管内）

登録番号	名称	生産地	登録日
6	江戸崎かぼちゃ	茨城県	平成 27(2015)年 12 月 22 日
13	市田柿	長野県	平成 28(2016)年 7 月 12 日
18	三島馬鈴薯	静岡県	平成 28(2016)年 10 月 12 日
34	すんき	長野県	平成 29(2017)年 5 月 26 日
35	新里ねぎ	栃木県	平成 29(2017)年 5 月 26 日
36	田子の浦しらす	静岡県	平成 29(2017)年 6 月 23 日
38	飯沼栗	茨城県	平成 29(2017)年 6 月 23 日
59	水戸の柔甘ねぎ	茨城県	平成 30(2018)年 2 月 7 日
71	奥久慈しゃも	茨城県	平成 30(2018)年 12 月 27 日
77	東京しゃも	東京都	令和元(2019)年 5 月 8 日

（令和 2(2020)年 3 月末現在）

4 指定棚田地域（関東管内）

県名	現市町村名	指定地域数
栃木県	那珂川町	3地域
千葉県	鴨川市	2地域
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市、千曲市、辰野町、売木村、麻績村、白馬村、小谷村、山ノ内町、野沢温泉村、飯山市	35地域
静岡県	松崎町、菊川市	2地域
4県	17市町村	42地域

（令和 2(2020)年 8 月末現在）

※指定棚田地域は、昭和 25(1950)年2月1日時点の市町村区域(旧市町村)

索引

五十音順	ページ
か	
環境保全型農業	62
高収益作物次期作支援交付金	15
さ	
持続的生産強化対策事業	7
新規就農者	31, 47, 95
水田の汎用化	33, 34
水稲直播栽培	34
スマート農業（用語解説あり）	<u>31</u> , 32, 53, 54
青年等就農資金	47
た	
多面的機能	40, 45, 58, 59
地理的表示（GI）保護制度（用語解説あり）	21, 23, <u>24</u>
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	4
な	
日本型直接支払	58
認定農業者	45, 59, 94
農業経営相談所	48
農業次世代人材投資資金	47
農地集積	34, 44, 45, 46
農地中間管理機構（農地バンク）	44, 45, 63
農泊（用語解説あり）	<u>66</u> , 93
農福連携	68, 69
農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）（用語解説あり）	<u>20</u>
は	
被災農家等営農再開緊急対策事業	7
人・農地プラン	44, 45
ら	
6次産業化	25
アルファベット順	ページ
ASF	12
CSF（用語解説あり）	<u>9</u> , 10, 11, 12, 13
GAP（用語解説あり）	22, <u>23</u>
HACCP	42

※ アンダーラインがあるページは用語解説あり

(注) 本文の記載は、原則として令和2（2020）年3月末現在のもの。

編集・発行 農林水産省関東農政局 企画調整室

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-600-0600（代表） 内線 3106（企画調整室）

FAX 048-600-0602（企画調整室）

関東農政局 Web ページ <http://www.maff.go.jp/kanto/index.html>
(関東農政局)



関東食料・農業・農村をめぐる事情
<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/meguji/index.html> (関東農政局)

